

第2次八王子市教育振興基本計画

ビジョン はちおうじの教育

みんなで育てよう はちおうじっ子

平成27~31年度



平成27年2月
八王子市教育委員会

はじめに

八王子市教育委員会は、平成22年2月に「八王子市教育振興基本計画 ゆめおり教育プラン」を策定しました。この計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、本市のめざす教育の姿として「子どもたちの『生きる力』の育成」「特色ある学校づくりの推進と学校の教育力向上」「学校、家庭、地域の連携の強化」「主体的に学び、自己を高める生涯学習社会の形成」を掲げ、その実現に向けて取り組むべき具体的施策を示すものでした。

策定から5年が経過し、この間、教育を取り巻く社会状況は大きく変わりました。東日本大震災を契機に、困難な状況に直面した時に自ら考え判断し行動する力、困難に立ち向かうために周囲の人々と協力し合う力などを育む教育や、学校・家庭・地域のより一層の連携強化が求められています。また、「いじめ」などの問題行動や体罰など、さまざまな課題への対応が求められています。

八王子市教育委員会では、これまでの取組の成果と課題、国や都、更には社会の動向を踏まえ、今後10年間を通じてめざす教育の姿、施策展開の方向と今後5年間に取り組む具体的施策を整理し、ここに第2次八王子市教育振興基本計画としてまとめました。

平成27年4月には教育委員会制度が改正され、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図ることとしています。本計画は新しい制度のもとで市長が策定する「教育に関する大綱」として尊重されることを期待するものです。

今後、八王子市教育委員会は、本計画に基づき施策を展開していきますが、その実現には市長をはじめとする市役所内部はもとより、家庭や地域の力が不可欠です。市民の皆さまには、引き続き八王子市の教育へのご協力、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

平成27年2月

八王子市教育委員会

目 次

第1章 第2次八王子市教育振興基本計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 八王子市教育委員会の教育目標・基本方針	3

第2章 第2次八王子市教育振興基本計画の方向性

1 「ゆめおり教育プラン」の成果と課題	6
2 市民の教育に対する思い	8
3 今後、特に検討していかなければならない課題	10
4 計画の新たな視点	14
5 今後10年間を通じてめざす教育の姿	15

第3章 施策体系図

第4章 今後10年間を通じてめざす施策展開の方向

第5章 今後5年間に取り組む施策

はちおうじっ子の「生きる力」の育成

1 確かな学力の育成	
施策1 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上	20
2 豊かな心の育成	
施策2 自分を大切にし、他者を思いやる心の育成	22
施策3 現代的・社会的な課題に対応した学習の推進	24
施策4 読書活動の推進	26
施策5 体験活動の充実	28
施策6 部活動の充実	30
3 健康なからだ・体力の育成	
施策7 食育の推進	32
施策8 体力向上に向けた取組の推進	34
4 一人一人のニーズに応じた教育の推進	
施策9 特別支援教育の充実	36
施策10 登校支援の充実	38
施策11 総合教育相談の充実	40
施策12 帰国・外国人児童生徒への日本語指導の充実	42

施策13	教育の機会均等の確保	44
5	円滑で継続性・連続性のある教育の推進	
施策14	保・幼・小の連携の推進	46
施策15	小中一貫教育の充実	48
施策16	社会的・職業的自立に向けた教育の推進	50

学校の教育力向上

6	教員の資質・能力の向上	
施策17	教員研修の充実	52
7	学校の自主性・自律性の確立	
施策18	学校の経営力向上	54
施策19	学校の組織力向上	56
8	地域の力を活かした学校づくり	
施策20	地域運営学校の拡充	58
施策21	多様な人材を活かした教育活動の推進	60
施策22	学校だけでは解決が困難な問題に対する支援	62
施策23	教育関係機関等との連携	63
施策24	子どもの安全・安心の確保	64
9	学びを支える環境づくり	
施策25	学校の再編と施設の充実	66
施策26	学校ICT環境の充実	68
施策27	教材教具の整備	70

家庭、地域の教育力向上支援

10	家庭の教育力を支援するしくみづくり	
施策28	家庭教育支援活動の推進	72
11	地域の力を高める学校づくり	
施策29	学校を拠点とした地域の交流機会の充実	74
施策30	放課後の子どもの居場所づくり	76

学びが豊かな心を育む生涯学習の推進

12	市民がつながる生涯学習の推進	
施策31	子どもの頃から始める学びの基礎づくり	78
施策32	誰もがいつでもどこでも学べるしくみづくり	80
施策33	学習成果を活かし市民がつながる生涯学習の推進	82
施策34	生涯学習環境の充実	84
13	「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境づくり	
施策35	読書のまち八王子の推進	86
14	誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション	
施策36	ライフステージ等に応じたスポーツの推進	88
施策37	スポーツをする場の整備・確保	90
施策38	スポーツ情報の充実	92

施策３９	スポーツを活用した地域づくりと八王子の魅力発信	９４
施策４０	２０２０年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて	９６
１５	郷土八王子の理解を深める文化の保存・継承	
施策４１	文化財や伝統芸能の保存・継承と活用	９８
施策４２	文化財関連施設の拡充	１００
第６章	計画の推進と進行管理	１０２
資料編		
第２次八王子市教育振興基本計画策定検討会開催要綱		１０３
第２次八王子市教育振興基本計画策定検討会委員名簿		１０４
第２次八王子市教育振興基本計画策定検討会の経過		１０５
用語の説明		１０６

本文中＊は、１０６ ページからの「用語の説明」を参照してください。
 なお＊は初出に付けています。

第1章 第2次八王子市教育振興基本計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の進行や国際化、情報化の進展など、社会状況が大きく変化し、教育分野においても早急に対応すべき問題や課題が生じている中、平成18年12月に教育基本法が改正され、国及び地方公共団体において「教育振興基本計画」を定めることとなりました。市教育委員会では市の基本計画と教育目標に沿って平成22年2月に「八王子市教育振興基本計画 ゆめおり教育プラン」（以下「ゆめおり教育プラン*」という。）を平成22年度から平成26年度までを計画期間として策定しました。この計画では、子どもを取り巻く教育環境の状況や課題について学校、家庭、地域という視点から分析し、さまざまな施策に取り組んできました。

国は、平成25年6月に「第2期教育振興基本計画*」を閣議決定し、平成25年度から平成29年度までの5年間に取り組むべき計画を策定しました。その中では、第1期計画において掲げた10年間を通じてめざす教育の姿「義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」の達成はいまだ途上にあるとし、「自立」「協働」「創造」を基軸とした新たな教育プログラムを実現するための生涯学習社会の構築を旗印として、教育再生に向けたさまざまな施策を推進していく必要があるとしています。具体的には、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の4つの横断的視点で教育のあり方をとらえ、人口減少や経済的格差、地域社会や家族の変容など、現在の危機的な我が国の状況を打開していこうとしています。

また、東京都は、「東京都教育ビジョン（第2次）」までの教育改革の成果と課題、国の動向やこれからの10年間に予想される社会の変化等を踏まえ、平成25年4月に「東京都教育ビジョン（第3次）*」を策定しました。そこでは、「社会全体で子供の『知』『徳』『体』を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う」ことを基本理念として「一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める」「『知』『徳』『体』の調和のとれた生きる基盤を培う」「変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる」「社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める」「学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる」の5つの視点を重視して教育施策を展開していこうとしています。

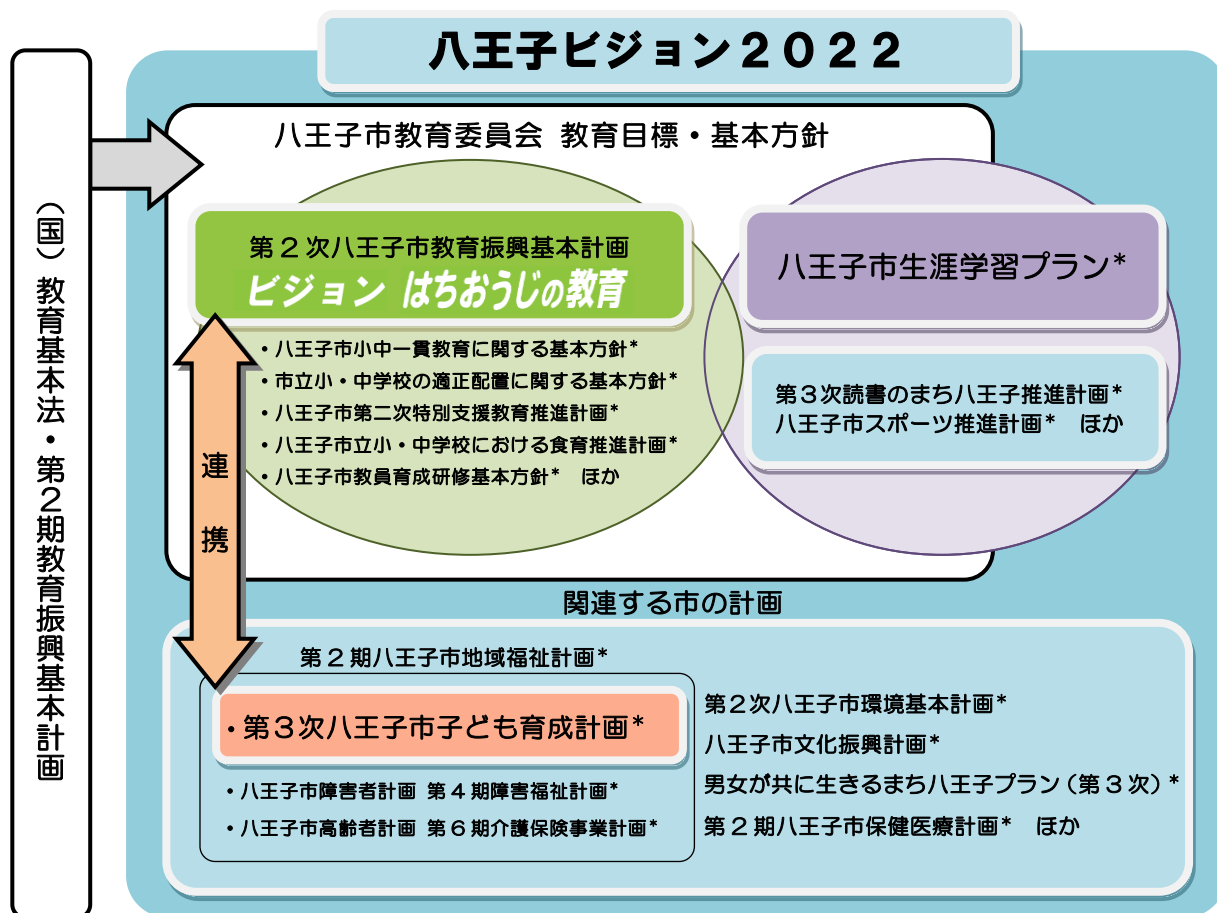
本市は、平成25年3月に、基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022*」（以下「八王子ビジョン2022」という。）を策定しました。「八王子ビジョン2022」のめざす都市像のひとつに「生き生きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち」を描いており、子ども・子育て支援施策と教育施策を一体としてとらえ、相互に連携強化を図ることで、次世代を担う人材を育てる施策を進めることとしています。

このような流れの中、市教育委員会においては、平成22年に策定した「ゆめおり教育プラン」の計画期間が平成26年度で終了するにあたり、これまでの施策の成果と課題を整理し、また、子どもを取り巻く社会の現在の状況を把握して、今後10年を見据えた八王子のめざす教育の姿を掲げ、当面の5年間を計画期間とした「第2次八王子市教育振興基本計画 ビジョン はちおうじの教育」（以下「ビジョン はちおうじの教育」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、市教育委員会の「教育目標」を実現するため、「基本方針」に基づき策定した計画です。

「八王子ビジョン2022」で示された本市の都市像の実現に向け、その個別計画として位置付け、「ゆめおり教育プラン」と同様に「市教育委員会が所管する施策」についての計画として策定しました。



3 計画の期間

本計画では、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間に取り組む施策を示しています。

4 八王子市教育委員会の教育目標・基本方針

八王子市教育委員会教育目標

八王子市教育委員会は、学校教育と社会教育の密接な連携のもと、子どもたちが自分らしさを発揮し、未来に対して夢をもって生きることのできる社会と、すべての市民が生涯にわたって心豊かな人生を送るための生涯学習社会の実現を目指し、以下の教育目標に基づき、積極的に教育行政の推進を図る。

『あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばたけ未来へ』

子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 「あふれる元気」 〈健康な心身・活力〉
 - ・心身ともに健康で、生き生きとした人
- 「かがやく心」 〈豊かな知性と感性・個性〉
 - ・自ら学び考え、知性と感性を高めようとする人
- 「仲間とともに」 〈協調性・社会性〉
 - ・互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人
- 「はばたけ未来へ」 〈意欲・積極性〉
 - ・積極的に自分を高め、社会の向上に貢献しようとする人の育成に向けた教育を推進する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、生涯を通じ、あらゆる場で学び支え合うことができる社会の実現と家庭・学校及び地域が連携し、それぞれが責任を果たし、すべての市民の教育への参加を目指していく。

平成14年1月 決定

八王子市教育委員会の基本方針

八王子市教育委員会は、「教育目標」を達成するため、以下の基本方針に基づき、教育施策を推進します。

基本方針 1 人権尊重の精神の育成 社会貢献の精神の育成

- (1) 同和問題をはじめとするあらゆる偏見や差別をなくす人権教育を推進する。
- (2) 権利と義務、自由と責任について意識を深め、公共心のある自立した個人を育てる教育を推進する。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うとともに、道徳授業地区公開講座などを通じて、家庭、地域と連携し、徳性の涵養を図る。
- (4) 基本的生活習慣や社会規範などに関する学習の機会や情報の提供などにより家庭教育の支援に努める。
- (5) 奉仕活動や体験活動などを通じて社会の一員としての自覚を高めるとともに、社会貢献の精神を育む。
- (6) 学校、家庭、地域と連携・協働し、豊かな心と健康なからだづくりを推進する。
- (7) いじめ、不登校などの多様な課題に対応する相談・支援機能の充実を図るとともに、互いに認め合い、ともに向上することができる学校づくりを推進する。

基本方針 2 豊かな個性の伸長 創造力の伸長

- (1) 児童生徒の学力実態に即して教育計画や指導内容・方法を改善するとともに、基礎、基本の徹底を図り、確かな学力を育成する。
- (2) 多様な教育方法を導入、拡充する。
 - ① 一人一人の能力、資質、特性を伸長できるカリキュラム開発や指導方法の改善充実を図る。
 - ② 習熟の程度や興味・関心に応じた学習集団の編成など個に応じた多様な教育を推進する。
 - ③ 各校種間の接続・連携を重視した教育を推進する。特に小中一貫教育実施に向けた取組みを推進し、小中学校間の連携強化、接続改善を図る。
- (3) 各学校が創意工夫を生かした教育活動を展開し、特色ある学校づくりを推進する。
- (4) 発達段階に応じ、教育活動全体を通じた指導により望ましい職業観、勤労観を育成するとともに、夢や希望を育む進路指導の充実を図る。
- (5) 一人一人の教育ニーズに応じた特別支援教育を推進する。
- (6) 豊かな人間関係を学び、個性や可能性を伸長できるよう、部活動の振興を図る。
- (7) 日本や世界の文化・伝統を学ぶ機会の充実を図り、郷土や国を愛するとともに、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う。
- (8) 大学等との連携、協力による専門研修の充実など教育の研修機会の拡充を図り、資質の向上に努める。

基本方針 3 市民の教育参加の推進 学校経営の改革の推進

- (1) 学校評議員や学校運営協議会などの制度を軸に、保護者や地域住民の学校運営への参画を進め、地域に開かれ信頼される学校づくりを一層推進する。
- (2) 学校教育の改善に向けての各学校の自主性・自律性の確立と校長のリーダーシップの発揮を支援する。
- (3) 学校内外における子どもたちの安全を確保するため、学校安全体制及び地域ぐるみの防犯体制の整備を図る。
- (4) 学校をはじめとする教育施設等は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設・機能の開放や施設の一層の効果的な活用を推進する。
- (5) 学校規模、配置の適正化を図り、良好な教育環境の整備を図る。
- (6) 子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える観点から、家庭・地域の教育力向上を支援するとともに、学校との連携・協働を推進する。併せて、地域の人材や教育資源の積極的な活用を図る。

基本方針 4 生涯学習・スポーツ振興 文化の保存・継承

- (1) 生涯学習社会の充実に向け、大学、民間事業者等との連携を推進し、学習支援と学習機会の提供を図る。
- (2) 図書館、生涯学習センター等による学習や交流の機会並びに情報提供の充実に図る。
- (3) 科学に関する知識の共有化と探究心を育むとともに、科学を通じて交流を図る。
- (4) 生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツ・レクリエーションへの参加機会の拡充を図る。
- (5) 芸術・伝統文化に親しむ機会を提供し、市民による文化の創造・交流の場の充実に図る。
- (6) 八王子に伝わる有形・無形の文化財や郷土資料の保護及び公開・活用を図る。

平成19年4月 改定

第2章 第2次八王子市教育振興基本計画の方向性

1 「ゆめおり教育プラン」の成果と課題

市教育委員会では、「ゆめおり教育プラン」に示す40の具体的施策を対象に、毎年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行ってきました。ここでは、重点施策として取り組んできた11の具体的施策について、その成果と課題をまとめました。

具体的施策	成果と課題
I 一人ひとりの「生きる力」を育成する	
学力向上に向けた取組	平成26年度の全国学力・学習状況調査*の結果において市全体では、中学校の平均正答率は全国平均を上回るものの、小学校では下回っている。また、学校間や個々の児童・生徒の学力の定着度に差があり、個に応じた指導を一層充実させ、基礎的・基本的な知識や技能の定着を図る必要がある。
人間性や社会性を育む教育の推進	平成26年度の全国学力・学習状況調査とあわせて行われた生活習慣や学習習慣に関する調査では、小・中学校ともに9割を超える児童・生徒が、「人の気持ちが分かる人間になりたい」「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答しているが、いじめの認知件数は増加傾向にある。自他の生命を尊重し、他の人を思いやる心を育む教育を継続していくことが必要である。
情報教育の推進	ICT機器*を活用した授業は、着実に定着しつつある。今後も機器の進歩に合わせた整備の充実及び活用法の研究が必要である。また、情報モラルの指導法及び授業の実践の研究を継続的に行うことが必要である。
体力向上に向けた取組	平成26年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査*では、市全体では種目によりバラつきはあるものの小学校の合計点は全国平均を上回っているが、中学校では下回っている。体育の授業改善を図るとともに、規則正しい生活や調和のとれた食事など、生活習慣の改善を継続して家庭へ啓発していくことが必要である。
特別支援教育の充実	「八王子市第二次特別支援教育推進計画」に基づき、順調に取り組んでいる。今後も通常の学級を含めた児童・生徒一人一人への支援の充実を図っていく。

具体的施策	成果と課題
Ⅱ 特色ある学校づくりを推進する	
小中一貫教育の推進	平成23年度に全小・中学校で小中一貫教育*を実施し、義務教育9年間の学びの連続性を意識した授業を行っている。また、小中一貫校（※）を4校開校した。現在、国において小中一貫教育の制度化に向けた議論が進められており、本市のこれまでの取組の検証を踏まえ、今後の方向性についての検討が必要である。 ※本市の小中一貫校は、義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、同一校地にある小・中学校で児童・生徒の交流活動を充実し、教員間の連携を図った教育を行っている。
Ⅲ 学校経営力・教職員の資質を高める	
学校の自主性・自律性の確立	校長を中心とした自主的・自律的な学校経営を行うために、平成23年度に学校が作成した計画書に基づいた予算を配分するしくみを導入した。今後も子どもや地域の実情に応じた教育活動を行い、保護者や地域から信頼される地域に開かれた学校づくりを進める必要がある。
Ⅳ 安全・安心な学校教育環境を整備する	
学校の適正配置の推進	教育活動の効果を高め、望ましい教育環境を整備するため、「市立小・中学校適正配置推進計画*」を策定し取り組んできたものの、「ゆめおり教育プラン」の計画期間中には学校の適正配置は進まなかった。今後は、取組内容を検証し、既定の計画を見直すことを検討する必要がある。
Ⅴ 学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高める	
地域運営学校*の推進	平成26年度末で108校中44校を地域運営学校に指定した。今後は、制度や指定校の活動内容を広く周知し指定校の拡大を図るとともに、学校運営を協議することに重点を置く学校運営協議会*の活動の方向性を明確にし、「地域とともにある学校づくり」を進めていく必要がある。
教育支援人材バンクの充実	各学校に登録したボランティアの活用は進んでいるが、人材バンク登録者の活用は十分とは言えない。「八王子ビジョン2022」では、「地域とつながる学校づくり」をめざすこととし、地域の力を活かした学校づくりとともに、地域の力を高める学校づくりを進めることとしている。今後も、地域住民による学校支援を更に進める必要がある。
Ⅵ 自ら学び体験する生涯学習を推進する	
生涯学習の支援と学習機会の充実	市民の生涯学習環境の整備や、多種多様な事業・講座などの学習機会の提供を行っているが、次世代に向けての新たな生涯学習の施策を研究し、実践する必要がある。生涯学習のより一層の推進に向けては、これまでの分かりやすい生涯学習情報の収集・発信、市民との連携・協働、学びの成果を活かすしくみづくりに加え、子どもの頃からの学びの基礎づくり・学ぶ習慣づくりに取り組んでいくことが必要である。

点検・評価では、自己評価のほかに教育に関し学識経験を有する外部の方から意見をいただき、「年を重ねるごとに取組が前進している」「全体として概ね達成している」との評価を受けています。

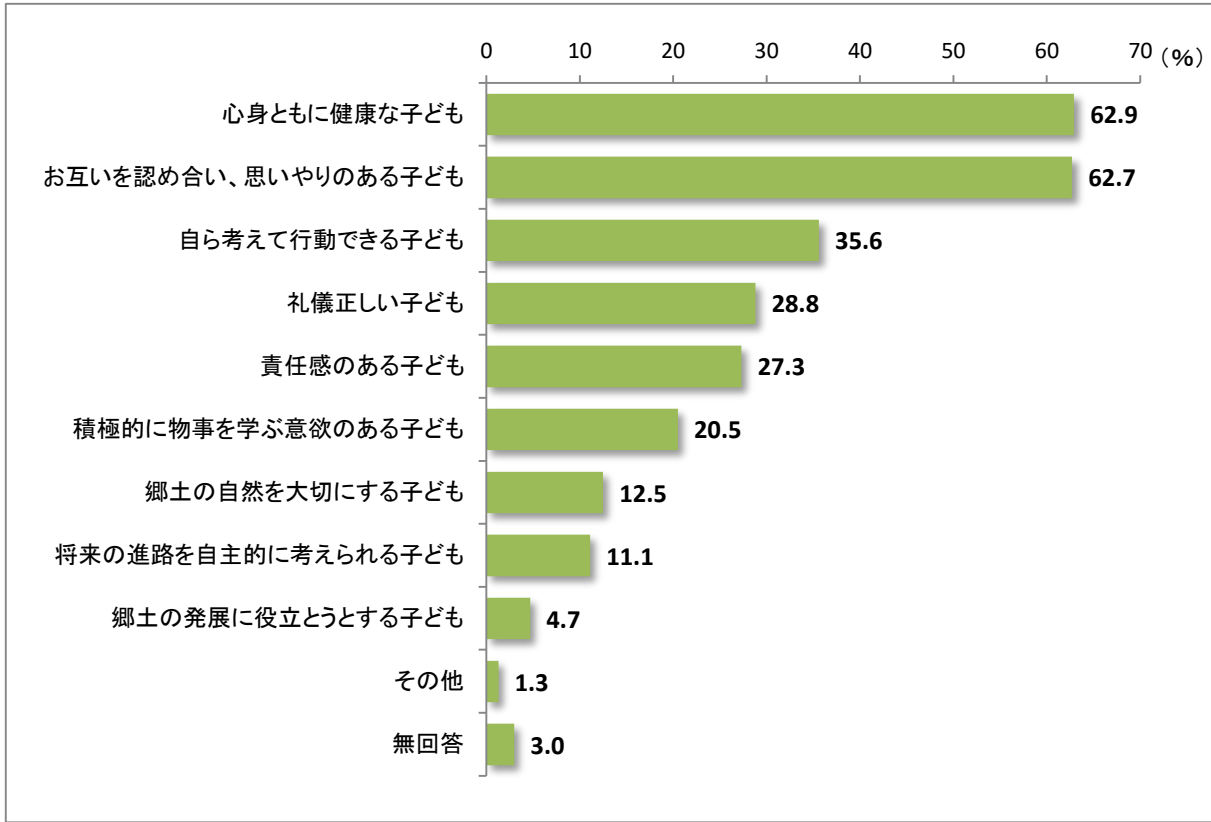
個別の施策をみると、「特別支援教育の充実」のように順調に取り組んできた施策や、「学校施設の耐震化」のように解決している施策もあります。一方で、「学力向上に向けた取組」「体力向上に向けた取組」のように継続して取り組んでいかなければならない施策や「学校の適正配置の推進」のように計画どおりに進んでいない施策があります。

「ビジョン はちおうじの教育」策定に向けては、点検・評価の結果を踏まえ、これまでの取組で成果を上げている施策は、更に深化させ、課題が残っている施策についてはその取組の見直しを行っていく必要があります。

2 市民の教育に対する思い

計画策定に先立ち、平成25年度に「小中学生の教育について」をテーマに市政世論調査を行いました。「八王子の子どもたちがどのような子どもに育ってほしいと思っているか」の質問に対する回答は、「心身ともに健康な子ども」と「お互いを認め合い、思いやりのある子ども」が6割以上と高く、次いで「自ら考えて行動できる子ども」となっており、市民がどのような子どもに育ってほしいと思っているかが分かります。

■八王子の子どもに望む育ち方

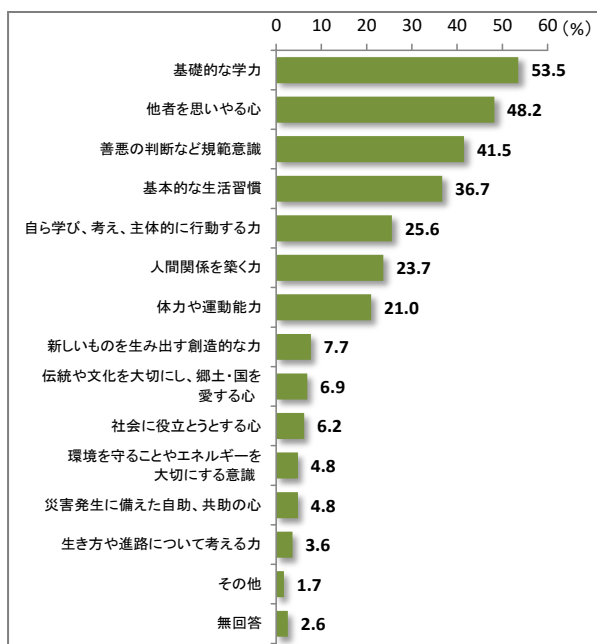


資料：平成25年度市政世論調査

また、「学校で小・中学生にどのようなことを身につけさせる教育が必要であると思うか」についても質問をしています。

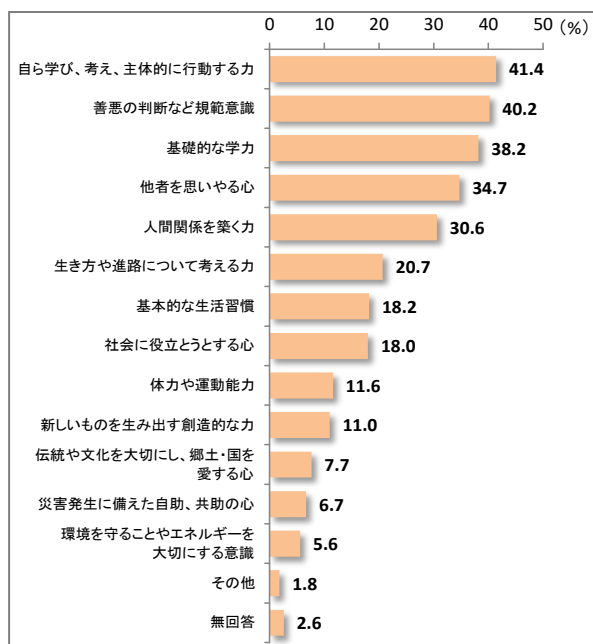
この結果からは、小学生には「基礎的な学力」を確実に身に付けさせるとともに、「他者を思いやる心」を育むことを、中学生にはそれを基盤にしながら、自己実現を図るために必要な力として「自ら学び、考え、主体的に行動する力」や「善悪の判断などの規範意識」を身に付けるような教育をしてほしいと考えていることが分かります。

■小学生に必要な教育



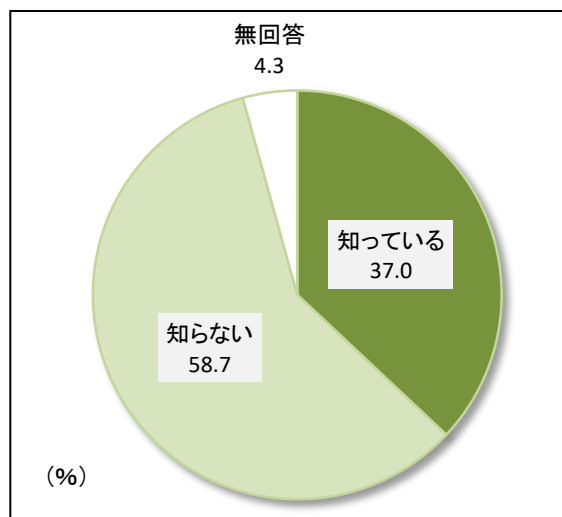
資料：平成25年度市政世論調査

■中学生に必要な教育



資料：平成25年度市政世論調査

■学校・家庭・地域が協働した教育活動への認知度



資料：平成25年度市政世論調査

さらに、地域ぐるみで子どもを育てるという考えのもと、学校の教育活動を公開して、学校・家庭・地域が協働して教育活動を進めるなど、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりに取り組んできましたが、そのことを「知らない」と回答した方が約6割もいました。

将来の八王子を担う子どもたちを育てる教育に関する本計画の策定にあたっては、市民の期待を認識し、これに応える施策を展開していくとともに、市教育委員会及び学校の取組を市民に理解していただくことが大切です。

具体的には、「ゆめおり教育プラン」の具体的施策である「学力向上に向けた取組」「人間性や社会性を育む教育の推進」「体力向上に向けた取組」については継続的に取り組んでいく必要があります。また、学校・家庭・地域が協働して行っている教育活動を広く知っていただくことで、地域住民が学校づくりに参加して、地域の力を活かして子どもたちの成長を支えていくことが実現されます。

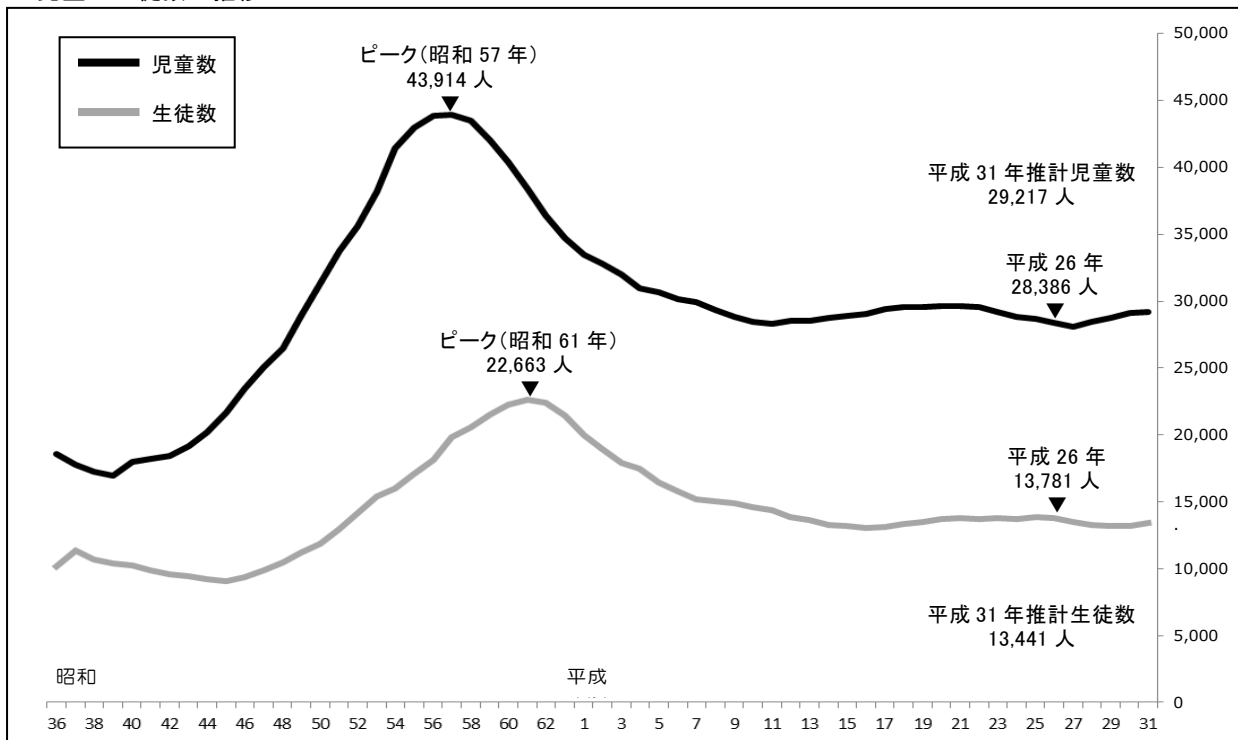
3 今後、特に検討していかなければならない課題

児童・生徒数の推移と学校施設のあり方

本市の児童・生徒数は昭和50年代後半から昭和60年代をピークに、現在はその65%程度に減少しています。本計画期間が終了する5年後の平成31年までは、ほぼ現在と同程度で推移する見込みです。

■児童・生徒数の推移

単位（人）



資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」から作成（市教育委員会）

特別支援学級、高尾山学園*、夜間学級在籍児童・生徒を含む。

平成26年度までは、各年度5月1日現在の実績値、平成27年度以降は、市教育委員会推計値。

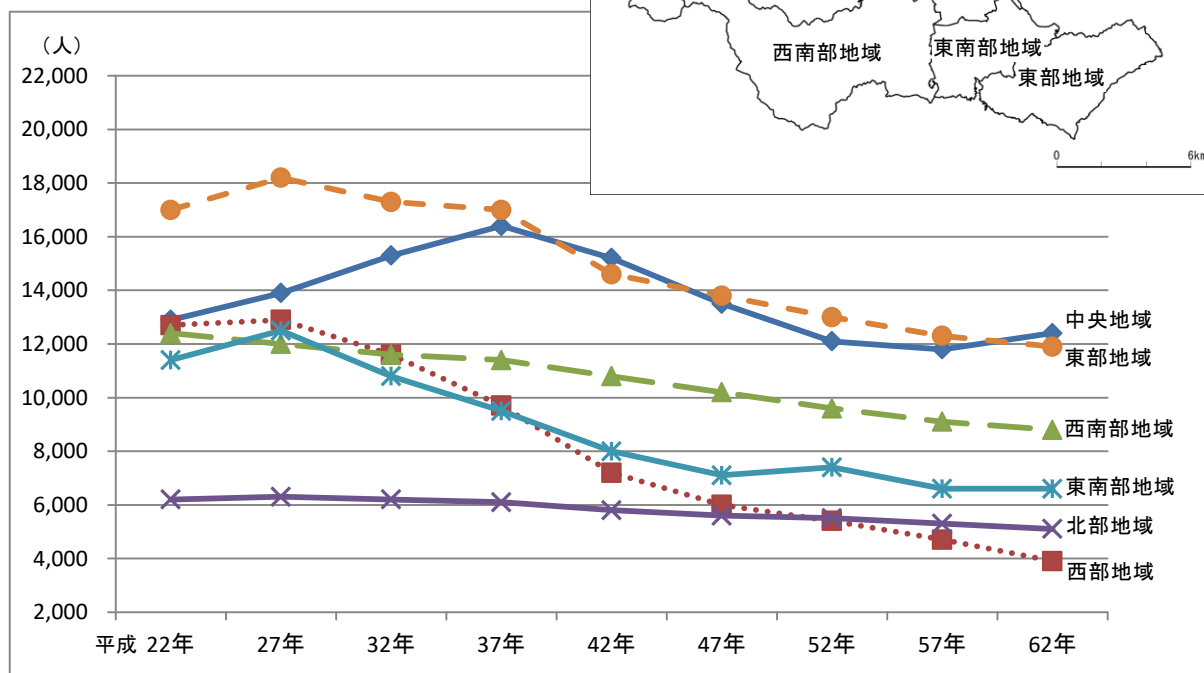
しかし、市の都市政策研究所*の報告によると、年少人口（0～14歳）は本計画が終了する平成31年度の30年後である平成62年には、地域的なバラつきはあるものの、平成22年度の53%程度にまで減少すると見込まれており、子どもの減少による学校の小規模化が進むことが想定されます。今後、子どもたちにより良い教育環境をどう提供するかなど、適切な対策を講じる必要があります。

一方、高度成長期に児童・生徒数の増加に対応するため、学校数を増やし、教育環境の充実を図ってきました。これまで児童・生徒の安全を優先に考え、建物の耐震化を進めてきた結果、平成25年度に建物本体の耐震化は完了しました。しかし、築25年以上経過した校舎や体育館が建物全体の7割を超え、また、昭和30年代の建物も現存しており、今後は施設全体の老朽化への対策が急務となっています。

このような状況から、学校を適切な規模に統合することや他の公共施設との複合化、そして地域住民にとって身近な施設である学校を核とした地域コミュニティの確立など、さまざまな観点から学校施設のあり方を検討することが必要となっています。

■将来の年少人口の推移

単位（人）



資料：「八王子市における将来の人口動態に関する調査」（本市都市政策研究所）から作成

児童・生徒の学力、体力

平成26年度に行われた全国学力・学習状況調査の本市の結果では、中学校の平均正答率は全国平均を上回るものの、小学校では下回っています。調査結果の分析から、小学校では「書くこと」「数と計算」「量と測定」が、中学校では「話すこと・聞くこと」「書くこと」「関数」「資料の活用」が課題であることが分かりました。

なお、本調査は国語や算数・数学といった限られた教科で、ペーパーでの調査が可能な内容について調査されたもので、学力全体を把握したものではないことに留意する必要があります。

■平成26年度 全国学力・学習状況調査 教科に関する調査の結果（平均正答率）

小学6年生

単位（％）

区分		本市	全国	東京都
国語A	主として「知識」に関する問題	74.9	72.9	75.5
国語B	主として「活用」に関する問題	54.0	55.5	57.2
算数A	主として「知識」に関する問題	77.5	78.1	79.4
算数B	主として「活用」に関する問題	57.6	58.2	61.2

資料：「平成26年度 全国学力・学習状況調査」

中学3年生

単位（％）

区分		本市	全国	東京都
国語A	主として「知識」に関する問題	80.2	79.4	80.7
国語B	主として「活用」に関する問題	52.7	51.0	53.2
数学A	主として「知識」に関する問題	68.6	67.4	68.8
数学B	主として「活用」に関する問題	60.7	59.8	61.8

資料：「平成26年度 全国学力・学習状況調査」

平成26年度に行われた全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、小学校の合計点は全国平均を上回るものの、中学校では下回っています。調査結果の分析から、中学校では一部の種目で顕著な差が見られ、改善策を講じる必要があります。また、「ソフトボール投げ」については、小学校の段階で低下傾向が見られるので、「投げる動作についての能力」を高めるための指導の充実が課題であることが分かりました。

生活・運動習慣等調査からは「運動がきらい」という回答よりも、「運動が不得意」と回答する児童・生徒の割合が高いため、運動に親しむ態度の育成が課題として挙げられます。

■平成26年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果

小学5年生							中学2年生						
区分	男子			女子			区分	男子			女子		
	本市	全国	東京都	本市	全国	東京都		本市	全国	東京都	本市	全国	東京都
身長(cm)	138.86	138.88	139.30	139.98	140.06	140.31	身長(cm)	159.65	159.64	160.16	154.92	154.83	155.31
握力(kg)	17.18	16.55	16.86	16.54	16.09	16.31	握力(kg)	29.40	29.00	28.56	23.56	23.70	23.30
上体起こし(回)	19.72	19.56	19.82	18.55	18.26	18.65	上体起こし(回)	27.04	27.45	27.01	23.02	23.07	22.85
長座体前屈(cm)	34.71	32.87	33.72	39.40	37.21	38.30	長座体前屈(cm)	41.95	42.92	40.98	44.05	45.23	43.89
反復横とび(点)	41.63	41.61	41.73	39.46	39.36	39.49	反復横とび(点)	50.67	51.31	50.33	45.55	45.63	45.03
20mシャトルラン(回)	51.21	51.67	51.25	38.87	40.29	39.01	持久走(秒)	395.74	398.89	401.14	293.77	290.64	294.61
50m走(秒)	9.31	9.38	9.33	9.57	9.64	9.57	50m走(秒)	8.07	8.03	8.12	8.95	8.87	8.90
立ち幅とび(cm)	150.61	151.71	150.55	143.40	144.76	143.94	立ち幅とび(cm)	191.45	193.43	189.28	164.70	166.53	162.85
ソフトボール投げ(m)	21.71	22.90	22.36	13.22	13.90	13.20	ハンドボール投げ(m)	20.40	20.86	20.34	12.49	12.88	12.21
体力合計点(点)	54.30	53.91	54.16	55.29	55.01	55.21	体力合計点(点)	40.57	41.74	39.71	47.21	48.66	46.73

資料：「平成26年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

これらの結果から、学力や体力を向上させる施策は更に強化して取り組んでいかなければならないことが分かります。本市が、平成27年4月に中核市*に移行することで、東京都から教職員の研修に関する事務権限が移譲されることを受け、市独自の教育方針に基づく特色ある教員研修を主体的に実施できます。本市の特色である「歴史・文化財等」「学園都市の特性」「市民力」を活用する研修を実施することで、教員はより深く八王子を理解します。教員研修の充実、教員の資質・能力の向上につながり、子どもたちの学ぶ意欲や学力の向上に結び付きます。

また、家庭と連携した「家庭学習」や「体を動かす」習慣、「生活習慣」の確立は、子どもたちの学習意欲や体力の向上につながります。

いじめ問題

大津市の市立中学校で発生した自殺事件に端を発した「いじめ問題」は全国に大きな衝撃を与えました。本市では、これまでも「いじめは決して許されない、いじめはどの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうる」という基本的な認識に立ち、平成26年3月に「八王子市いじめ防止基本方針*」を策定し、「いじめ問題」を真正面から受け止め、対応してきました。

児童・生徒が安心して、自己有る感覚や充実感をもてる学校生活を送れるようにするため、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度などを養うことが必要です。また、いじめを早期に発見し、速やかに解決するためには、校長のリーダーシップの下に、学校の組織的な対応が不可欠です。学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、家庭、地域、警察、児童相談所など、関係機関と適切に連携を図ることが必要であり、今後も丁寧な対応が求められています。

■八王子市のいじめの認知件数

単位(件)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	92	116	133	134	147
中学校	157	121	122	157	203
計	249	237	255	291	350

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

■八王子市のいじめの解消件数 単位(件)

年度	23年度	24年度	25年度
小学校	77	112	129
中学校	94	123	172
計	171	235	301
解消率	67%	81%	86%

資料：「平成26年度 点検・評価」（市教育委員会）

経済的格差と教育

厚生労働省は平成26年7月にまとめた国民生活基礎調査*で、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」が、平成24年は16.3%となったことを公表しました。この数値は、平成21年の15.7%から0.6ポイント上昇しています。家庭の経済状況が児童・生徒の教育に影響を与え、進学を断念したり、希望する職業に就けなかったりということが社会問題となっており、世代を超えて繰り返していかないようにすることが課題となっています。

家庭環境などに左右されず、学校に通う子どもが等しく教育を受けられるよう、市教育委員会では小・中学校の学用品、学校給食等に係る費用を援助（就学援助*）し、また高等学校等に在学し、成績良好、心身健全で、かつ経済的理由により修学困難な方に対し、奨学金を支給してきました。今後もこれらの制度の適切な運用を図るほか、進路相談など教育相談体制の整備や、経済的格差について教職員の理解増進のための研修会実施などの取組や、子ども家庭部などの他部署が所管する施策とも連携しながら包括的な支援を行うことも必要です。

4 計画の新たな視点

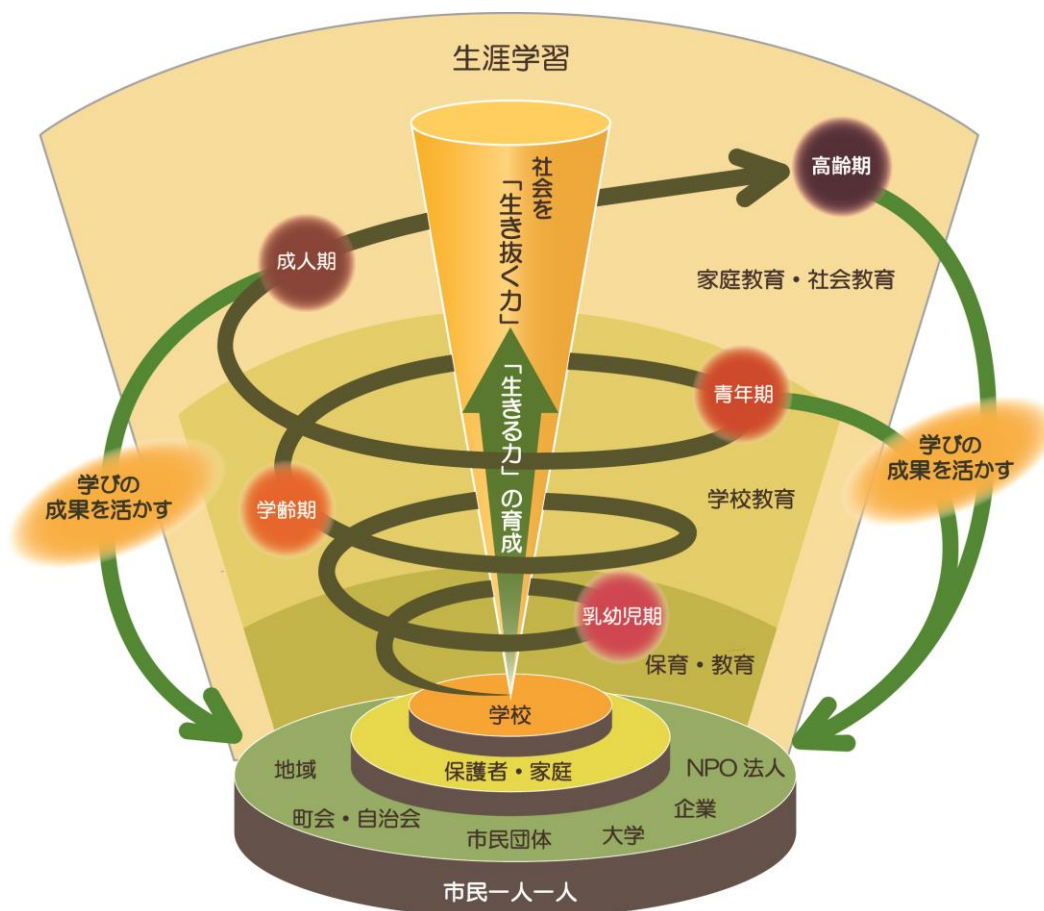
学びの連続性と循環

今回策定する「ビジョン はちおうじの教育」は、主に子どもたち一人一人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を育むことをめざす小・中学校の年代を対象としています。その前後の年代である就学前教育の段階、義務教育修了後、更には学校教育修了以降の段階と密接不可分な関係にあります。幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を実現することで、いわゆる小1プロブレム*の解消が期待されます。また、環境や福祉、食育など現代的・社会的な課題に対して、地球的な視野で考え、身近なところから取り組み、持続可能な社会の担い手を育む教育*(ESD*)を実践することで、学校での学習の成果を実生活や実社会の場で活かすことができます。

役割とつながり

教育の担い手は、学校とともに保護者、地域住民、企業など、社会の構成員すべてが当事者です。個人の発達段階に応じた若年期から高齢期までの学びの縦のつながりに加え、地域社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携・協働する横のつながりを強化していくことで社会全体の教育力を向上させることができます。

■学びの連続性と循環・つながりのイメージ図



5 今後10年間を通じてめざす教育の姿

これまで述べてきた課題や新たな視点を踏まえ、市教育委員会の教育目標に基づき今後10年間を通じてめざす教育の姿としてまとめました。

本市は教育目標として「あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばたけ未来へ」を掲げています。具体的な姿としては、「心身ともに健康で、生き生きとした人」「自ら学び考え、知性と感性を高めようとする人」「互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人」「積極的に自分を高め、社会の向上に貢献しようとする人」の育成をめざしています。この教育目標は、多様で変化の激しい社会においても普遍性をもつものといえます。

多様で変化の激しい社会においては、自立と協働を図るための能動的・主体的な力である「社会を生き抜く力」を誰もが身に付けられるようにすることが求められています。今後も進展が予想されるグローバル化や情報化、少子化や高齢化を踏まえ、一人一人が生涯にわたって能動的に学び続け、必要とするさまざまな力を養い、その成果を社会に活かしていくことが可能な生涯学習社会をめざしていく必要があります。

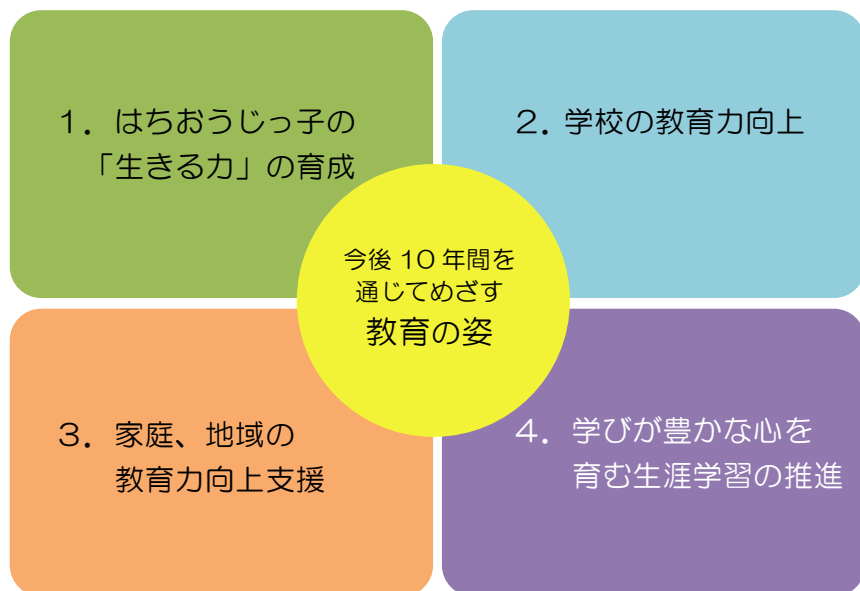
そのためには、本計画の中心となる義務教育段階では生涯にわたる学習の基礎となる「生きる力」をしっかりと育成することが大切です。また、それを支える学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、学校を核として社会総がかりで取り組む教育の実現が不可欠です。さらに、生涯学習を推進し、その学びの成果を社会に活かしていくことで「生き抜く力」を育んでいこうと考えています。

以上の考えに基づき、本計画の「基本的な方向」として基本理念を定め、これを実現するために今後10年間を通じてめざす4つの教育の姿を掲げ、「ゆめおり教育プラン」の各施策を整理するとともに見直しを行い、教育施策に取り組んでいきます。

基本理念

子どもたちが夢をもって未来に向かってはばたいていけるように、
「多様で変化の激しい社会を『生き抜く力』」を生涯にわたって育んでいく。

基本理念を実現するための、4つの教育の姿



はちおうじっ子の「生きる力」の育成

グローバル化や情報化の進展などにより、急速に変化し、多様化が進む社会を生涯にわたって生き抜いていくために、義務教育段階ではしっかりと「生きる力」を育成することが大切です。基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決する資質や能力としての「確かな学力」と、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」の三者のバランスに加え、これらを支えるための「食」を柱に、一人一人を大切にする教育を進めます。

また、これまでに取り組んできた小中一貫教育に加え、保育園や幼稚園などの就学前の保育・教育と連携することで、円滑な学校生活のスタートを促すとともに、学校卒業後の社会生活とのつながりを意識した教育を推進して将来の八王子を担う子どもたちを育成していきます。

生きる力

いかに社会が変化しようと必要な能力であり、主として初等中等教育段階において身に付けるべきものとして平成8年7月に中央教育審議会で提言された。

- ・基礎基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決する資質や能力
- ・自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・たくましく生きるための健康や体力など

はちおうじっ子

八王子で学び、育つ子どもたちを愛情を込めて呼ぶ総称

学校のエ育力向上

子どもたちの「生きる力」を育むためには、質の高い授業や本市の豊かな自然や文化環境を活用した体験活動が行われることが必須です。本市は平成27年4月に中核市に移行することで、東京都から教職員の研修に関する事務権限が移管されます。この権限を最大限に活用して、これまでも積極的に行ってきた市独自の教員研修を更に充実させるため、改めて本市として育てたい教員像を明確にし、教職員の研修を充実させていきます。教員の授業力向上が図られることで、児童・生徒の学力や体力の向上・心の教育の充実につながります。

また、校長を中心とした自主的・自律的な学校経営を行うため、校長の学校経営力

向上を図り、子どもたちが安心して学び続けられるように、学校が組織として取り組み、地域の人材を活かした学校づくりを進めていきます。

安全・安心で良好な教育環境の確保を図るため、学校施設の整備を進めるとともに、子どもたちにとって授業がより分かりやすく、学習の意欲が高まるように、学習指導要領*に対応する教材教具やコンピュータ機器などの学校ＩＣＴ環境整備を推進して、学びを支える学習環境を整備します。

第3のめざす教育の姿

家庭、地域の教育力向上支援

教育基本法第10条で、子どもの教育について第一義的に責任を負うのは、父母、その他の保護者とされています。地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学び、助け合う機会が減るなど、子育てや家庭教育を支える地域環境が大きく変化しています。

子どもたちの「生きる力」は、学校教育だけで育まれるものではなく、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、学校を核として社会総がかりで取り組む教育の実現が不可欠です。地域社会を構成する市民一人一人が当事者としての役割と責任を自覚し、主体的・自主的に子どもたちの学びにかかわり、支えていく中で、大人たちもともに学び合いつつ成長を遂げていくことをめざしていきます。

第4のめざす教育の姿

学びが豊かな心を育む生涯学習の推進

教育基本法では、生涯学習の理念として、生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現を求めています。

この生涯学習社会の実現のためには、子どもの頃から学びの基礎・学ぶ習慣を身に付けることが重要です。子どもたちが健やかに育ち、豊かな人生を歩むために、学校・家庭・地域がともに手を携え、多様な学習機会を提供しながら子どもの成長を支え、誰もが生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

また、誰もがさまざまな学習や読書、文化・芸術活動、スポーツ・レクリエーションなどを通して自己を高め、豊かなつながりを育むことのできる生涯学習を推進していきます。

さらに、文化・歴史・伝統の学びを通じて、誰もが八王子に誇りと愛着を感じられるよう、八王子の歴史と伝統文化を次世代へ継承していきます。

このことの実現のため、八王子市生涯学習プラン、第3次読書のまち八王子推進計画、八王子市スポーツ推進計画、八王子市文化振興計画に掲げる各施策を着実に推進していきます。

第3章 施策体系図

教育目標・基本方針

基本理念

今後10年間を通じてめざす
教育の姿

今後10年間を通じてめざす
施策展開の方向

今後5年間に取り組む施策

教育目標

『あふれる元気・かがやく心・仲間とともに・はばだけ未来へ』

基本方針1
基本方針2
基本方針3
基本方針4

生涯学習・スポーツ振興
市民の教育・参加の推進
豊かな個性の伸長
人権尊重の精神の育成
社会貢献の精神の育成

子どもたちが夢をもって未来に向かってはばたいていけるように、「多様で変化の激しい社会を『生き抜く力』を生涯にわたって育てていく。



第4章 今後10年間を通じてめざす施策展開の方向

1 確かな学力の育成	基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、学習意欲向上の取組を進め学力向上を図ることにより、生涯学習の基礎を養います。
2 豊かな心の育成	道徳教育を充実させ、社会とのかかわりの中で生き、社会を創っていくために、自らに自信をもち、さまざまなことに挑戦するとともに、自らを律しつつ、他者と協調する豊かな心を育みます。
3 健康なからだ・体力の育成	「生きる力」を支える健康なからだ・基礎体力を育む教育を進めます。
4 一人一人のニーズに応じた教育の推進	児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援を行います。
5 円滑で継続性・連続性のある教育の推進	小1プロブレムや中1ギャップ*といった課題への対応を含め、就学前から義務教育9年間を見通した継続性・連続性のある教育活動を通して、児童・生徒が将来を見通して自立的に生きるための基盤となる能力を育みます。
6 教員の資質・能力の向上	「八王子市教員育成研修基本方針」に基づき、大学や企業、自然など本市の特色を活かした研修を充実していきます。
7 学校の自主性・自律性の確立	校長のリーダーシップのもと、学校が直面するさまざまな課題に組織的に取り組むとともに、説明責任を果たして信頼を高め、自律的な学校経営を進めます。
8 地域の力を活かした学校づくり	地域住民の参画による学校運営を推進し、地域の幅広いネットワークを活かした教育活動を進めていきます。
9 学びを支える環境づくり	児童・生徒が良好な学習環境で学べるよう、教育環境の充実を図ります。
10 家庭の教育力を支援するしくみづくり	全ての保護者が、身近な地域において安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育に関する情報や学習機会の効果的な提供、相談体制の整備、家庭教育を支援する人材の育成を進めていきます。
11 地域の力を高める学校づくり	学校を核として子どもたちを育てるしくみづくりや地域の特性などを活かした学校づくりを進めて、地域の絆と力を高めます。
12 市民がつながる生涯学習の推進	誰もが、いつでも、どこでも学べる環境を整え、学習成果を学校・家庭・地域で活かして、市民がつながる生涯学習を進めます。
13 「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境づくり	市民の生涯にわたる読書活動に関する施策を総合的に推進し、「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境づくりの充実をめざします。また、子ども一人一人が自主的に読書に親しめるよう、読書環境の整備を図ります。
14 誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション	子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、それぞれの志向やレベルに応じ、自分に合ったスポーツを見つけ、スポーツのもたらす多様な効果を享受し、生涯を通じ健康で生き活きと暮らしていく「生涯スポーツ社会」の実現をめざすとともに、スポーツを通じた地域ブランドの形成及び地域活性化をめざします。
15 郷土八王子の理解を深める文化の保存・継承	文化財の魅力の発信や歴史・伝統芸能についての体験学習等を通じて、郷土八王子の歴史や文化に興味をもち、より理解を深めることをめざします。

第5章 今後5年間に取り組む施策

第1のめざす教育の姿 はちおうじっ子の「生きる力」の育成

施策展開の方向



確かな学力の育成

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、学習意欲向上の取組を進め学力向上を図ることにより、生涯学習の基礎を養います。

施策1

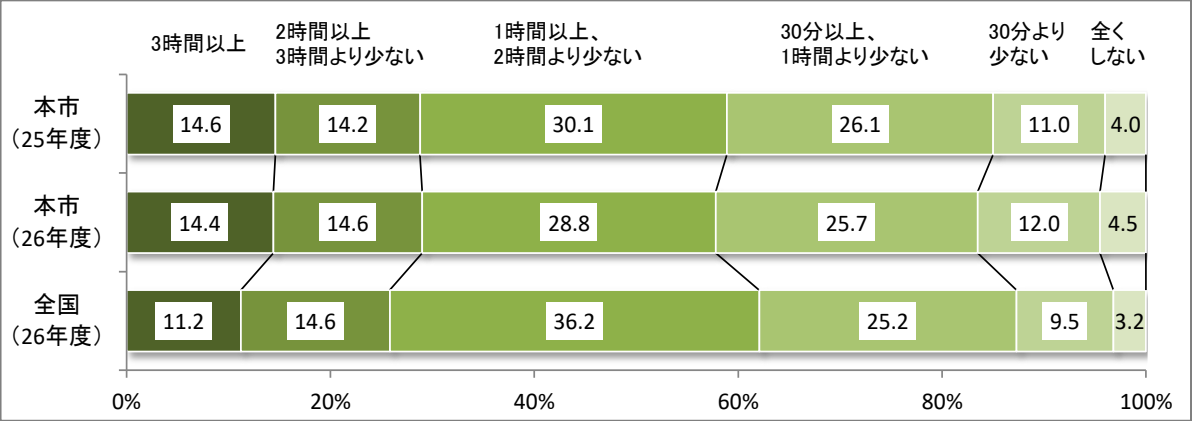
基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上 【重点】

【現状と課題】

確かな学力の向上は、教育の理念である「生きる力」を育むうえで大切であり、学校教育においては、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むこと及び児童・生徒の主体的な学習意欲を向上させることが、学力の要素であると学校教育法第30条にも規定され、学習指導要領にも示されています。これまで、学力の定着度を図るため小学4年生及び中学1年生の八王子市学力定着度調査*を実施し、児童・生徒の学力の現状を把握するよう努めてきました。また、アシスタントティーチャー*を配置し、個別の指導の充実を図ってきました。さらに、土曜日及び放課後等の補習の充実を図り、学習習慣の定着に努めてきました。その結果、長い時間学習に取り組むことのできる児童・生徒は全国よりも多くなるという成果も現れました。その一方で、小学校では、家庭学習が1日30分以下の児童が、全国よりも多い状況も見られています。

■平日の学習時間（小学校）※学習塾などの時間も含む

単位（％）



資料：「平成26年度 全国学力・学習状況調査」（市教育委員会）
※全国の数値は、端数処理の関係で合計値が100％になっていません。

児童・生徒の学力向上を図るためには、児童・生徒の学習意欲を高め、学習習慣の定着を図るとともに、学習に対する自信を深めていくことが必要です。そのために、より一層、児童・生徒の学力の定着状況を把握するとともに、児童・生徒一人一人に応じた指導の充実を図るためにＩＣＴ機器を活用した分かる授業を実施したり、個別指導の学校体制を充実したりすることで、学習意欲を向上し、家庭における学習習慣の確立を図ることが必要です。

【施策の方向】

- 市独自の学力定着度調査の結果分析に基づく各学校の課題に応じた授業改善を図ります。
- アシスタントティーチャーの配置や土曜日及び放課後の補習等支援事業実施校の結果分析に基づく効果的な活用と充実を図ります。
- 学習習慣の定着について、家庭・地域への情報発信を行います。
- 個に応じた指導の充実のために、指導法の改善を図ります。
- 学校教育の教育活動の中に学力向上に関するＰＤＣＡサイクル*を確立し、児童・生徒の学力向上の取組の充実を図ります。
- ＩＣＴ機器を活用した「分かる授業」の研究を推進します。

【主な取組】

- ◆ 八王子市学力定着度調査の実施及びその結果分析に基づく「授業改善推進プラン*」の作成と活用
- ◆ アシスタントティーチャーの活用推進と配置の拡充
- ◆ 習熟度別指導や少人数指導、チームティーチング*などの個に応じた指導の充実
- ◆ 土曜日及び放課後の学習支援の充実
- ◆ 「学力向上・学習状況改善計画*」の策定と実施によるＰＤＣＡサイクルの確立
- ◆ 学習習慣の定着を図るための家庭への情報提供
- ◆ ＩＣＴ機器を活用した研究指定校の設置と成果の普及

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市地域情報化計画*
- ★ 八王子市教育情報化推進プラン*

■平日（放課後）に補習をする学校数 単位（校）

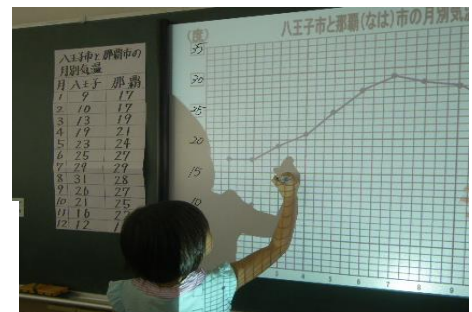
	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	23	21	16	28
中学校	24	19	18	28

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」から作成（市教育委員会）

■アシスタントティーチャーの配置状況

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
配置した学校数（校）	17	20	19	19	19	22
配置した人数（人）	17	20	21	21	19	22

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」から作成（市教育委員会）



▲ＩＣＴ機器を用いた発表場面

2

豊かな心の育成

道徳教育を充実させ、社会とのかかわりの中で生き、社会を創っていくために、自らに自信をもち、さまざまなことに挑戦するとともに、自らを律しつつ、他者と協調する豊かな心を育みます。

施策2

自分を大切にし、他者を思いやる心の育成 【重点】

【現状と課題】

平成16年度から市立小・中学校では、地域や保護者と連携し、児童・生徒の豊かな人間性を育むために、道徳授業地区公開講座*を行うなど道徳教育の充実を図ってきました。そして、市教育委員会では、道徳の時間を充実するために小中一貫教育授業研究委員会*を立ち上げ、継続的に研究を進め、市立小・中学校へその成果普及に努めてきました。

また、児童・生徒の生活指導上の問題（暴力行為や不登校等）の解決のため、スクールカウンセラー*の活用や教育相談体制を充実し、児童・生徒理解を中心とした生活指導の充実を図ってきました。いじめの問題に関しては、平成26年3月に「八王子市いじめ防止基本方針」を策定し、その周知を図るとともに、家庭及び児童・生徒向けのリーフレットを作成、配布し、いじめ防止に努めてきました。さらに、人権尊重の理念やあらゆる偏見や差別の解消をめざすために、人権教育の推進を図ってきました。

しかし、子どもを取り巻く社会環境の変化等により、自らに自信をもつことや他者と協調する心を育むことが課題となっています。また、不登校やいじめ問題が深刻化し、社会問題ともなっています。市立小・中学校の不登校の人数やいじめの認知件数も増加傾向が見えます。

これからの社会を支える児童・生徒の健やかな成長のためには、家庭や地域と連携した道徳教育や人権教育を一層充実し、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会生活を送るうえで人間としてもつべき規範意識や公意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどを育むことが必要です。

【施策の方向】

- 道徳の時間の効果的な指導法を検討していきます。
- 保護者や地域と連携した道徳教育を推進していくために、道徳授業地区公開講座の工夫・改善を図ります。
- 「八王子市いじめ防止基本方針」に基づいた「学校いじめ防止基本方針」の内容の充実を図り、いじめ防止に向けた校内体制を一層整備することに努めます。
- 人権教育に関する指導法を検討するとともに、研究指定校の成果普及を図ります。

- 教育相談体制を充実し、児童・生徒理解の促進を図り、不登校等の問題の早期対応を図ります。

【主な取組】

- ◆ 道徳教育の指導の充実のための研究指定校・小中一貫教育授業研究委員会の設置及び成果普及
- ◆ 道徳授業地区公開講座の取組の充実
- ◆ 道徳の時間の充実に関する研究指定校の設置及び成果普及
- ◆ 人権教育推進委員会*・人権尊重教育推進校の研究成果の普及
- ◆ いじめの早期発見・早期対応のためのアンケートや校内の相談体制の充実
- ◆ いじめ防止に関する家庭・地域への情報提供
- ◆ スクールカウンセラーを中心とした校内の相談体制の充実

【関連する市の計画】

- ★ 第3次八王子市子ども育成計画
- ★ 男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）

■不登校の児童・生徒数及びいじめの認知件数

区分	22年度		23年度		24年度		25年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
不登校児童・生徒数(人)	86	400	94	377	86	346	101	406
いじめ認知件数(件)	116	121	133	122	134	157	147	203

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

【小学校】
ねらい

お互いに助け合って、
友達と仲良くしようと
する心情を育てる。

【中学校】
ねらい

友達を思いやり、尊重
する気持ちを持ち、互い
に高め合っていこうと
する態度を育てる。



- ▲道徳教育の充実
小中一貫教育授業研究委員会（道徳部会）の取組



- ▲「STOP! いじめ」児童・
生徒向けリーフレットの配布

【現状と課題】

核家族化や都市化の進行といった社会やライフスタイルの変容を背景に、保護者や教師以外の地域の大人と交流する機会が減少している現状や、グローバル化の時代に対応できる人材育成の観点を踏まえ、国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うために郷土愛を育むとともに、多様な文化を尊重できる態度や資質を育み、コミュニケーション能力の向上をめざす教育の推進が喫緊の課題となっています。

また、児童・生徒がこれからの変化の激しい社会を生きていく上で、情報機器を使うだけでなく、情報モラルについても学ぶ情報教育を充実することや環境問題についての理解を図っていくことも重要です。

さらに、東日本大震災を一つの契機として、児童・生徒一人一人が災害時には、適切に行動ができる能力を身に付けられるよう防災教育の充実が求められるようになりました。そして、日常生活においても危険を予測し回避する能力や、社会の安全のために貢献できる資質・能力・態度を養う安全教育の充実が必要となっています。

【施策の方向】

- 日本人としてのアイデンティティーに関する教育を充実させるため、学校の教育課程にわが国や郷土八王子の伝統・文化に関する教育を位置付けていきます。
- グローバル化に対応した英語教育の充実のため、外国人外国語学習指導補助者*（ALT*）の派遣事業の拡充を検討するとともに、小学校教員を対象とした英語指導に関する研修を行います。
- 情報教育を推進するため、研究指定校を設置し、その成果普及を行います。
- 環境教育等の充実のため、持続可能な社会の担い手を育む教育（ESD）の視点を取り入れた教育活動を実施していきます。
- 防災教育や安全教育の充実のため、地域と連携した避難訓練やセーフティ教室*の実施を図ります。
- 時代や社会の変化にともない新たに求められるニーズに対応した教育に柔軟に取り組んでいきます。

【主な取組】

- ◆ 市立小・中学校による地域の歴史、伝統・文化の教材化や体験的な学習の実施
- ◆ 本市の郷土理解を図るための教員研修の実施
- ◆ 小学校教員を対象とした英語の指導法に関する研修の実施
- ◆ 小・中学校へのALTの派遣事業の拡充及び国際理解教育の推進
- ◆ 情報教育の充実に関する研究指定校の設置と成果普及
- ◆ ESDの取組の推進
- ◆ 地域と連携した防災訓練の実施及び安全教育の充実
- ◆ 英語によるコミュニケーション能力の向上

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市教育情報化推進プラン
- ★ 八王子市生涯学習プラン
- ★ 八王子市文化振興計画
- ★ 八王子市多文化共生推進プラン*
- ★ 第2次八王子市環境基本計画
- ★ 八王子市地域防災計画*
- ★ 男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次） ほか

■学校における環境教育の実施状況

単位（校）

	内容項目	小学5年生				中学3年生			
		22年度	23年度	24年度	25年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ごみ・資源	ごみ箱を燃えるごみ、燃えないごみ等に分けて設置し分別している	68	65	68	70	36	35	35	38
自然・生命	学校農園等で、花や野菜などの栽培活動を行っている	67	63	64	60	23	15	18	18
エネルギー・地球温暖化	地球温暖化やヒートアイランドについて学習している	57	48	49	52	23	31	31	32
	太陽光、風力等、新エネルギーの開発・利用について学習している	48	43	36	39	30	31	32	33
その他	地域の関係機関・団体との連携を図った学習に取り組んでいる	43	39	40	41	14	16	11	14
	教科と関連付けて環境教育を実施している	59	51	70	70	26	27	38	38
	学校独自で環境教育に関する指導計画を作成し、活用している	36	33	70	70	15	14	38	38

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）



▲太陽光発電のしくみを学ぶ環境教育



▲外国の学校との交流活動を通して国際理解を深める



▲E-Learning*を活用した英語研修（小学校教員対象）



▲地域と連携した防災訓練

施策4

読書活動の推進

【現状と課題】

市立小・中学校において、学校の教育活動に読書活動は位置付けられ、朝読書や読み聞かせなどの取組が実施されています。しかし、小学6年生で1日の読書時間が10分未満の児童が約35%、中学3年生では約45%という現状にあります。

また、学習指導要領には、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させるために、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることが示されています。その実現には、学校図書館を積極的に活用するための計画が必要です。

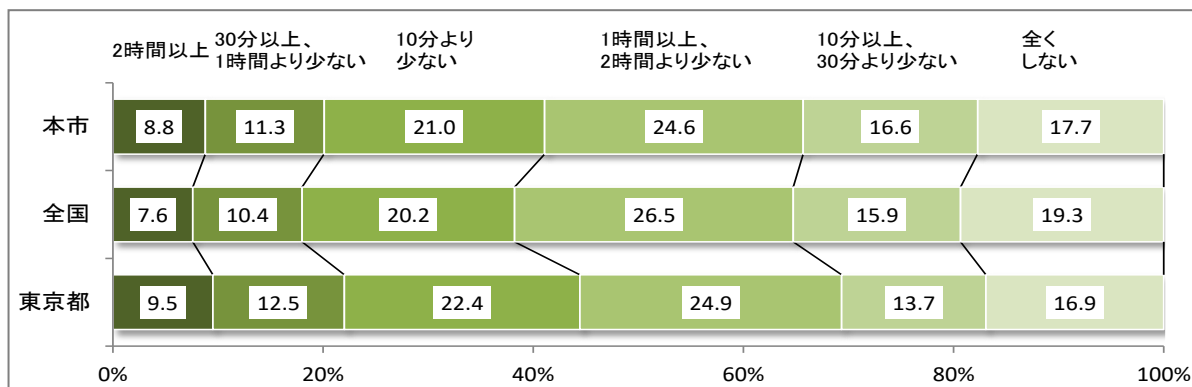
平成22年度から市教育委員会では、学校図書館サポート事業を展開し、各学校の学校図書館の整備の充実を図ってきました。また、平成24年度からは、本事業の一環として、司書の資格を有する学校図書館サポーター（読書推進担当）派遣事業を展開し、学校図書館の運営を支え、派遣校の学校図書館活用計画の作成を進めてきました。

豊かな人間性を育むため、また、読む力を高めるために、読書を推進していくことが重要です。今後は、小・中学校の学校図書館の計画的な利用・活用を進めていくとともに、家庭・地域と連携した読書活動を充実させることにより、児童・生徒の読書への関心を高め、読書に親しむ態度を育成することが必要です。

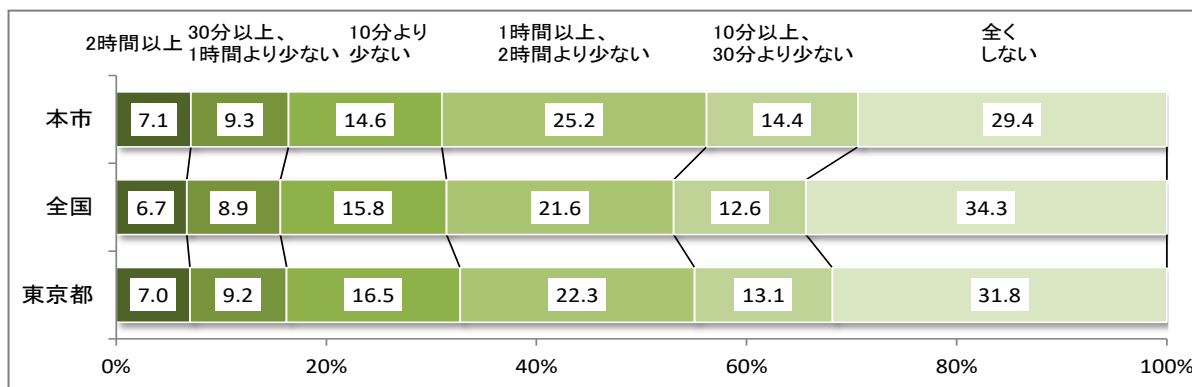
■ 平日の読書時間（教科書、参考書、漫画、雑誌は除く）

小学6年生

単位 (%)



中学3年生



資料：市教育委員会調査より作成

※全国・東京都の数値は、端数処理の関係で合計値が100%になっていません。

【施策の方向】

- 学校図書館法改正にともない、学校図書館サポーター（読書推進担当）を学校司書*と改め、その効果的な活用方法について検証し、事業の拡充を図ります。
- 学校図書館活用年間計画の作成を促進し、学校図書館を活用した授業や読書活動の充実を図ります。
- 保護者・地域と連携した学校図書館運営を進め、児童・生徒の読書習慣の定着を図ります。
- 学校の図書館整備のための検証を行い、本市の今後の方向性を明確にします。
- 学校図書館の活用に関する研究を進め、成果普及を行います。（研究指定校の設置）
- 学校の読書活動の充実を図るために、公立図書館と学校との連携を充実します。

【主な取組】

- ◆ 「本の読み聞かせ」、「朝読書」等の読書活動の推進
- ◆ 児童・生徒、保護者への情報発信と「家読（いえどく）」の推進
- ◆ 学校図書館活用年間指導計画の作成及び効果的な利活用の推進
- ◆ 学校図書館ボランティアの充実
- ◆ 調べ学習などの学校図書館を活用した授業研修（教員向け）の充実
- ◆ 学校図書館サポートセンター*の体制及び機能の充実
- ◆ 学校司書派遣事業の拡充
- ◆ 公立図書館との連携強化

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市生涯学習プラン
- ★ 第3次読書のまち八王子推進計画

■学校図書館読書指導員登録者数

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	学校数(校)	31	36	33	33	33
	人 数 (人)	364	628	535	524	595
中学校	学校数(校)	9	11	10	9	7
	人 数 (人)	48	79	81	75	70

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）



▲整備された学校図書館



▲学校図書館ボランティアを対象とした読み聞かせ講習会

【現状と課題】

体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤、子どもの成長の糧としての役割が期待されています。また、思考や知識を働かせ、実践して、より良い生活を創り出していくためにも体験活動の充実が求められています。

市教育委員会では平成22年度に「体験活動の在り方について」を検討する委員会を設置し、移動教室等の充実のために協議を重ね、学習指導要領や各学校の児童・生徒の実態を踏まえた体験活動を実施してきました。

具体的には、小学5・6年生の移動教室では、自然の中でのフィールドワークや農業・漁業体験を通じて、教室で感覚的にとらえていた学びを現実のものとして受け止め、実生活の中での価値付けを図ってきました。また、総合的な学習の時間の中に体験活動を取り入れ、福祉に対する理解や今後自分たちがすべきことを議論したり、環境問題や日本の伝統文化についてまとめ、発表したりする取組を実践している学校もあります。

しかし一方で、活動することが目的となってしまう、問題を発見する能力や解決する能力の伸長につなげていない指導も散見されます。また、平成26年度全国学力・学習状況調査とあわせて行われた意識調査の結果では、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦していますか」の質問に否定的な回答をした児童・生徒は、小学6年生で23.0%、中学3年生で30.8%でした。自分に自信がなく、躊躇（ちゅうちょ）しがちである子どもたちの傾向も見られます。

社会の変化が激しくなり、また、人間関係の希薄化が進んでいる現状を踏まえ、未来を生きる子どもたちには、日々変化する自然や社会のようすについての理解を深めるとともに、実生活のさまざまな課題に取り組むことを通じて、自らを高め、より良い生活を創り出していく態度を育てる指導が必要となっています。

【施策の方向】

- 問題発見や問題解決の能力を伸長させるための総合的な学習の時間の充実を図ります。
- 成就感や達成感を感じることでできる体験活動を推進していきます。
- 福祉・ボランティア体験を通じて豊かな人間性を育みます。
- 保護者・地域との連携した体験活動を推進し、地域貢献の精神を養います。

【主な取組】

- ◆ 宿泊行事を含む体験的な活動の充実
- ◆ 社会とかかわるさまざまな体験活動の充実
- ◆ 総合的な学習の時間の内容の充実

■校外活動等での市施設の利用者数

単位（人）

区分		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
小学校	姫木平自然の家	1,974	2,190	2,123	2,256	2,898
	夕やけこやけふれあいの里	208	254	240	230	241
中学	姫木平自然の家	3,799	4,091	3,815	3,886	3,862

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）



▲伝統工芸の組みひもづくりを体験



▲牛舎で乳牛の世話をする酪農体験



▲木に登って枝打ちを体験

【現状と課題】

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養（かんよう）等に役立つものであり、市内の中学生の約90%という多くの生徒が活動に参加している現状があります。

現在、生徒（部員）数の減少やそれに伴う教員（顧問）数の減少、専門的な技能をもった教員の異動、生徒のニーズの多様化などに伴い、部活動の存続や活性化を図ることが課題となっています。そのため、部活動顧問としての外部人材の活用や、複数校で部活を合同で実施するなどの取組を行ってきました。

部活動の活性化を図るためには、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置や部活動の運営が困難な学校に対しての支援を行うことが必要となっています。

【施策の方向】

- 生徒の興味・関心に応じた部活動の設置、部活動の運営が困難な学校に対して、外部指導員の配置や、複数の小規模校の連携や交流による広域部活動*を実施して、部活動の質の向上を図ります。
- 適切で生徒が意欲を高められる部活動指導のあり方について、学校間で積極的に情報交換・発信し、学校における部活動の充実と振興を図ります。

【主な取組】

- ◆ 拠点校方式・合同部活動方式による広域部活動の実施
- ◆ 各種スポーツ大会・文化的コンクールに参加する生徒への交通費補助
- ◆ 外部指導員の配置の充実
- ◆ 部活動備品等の整備の充実

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市スポーツ推進計画

■部活動外部指導員の配置

単位（人）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
部活動外部指導員及び 広域部活動指導員の配置数	140	151	147	156	166

資料：「平成26年度 点検・評価」（市教育委員会）

■中学生の部活動への参加率及び入部者数ベスト5

単位（校）

区 分	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
参加率	86.0%		88.1%		89.1%		91.0%		88.3%	
1位	バスケ	34	バスケ	34	バスケ	34	バスケ	34	サッカー	37
	吹・ブラ	33	吹・ブラ	34	吹・ブラ	31	吹・ブラ	34	吹・ブラ	32
2位	野 球	37	陸 上	32	サッカー	36	サッカー	37	バスケ	35
	美 術	34	美 術	35	美 術	32	美 術	35	美 術	34
3位	サッカー	33	サッカー	35	陸 上	32	バ ド	31	陸 上	35
	ボ ラ	12	ボ ラ	14	コ ン 英 語	8 14	理 科	11	理 科	10
4位	陸 上	29	バ ド	31	バ ド	31	陸 上	32	バ ド	32
	合 唱	7	コ ン	10	演 劇	9	演 劇	8	合 唱	5
5位	バ ド	30	バ ド	37	野 球	37	テニス	22	テニス	21
	コ ン	9	理 科	11	理 科	11	ボ ラ	11	ボ ラ	11

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

※バスケ…バスケットボール（男女）、バド…バドミントン（男女）、陸上…陸上競技、
吹・ブラ…吹奏楽・プラスバンド、コン…コンピュータ、ボラ…ボランティア、理科…理科・科学・実験



▲豊かな人間形成や生涯学習の基礎づくりとなる部活動



▲体力向上や健康増進につながるスポーツ部活動

3

健康なからだ・体力の育成

「生きる力」を支える健康なからだ・基礎体力を育む教育を進めます。

施策7

食育の推進

【現状と課題】

「食」は子どもたちの命を育むものであり、「知」「徳」「体」の基礎となるものですが、子どもを取り巻く環境が変化する中で、食物アレルギー疾患の増加、食生活の乱れに起因する過度の肥満や痩身化（そうしんか）などが問題となっています。この状況を改善し、健康的な心身と豊かな人間性を育み、生涯にわたって健康に生き抜くための基礎を築くために市教育委員会は、平成21年度に「八王子市立小・中学校における食育推進計画」を、平成24年度には更なる行動実践をめざして「八王子市立小・中学校における食育推進計画 はちおうじの食育【実行編】*」を策定しました。学校においては、食育リーダー*を中心とした食育推進体制を組織し、栄養士や給食管理員などの専門性を活かしながら、食育を推進するための指導体制を整備しました。また、食に関する指導の全体計画や年間指導計画の作成、授業改善を支援するなど、各教科・領域、給食・給食時間を通して、食育を実践しています。

平成26年度に行った全国学力・学習状況調査において基本的な生活習慣である「朝食を毎日食べているか」について質問したところ、「朝食を毎日食べている」と回答した児童・生徒は平成25年度の回答より上回っているものの、中学校の生徒の割合は94.3%でした。食育は市内すべての学校で、義務教育9年間を通じて本市の未来を担う子どもたちが生涯にわたって、自らの健康につながる食生活を実践する力を身に付けるために、成長期にある子どもへ継続して行っていくことが重要です。

また、学校における生きた教材となる学校給食では、地場産物を活用して提供しています。この取組は、感謝の心や郷土愛を育むために重要な取組であり、一層の充実が求められています。

【施策の方向】

- 栄養教諭*の配置や、学校の食育リーダー等と連携・協力しながら学校給食を生きた教材として活用し、食に関する指導の全体計画・年間指導計画に沿った食育をより一層充実させます。
- 小・中学校9年間を通して「自分で弁当を作ることができる子ども」の育成をめざし、食育を教育活動全体へと展開させていきます。

- 毎日の食を大切にする心を育成し、基本となる食生活習慣と食に関する正しい知識を身に付けさせるため、家庭や保育園・幼稚園、地域との連携を図りながら食育を推進します。

【主な取組】

- ◆ 地域の郷土食や行事食、日本の食文化を伝える学校給食の工夫
- ◆ 食育リーダーの研修の充実
- ◆ 学校農園等の体験活動
- ◆ 地域と連携した地産地消の推進
- ◆ 食育の副読本や指導用教材の充実
- ◆ 保育園・幼稚園との食育連携の充実
- ◆ 親子料理教室の実施等による家庭への啓発を推進する取組
- ◆ 食物アレルギー対応など、現代的な健康課題に対応する取組の推進

【関連する市の計画】

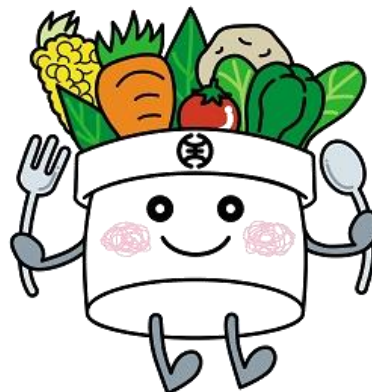
- ★ 八王子市食育推進計画*
- ★ 八王子市立小・中学校における食育推進計画
- ★ 八王子市立小・中学校における食育推進計画 はちおうじの食育【実行編】
- ★ 第3次八王子市子ども育成計画
- ★ 第2次八王子市環境基本計画
- ★ 八王子市ごみ処理基本計画*



▲学校給食では1年を通して八王子産の野菜を使用



▲八王子産の小松菜やダイコン、サトイモ、ネギを使った「はっちくん御膳」



▲はちおうじ食育キャラクターの「はっちくん」

【現状と課題】

体力向上については、これまで研究指定校を設置し、授業改善や日常生活における運動習慣の定着に向け取り組んできました。また、体力向上に関するリーフレットを作成し、体力向上の意義を家庭へ啓発し、家庭での取組を進めてもらうために情報提供を行ってきました。しかし、平成26年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査*で「運動が不得意」と回答している児童・生徒は、学年が上がるにつれ、増加傾向が見られます。また、中学校段階からは運動習慣についても消極的な生徒が、学年が上がるに従い、増加傾向が見られます。そのような状況を踏まえると、体力向上に関する取組を各学校の教育課程に明確に位置付け、児童・生徒が生涯にわたり自ら進んで運動に親しみ、健康・安全で活力のある生活を送れるよう、心身ともに健康でたくましい身体を育む教育を一層推進することが大切であることが分かります。

また、児童・生徒の運動に関する意識を高めるために、学校において全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析結果を行うとともに、前年度に比べて体力が向上傾向にある学校の実践を紹介しています。今後は更に、学校での体育・保健体育科の授業改善や体力向上のための「一校一取組」運動の見直しを図り、運動することの楽しさや運動することへの興味・関心や、体力向上への意識を高めていくことが必要です。

さらに、家庭への情報発信を積極的に行い、日常生活の中で運動をすることの大切さを伝えていくことも必要です。

【施策の方向】

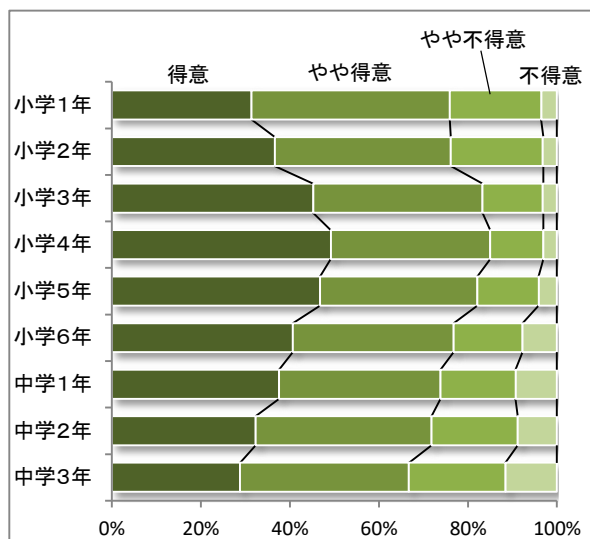
- 2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れ、東京都の体力向上関連の事業の活用や、学校の体力向上に関連した特色ある教育活動を積極的に支援します。
- 新たに設置した体育主任連絡会（研修会）*、また、体育科・保健体育科の授業改善に資する研修会を充実させ、教員の意識や授業力向上を図っていきます。
- 体力向上推進委員会*が中心となり、本市としての体力向上の指針を示し、学校・家庭に継続的に情報発信していきます。

【主な取組】

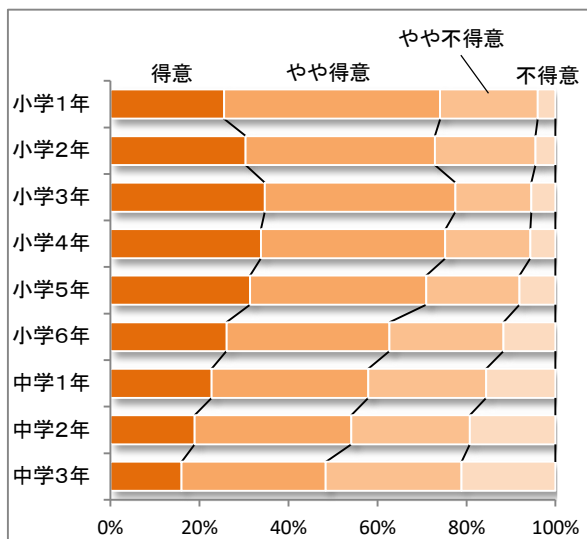
- ◆ 基礎体力の向上を図る「一校一取組」運動など、体育・保健体育の授業の充実
- ◆ 小学5年生、中学2年生の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の分析
- ◆ 小中一貫教育指導資料*「体づくり（基本となる運動）」の活用及び実践事例の発信
- ◆ 東京オリンピック・パラリンピック等を通じたスポーツへの関心の向上と運動の奨励（アクティブプラン to 2020*の推進）
- ◆ 八王子市中学校体育連盟主催事業及び東京都教育委員会主催「東京駅伝（中学2年生）」への支援

■運動得意・不得意

【男子】



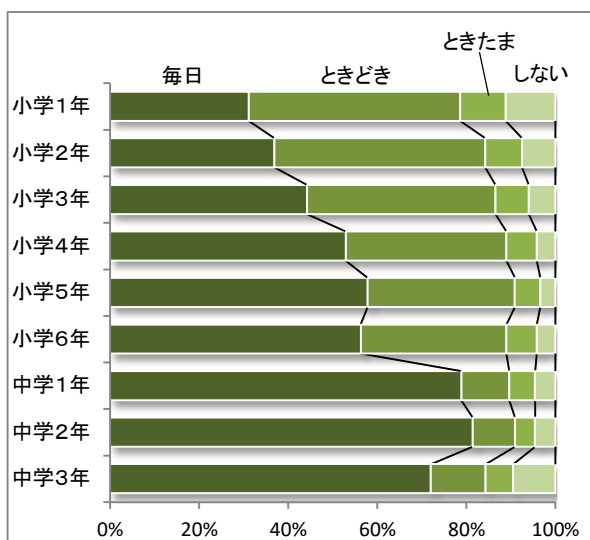
【女子】



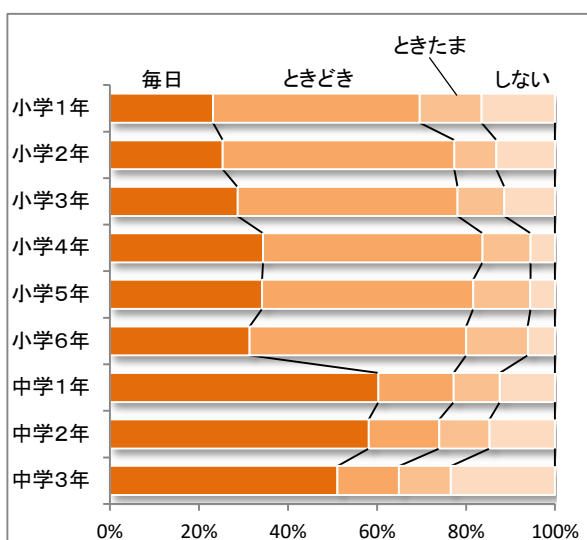
資料：「平成26年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」

■運動実施状況

【男子】



【女子】



資料：「平成26年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」



▲女子プロ野球選手を指導者に招き、投げる力を高める授業を実施



▲持久力を高めるためにランニング大会を開催

4

一人一人のニーズに応じた教育の推進

児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援を行います。

施策9

特別支援教育の充実 【重点】

【現状と課題】

平成18年度に「八王子市特別支援教育推進計画*」を策定し、次世代を担うすべての子どもたちが、将来にわたって能力を発揮できる安定的で持続可能な体制をめざして特別支援教育体制の整備を進めてきました。そして、特別支援学級のニーズの増加、通常の学級で特別な支援を必要とする子どもへの対応の複雑化、障害に関する法律の改正や条例の制定など、子どもや学校を取り巻く社会状況の変化に対応し、本市の支援体制を更に整備・充実するため、平成24年度に「八王子市第二次特別支援教育推進計画」（以下、「第二次計画」という。）を策定しました。

第二次計画では「特別支援教育を充実させる人材の育成」「誰もが楽しく学べる環境の整備」「子どもが安心して教育を受けられる連携体制の構築」を基本目標に、学校サポーター*育成プログラムの作成・実施、地域のバランスを考慮した特別支援学級の計画的設置、巡回相談システムの強化、都立特別支援学校との連携などの取組を進めてきました。

一方、平成24年12月の文部科学省の調査では、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒は、6.5%程度の割合で在籍していることが示されました。平成25年度の市の就学相談件数は、東京都全体（約6,000件）の13.2%にあたる793件で、都内で最も多い相談数となり、5年前の就学相談件数の1.7倍に増加しています。その結果、情緒障害等通級指導学級*の在籍児童・生徒数は、平成26年5月時点で537人と5年前の1.8倍となっています。すべての学校・学級において、これらの児童・生徒に対する支援の強化が課題となっており、そうした中では、学校・学級を支援するしくみに加え、教員一人一人が、発達障害に関する一定の知識・技能を身に付け指導方法を向上させる必要があります。

また、発達障害のある子どもには、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要であり、本市の「就学支援シート*」は、平成26年度入学にあたり、幼稚園や保育園からの提出数が366件と、導入した平成20年度の2.5倍になり、その有効性が認められ活用が進みました。今後、就学前機関から小学校、中学校そして卒業後の進路先へと、関係する機関と保護者が連携し、生涯にわたる切れ目

ない支援の一端を担っていくしくみへと一層充実させていく必要があります。

さらには、ＩＣＴ機器の活用について、児童・生徒が示している困難さや障害特性に応じた指導を充実するツールとして、積極的に導入を検討していくことも必要です。

【施策の方向】

- 就学相談や巡回相談の体制を強化し、学校や児童・生徒への支援の充実を図ります。
- 学校サポーターの配置や育成プログラムの充実を図り、通常の学級における支援の充実を図ります。
- 地域の偏りや待機児童・生徒が生じないよう、特別支援学級のバランスの良い設置を行います。また、東京都教育委員会の取組を視野に入れた特別支援教室の整備を進めていきます。
- 特別支援教育に関する教員の指導力や理解力を向上させる研修等の充実を図ります。また、保護者や地域の方を対象とした啓発活動を促進します。
- 都立特別支援学校と連携した副籍制度の充実と市立小・中学校での特別支援学級在籍児童・生徒の通常の学級との交流を推進します。
- 児童・生徒一人一人の特性に配慮した学習環境の整備としてＩＣＴ機器の活用について検討します。
- 「就学支援シート」の活用促進と小学校から中学校へつなぐ「学校生活支援シート*」の作成と活用を促進します。

【主な取組】

- ◆ 第三次特別支援教育推進計画の策定
- ◆ 学校サポーターの配置の充実と支援力を高める育成プログラムの実施
- ◆ 都立特別支援学校との連携
- ◆ 特別支援教育の理解・啓発を進める講座等の実施
- ◆ 就学前機関との連携による切れ目のない支援の実施
- ◆ 特別支援教育の専門性の向上を図る教員研修の充実
- ◆ 教員の特別支援学校免許の取得支援制度の新設

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市第二次特別支援教育推進計画
- ★ 八王子市教育情報化推進プラン
- ★ 第3次八王子市子ども育成計画

■特別支援学級の設置校数、児童・生徒数の比較

区分		知的障害(固定級)		情緒障害等(通級)		難聴学級(通級)		言語障害学級(通級)	
		設置校数(校)	児童・生徒数(人)	設置校数(校)	児童・生徒数(人)	設置校数(校)	児童・生徒数(人)	設置校数(校)	児童・生徒数(人)
22年度 (50校)	小学校	18	314	9	227	2	11	4	170
	中学校	11	179	5	67	1	7		
26年度 (63校)	小学校	21	318	14	427	2	11	4	160
	中学校	14	228	7	110	1	7		

資料：市教育委員会調査より

※同一の学校に複数の特別支援学級が設置されている場合もあります。

【現状と課題】

教員経験者、心理職及びスクールソーシャルワーカー*で構成する登校支援チーム*では、市立小・中学校全体を対象とした「個票システム*」の活用を通して、不登校傾向の児童・生徒への早期対応を促すとともに、未然防止や登校支援につながる学校の取組への支援を行ってきました。また、学校だけでは対応が困難なケースについては、スクールソーシャルワーカーを派遣し、福祉的な観点からの支援を実施し、関係機関との連携により子どもを取り巻く環境の改善に努めてきました。

高尾山学園や適応指導教室*など、関連施設からなる登校支援ネットワークを構築し、全校に配置されたスクールカウンセラーと連携し、不登校の未然防止と早い段階からの登校支援を図ってきました。

高尾山学園を設置した平成16年度以降、着実に減少傾向を示していた本市の不登校児童・生徒数が、平成25年度は増加に転じ、文部科学省の平成26年度「学校基本調査」の結果によると、全国的に最近5年間減少傾向にあった不登校児童・生徒数が増加している状況が示されました。こうした状況を踏まえ、登校支援の一層の推進が必要です。

家庭支援が必要な状況や発達障害が背景にあるなど、不登校が多様化、複雑化し、学校だけでは対応が困難なケースが増加してきていることも考えられます。今後は、不登校の未然防止や早期対応だけでなく、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有した人材の有効活用を促進し、多様化してきている不登校に対応できる登校支援の体制の整備、充実が必要です。

【施策の方向】

- 総合教育相談室との一体化により登校支援チームの専門性の向上を図り、学校への支援体制の充実を図ります。
- スクールソーシャルワーカーへのスーパーバイズの体制を充実して、専門性の向上と対応力の強化を図ります。
- 高尾山学園を不登校対策の拠点として位置付け、専門家チームである登校支援チームと連携し、小・中学校に「不登校にならない学校づくり」に向けた発信を行っていきます。
- 高尾山学園内に、適応指導教室に加え通級指導学級を新設することにより、個々の不登校状態等に応じて高尾山学園への適応や転入学をサポートできる体制の強化を図ります。
- 個票システムの活用と登校支援チームによる学校訪問を継続し、各学校の早期の登校支援の取組を促進します。

【主な取組】

- ◆ 登校支援の推進
- ◆ 高尾山学園の運営
- ◆ 高尾山学園に通級指導学級を新設
- ◆ 適応指導教室の運営
- ◆ 「高尾山通信（仮称）」の発行
- ◆ スクールソーシャルワーカーに対して指導助言を行うスーパーバイザー*の配置

【関連する市の計画】

★ 八王子市第二次特別支援教育推進計画

■ 小・中学校の不登校の児童・生徒数

単位（人）

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	122	112	119	126	105	86	94	86	101
中学校	475	429	424	401	394	400	377	346	406
計	597	541	543	527	499	486	471	432	507

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

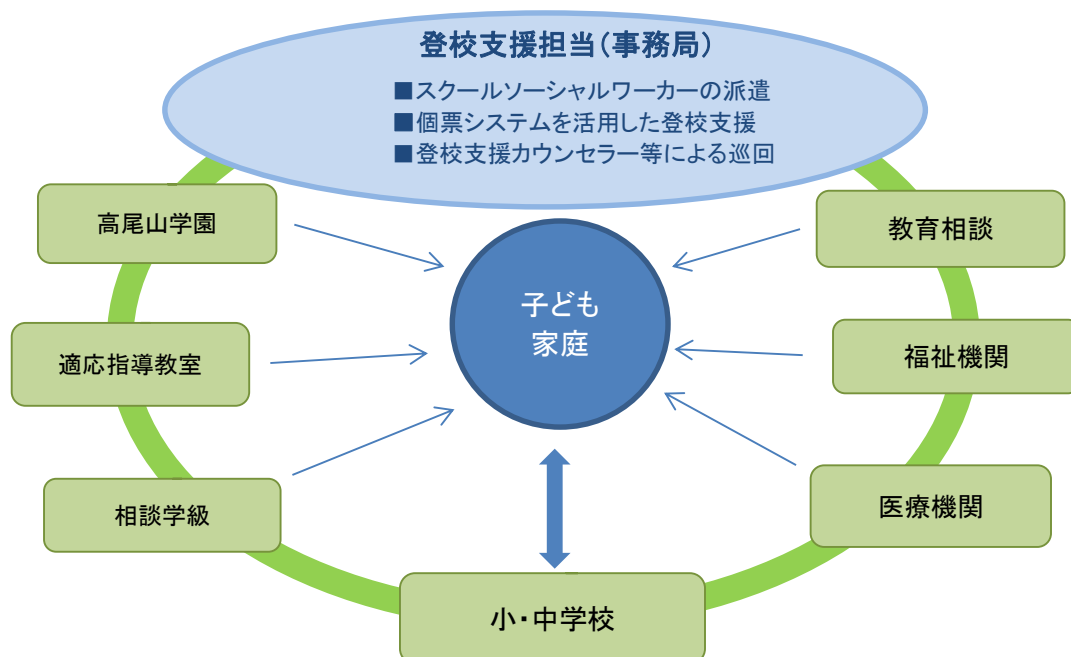
■ 不登校などの児童・生徒数

単位（人）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
不登校児童・生徒	499	486	471	432	507
高尾山学園在籍者	97	112	117	109	116
適応指導教室通級者	37	30	35	29	25
相談学級通級者	24	26	29	28	19
総合教育相談室不登校相談者	135	118	118	105	97

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

■ 登校支援ネットワーク・スクールソーシャルワーカーなどを活用した登校支援の取組のイメージ図



【現状と課題】

不登校、発達障害、事件・事故後のメンタルケア等、学校教育におけるさまざまな問題に対する教育相談については、相談件数の増加や 1 件あたりの相談期間の長期化に対応するため、体制の充実を図ってきました。また、必要に応じてスクールカウンセラーや特別支援教育コーディネーター*等と連携し、多様な角度から相談者の抱えている問題の解決に向けて支援を行ってきました。

総合教育相談室では、発達に関する相談が増加（平成 22 年度:88 件⇒平成 25 年度:145 件 1.6 倍）し、不登校に関する相談についてもその背景や状態が多様化・複雑化していることから、相談期間が長期化する傾向があり、また、地域の専門医療機関の受診状況から、今後も相談が増加していくことが見込まれます。

就学相談についても年々その件数が増加（平成 22 年度:463 件⇒平成 25 年度:793 件 1.7 倍）し、更に、平成 25 年 9 月 1 日に施行された「学校教育法施行令の一部を改正する政令」により、本人・保護者に対して十分に情報提供しつつ、意見を最大限尊重し、市教育委員会、学校等が必要な支援について合意形成を行うことを原則とすることとされたことから、これまで以上に適切かつ丁寧な対応が求められています。

相談件数の増加に加え、複雑化・多様化している個々の相談ニーズにより適切な相談を行うためには、相談員の配置体制を充実するとともに、相談員へのスーパーバイズの充実と医師や言語聴覚士・作業療法士など他職種の専門家と連携できる体制を整備し、相談の充実を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- 相談件数の増加に対応するため相談員体制の充実を図ります。
- 特別支援教育にかかわる、言語聴覚士・作業療法士等と連携できる体制の充実を図ります。
- スーパーバイザーを活用したケース会議や内部研修会（講師：医師）を実施することで、相談員のスキル向上を図ります。

【主な取組】

- ◆ 相談員の増員配置
- ◆ 特別支援教育にかかわる言語聴覚士・作業療法士等との連携体制の構築
- ◆ 専門家チームとしての総合的な教育相談の実施
- ◆ 相談員の専門性の向上

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市第二次特別支援教育推進計画
- ★ 第 3 次八王子市子ども育成計画

■心理教育相談実施回数等

単位（回）

区 分		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
相談実施 回 数	保護者	3,084	3,039	3,573	3,135	3,123
	児童・生徒	2,037	2,048	2,389	2,497	2,293
	学校等との連携相談	—	—	—	—	235
	計	5,121	5,141	5,962	5,632	5,651
電話相談件数		754	832	827	920	801
来所相談件数		436	410	413	366	362
新規相談件数		203	217	222	200	193

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

※平成25年度から、新たな項目として学校等との連携相談を設定した。

※学校等との連携相談とは、来所している事例の連携相談である。

■発達と障害に関する相談

単位（回）

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
発達と障害に関する相談	97	88	91	104	145

資料：市教育委員会調査による

■就学相談件数の推移

単位（件）

区 分	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
就学相談件数	469	463	442	621	793

資料：市教育委員会調査による

【現状と課題】

来日して間もない帰国・外国人児童生徒が公立学校への就学において、日本の生活や言葉などが理解できない場合に母国語を理解できる「外国籍等児童生徒就学時支援者」を派遣しています。あいさつなど基礎的な日本語の学習、生活習慣及び交通ルールなどの理解を通して帰国・外国人児童生徒の就学に対する不安を解消し、学校生活に円滑に適應できるよう支援を行っています。

また、日本語の習得・活用が不十分な帰国・外国人児童生徒に対し、日本語の習得を目的とする授業を行い、通常の教科について学習理解及び生活習慣の習得を容易にし、教育効果の向上を図るため東京都教育委員会が定める基準により日本語学級を第六小学校、打越中学校に設置しています。

対応が必要な言語の多様化や保護者への支援の必要性も増えており、派遣時間数の延長の要望や母国語での支援の対応に苦慮する場面が多くなっています。

【施策の方向】

- 支援を必要とする帰国・外国人児童生徒に対し就学時支援者を派遣し、日本の学校生活に慣れるまでの母国語等によるコミュニケーションの支援の充実を図ります。
- 学校・家庭と連携を図りながら帰国・外国人児童生徒への支援を推進します。
- 支援者会議を開催し、支援方法等の情報交換を行うことによって、支援の充実を図ります。
- 就学案内等について多言語化されている情報の充実を図ります。

【主な取組】

- ◆ 就学時支援者派遣の充実
- ◆ 支援者会議の開催
- ◆ 日本語学級における指導の充実（通級指導学級：第六小学校、打越中学校）
- ◆ 日本語指導の教材集及び教材・実践事例集の開発と活用の推進

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市多文化共生推進プラン

■日本語巡回指導*補助者派遣状況（延べ人数）

単位（人）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	239	238	170	124	156
中学校	103	268	183	76	24
計	342	506	353	200	180

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

■外国籍等児童・生徒の就学時支援者の派遣（延べ人数）

単位（人）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	36	25	24	23	25
中学校	14	4	6	5	7
計	50	29	30	28	32

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

■日本語学級への通級児童数（小学校）

単位（人）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1年生	3	0	1	4	0
2年生	4	4	8	7	5
3年生	4	6	3	5	5
4年生	5	8	3	3	5
5年生	6	4	5	2	4
6年生	4	8	6	4	4
児童数合計	26	30	26	25	23
学級数	2	2	2	2	2

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

※各年度の生徒数及び学級数は、翌年度4月1日現在の学級編制の数。

■日本語学級への通級生徒数（中学校）

単位（人）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
1年生	5	9	7	9	3
2年生	10	6	9	2	7
3年生	14	6	8	12	3
生徒数合計	29	21	24	23	13
学級数	2	2	2	2	1

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

※各年度の生徒数及び学級数は、翌年度4月1日現在の学級編制の数。

【現状と課題】

経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者（要保護者及び準要保護者）に対し、新入学用品費、学用品費、通学費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費、給食費、医療費の援助を行っています。また、成績良好、心身健全でありながら高等学校などでの修学が困難な生徒に奨学金を支給しています。

平成26年1月17日に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が施行され、平成26年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」が示されました。

今後、「子どもの貧困対策に関する大綱」における施策の展開を踏まえたうえで、引き続き教育の機会均等を確保するために、就学援助や奨学金の制度周知の徹底と適切な制度運用を行っていきます。

【施策の方向】

- 社会情勢を踏まえたうえで、適切な就学援助の実施を行っていきます。
- 事務の効率化に努め、就学援助及び奨学金の更なる早期認定、早期支給を図ります。
- 引き続き制度周知の徹底を図ります。

【主な取組】

- ◆ 就学援助費の支給
- ◆ 保護者負担の軽減
- ◆ 奨学金の支給

【関連する市の計画】

- ★ 第3次八王子市子ども育成計画

■就学援助認定数

単位（人）

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	要保護児童数 （認定率）	610 (2.07%)	694 (2.37%)	681 (2.36%)	665 (2.33%)	624 (2.20%)
	準要保護児童数 （認定率）	3,804 (12.91%)	4,153 (14.16%)	4,169 (14.43%)	4,165 (14.58%)	4,043 (14.28%)
	計 （認定率）	4,414 (14.99%)	4,847 (16.52%)	4,850 (16.79%)	4,830 (16.91%)	4,667 (16.48%)
中学校	要保護生徒数 （認定率）	370 (2.72%)	399 (2.95%)	416 (3.06%)	409 (3.02%)	380 (2.79%)
	準要保護生徒数 （認定率）	2,050 (15.05%)	2,285 (16.89%)	2,429 (17.87%)	2,376 (17.55%)	2,312 (16.96%)
	計 （認定率）	2,420 (17.77%)	2,684 (19.84%)	2,845 (20.93%)	2,785 (20.57%)	2,692 (19.75%)

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

■奨学資金支給状況

単位（人）

年度 区分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
支給対象人数（人）		336	348	368	372	369
高 国 等 ・ 学 公 校 立	1年生	99	105	99	103	93
	2年生	88	104	105	102	107
	3年生	86	90	104	104	97
	4年生	3	1	2	3	2
	5年生	3	—	1	2	—
	計	279	300	311	314	299
高 私 等 学 校 立	1年生	21	15	21	17	27
	2年生	13	19	17	20	16
	3年生	19	14	19	21	27
	4年生	—	—	—	—	—
	5年生	1	—	—	—	—
	計	54	48	57	58	70
支 給 額（円）		41,190,000	42,724,000	45,254,000	45,604,000	45,236,000

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

※高等専門学校含む

5

円滑で継続性・連続性のある教育の推進

小1プロブレムや中1ギャップといった課題への対応を含め、就学前から義務教育9年間を見通した継続性・連続性のある教育活動を通して、児童・生徒が将来を見通して自立的に生きるための基盤となる能力を育みます。

施策 14

保・幼・小の連携の推進

【現状と課題】

遊びを通して学ぶ就学前の保育・教育から、教科学習が中心の小学校以降の教育活動へ移行した際に、新しい環境に適應できないなどのいわゆる「小1プロブレム」と言われる課題があります。子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子ども自身の生きる力を伸ばすために、保・幼・小連携の必要性が高まっています。

これまでも保育園・幼稚園から小学校に入学する際、子どもの戸惑いを軽減し、円滑に小学校の学習や生活が行なえるように、保・幼・小子育て連絡協議会*を中心に、「就学支援シート」による個別支援の継続や教員同士の相互理解を進めるための取組を実施してきました。継続した支援を行うことにより、子ども自身だけでなく保護者の不安も少しずつ解消することができ、学校生活への速やかな適應へつなげることができました。

平成26年度に市内6地区において「保・幼・小連携の日モデル事業」を試行し、保育園・幼稚園と小学校が相互に授業参観や情報交換などの交流を行い、保育士や幼稚園教諭と小学校の教員がお互いの指導内容や、子どもたちの生活・学習の場の実態について把握するよう取り組み始めました。また、生活と学びの接続の見通しをもって、より良い学校生活につながる保育・教育活動を行う環境を整えるよう努めています。

【施策の方向】

- モデルとなる地区の保育園・幼稚園・小学校の取組からその成果と課題を検証し、市内全域に普及させるよう取り組んでいきます。
- 就学前から義務教育9年間を見通した継続性・連続性のある教育活動への円滑な接続を図るため、保育園・幼稚園・小学校が相互に連携した取組を推進します。

【主な取組】

- ◆ 「保・幼・小連携基本方針」を関連所管と連携して策定
- ◆ 教員・保育士の合同研修会など、教職員の交流による連携を図り、相互理解をねらいとした「保・幼・小連携の日」の実施

【関連する市の計画】

- ★ 第3次八王子市子ども育成計画



▲ 小学校で初めての体育の授業を体験する園児たち



▲ 児童が園児に絵本の読み聞かせ



▲ 子どもたちの育ちと学びをつなぐために保育士・教員との意見交換会を実施

【現状と課題】

平成23年度から、心身の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を確立し、義務教育9年間を見通した教育活動により、学力の定着を図り、社会性・人間性豊かな児童・生徒の育成及び心身の発達段階に応じたきめ細かな指導を目的として、小・中学校間における交流授業、合同の学校行事、「小中一貫教育の日*」を設定しての教員の協議会等、さまざまな取組を推進してきました。また、みなみ野小中学校・加住小中学校・館小中学校・いずみの森小中学校の4校を開校し、小・中学校で一貫した教育課程を編成し、児童・生徒の指導を充実させてきました。

小学校と中学校の接続を円滑にすることは、中学校へ進学する児童の不安解消につながるとともに、教員の意識改革につながっています。また、授業を双方で参観し見合うことや小中一貫校での生活指導の基準を設定することで、指導改善にもつながっています。

中学校で最初の1年の生活を送るにあたり、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等が増加したりするいわゆる「中1ギャップ」も指摘されています。今後も、中学校を中心とした小・中学校グループにおいて9年間で育てたい児童・生徒像を共有化し、教育活動を活性化することで、児童・生徒の「生きる力」をより計画的・系統的に育てていくことが重要です。

また、国の中央教育審議会において小中一貫教育について検討され、平成26年12月22日答申が出されました。今後の国の制度化に向けた動向に注視し、小中一貫教育の方向性を検討していく必要があります。

【施策の方向】

- 中学校を中心とした小・中学校グループで「9年間で育てたい児童・生徒像」を設定し、その実現を図るために、学習指導や生活指導の一貫性、連続性を考慮した具体的な取組を教育課程の中に位置付けていきます。
- 小中一貫教育授業研究委員会において、「国語」「算数・数学」「社会」「理科」「道徳」等の部会を設置し、学力向上をめざして、小・中学校9年間の学びの連続性・発展性を意識した授業研究を行います。
- 小中一貫教育の日の内容について、年3回は必ず全教員参加の授業参観と意見交換を実施し、児童・生徒の円滑な指導に結び付けていきます。
- 小中一貫教育推進委員会において、今後の小中一貫教育推進に向けての方向性について検討を進めていきます。
- 施設一体型の小中一貫校で行う教育について研究を進めます。

【主な取組】

- ◆ 小中一貫教育全体構想の作成
- ◆ 小中一貫校の成果の普及

- ◆ 小中一貫教育にかかわる取組の一層の充実
- ◆ 小中一貫教育授業研究委員会の研究成果の普及と活用
- ◆ 学校における「小中一貫教育指導資料」（10教科・領域）の活用及び改善
- ◆ 小中一貫教育について保護者・地域への情報発信

【関連する市の計画】

★ 八王子市小中一貫教育に関する基本方針

■小中一貫校の状況

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小中一貫校	みなみ野小中学校	みなみ野小中学校 加住小中学校	みなみ野小中学校 加住小中学校 館小中学校	みなみ野小中学校 加住小中学校 館小中学校 いずみの森小中学校	みなみ野小中学校 加住小中学校 館小中学校 いずみの森小中学校
小中一貫開設準備校 (22年度まで：小中一貫教育実施校)	2校指定	2校指定	2校指定	-	-
対象校	加住小・加住中	館小・館中	六小・三中	-	-

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」から作成（市教育委員会）

■小中一貫教育の状況

区 分	21年度	22年度	23年度
小中一貫教育研究モデル校	20校指定		
対象校	七国小・七国中・みなみ野君田小	全校で試行	全校で実施
	式分方小・元八王子小・元八王子中		
	長房小・船田小・長房中		
	由井第一小・長沼小・打越中		
	松が谷小・松が谷中		
	第六小・第三中		
	館小・館中		
	東浅川小・陵南中		

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」から作成（市教育委員会）



▲中学校教員による小学校での出前授業



▲小・中学校合同で意見交換会を開催

【現状と課題】

子どもたちが育つ社会環境の変化に加え、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等は、子どもたち自らの将来のとりえ方にも大きな変化をもたらしています。変化する社会の中で、子どもたちが希望をもって、自立的に自分の未来を切りひらいて、生きていくためには、変化に対応していく力と態度を育てることが不可欠です。

これまで市立小・中学校では、教育課程に望ましい職業観・勤労観を育むためのキャリア教育*を位置付け、ガイダンス機能*を高めるとともに、職場体験等の体験活動を通じ、働くことの意義を身に付けるよう取り組んできました。

しかし、平成26年度に実施された全国学力・学習状況調査とあわせて実施された意識調査で、「将来の夢や目標をもっていますか」の質問に否定的な回答をした児童・生徒は、小学6年生では13.1%、中学3年生では26.7%でした。児童・生徒が希望をもって日々の生活を送ることができるような指導を行っていかねばなりません。

今後は、子どもたちが「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろうさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応し、社会人として自立していくことができるようにする教育が強く求められています。

【施策の方向】

- 学校のキャリア教育の全体指導計画・年間指導計画を充実し、小・中学校9年間を見通したキャリア教育の取組を改善します。
- 職場訪問や職業体験等の体験的な活動の情報交換や、外部人材を活用したキャリア教育の推進についての研修を実施します。
- 外部機関との連携を強化し、職場体験の充実を図ります。
- 東京都教育委員会と連携を図り、保護者・地域・事業所等へキャリア教育についての理解を促進します。

【主な取組】

- ◆ 望ましい社会性や職業観・勤労観の育成
- ◆ 中学校での「職場体験学習」等の体験活動の推進
- ◆ 市立小・中学校における教科等の年間指導計画へのキャリア教育の位置付け

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市産業振興マスタープラン（第2期）*
- ★ 第3次八王子市子ども育成計画

■中学校職場体験実施状況

単位（校）

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
実施 日数	6日間	0	1	0	0	0
	5日間	4	4	4	6	5
	4日間	5	4	3	3	2
	3日間	24	25	26	27	26
	2日間	6	9	8	11	11
	1日間	1	0	0	0	1

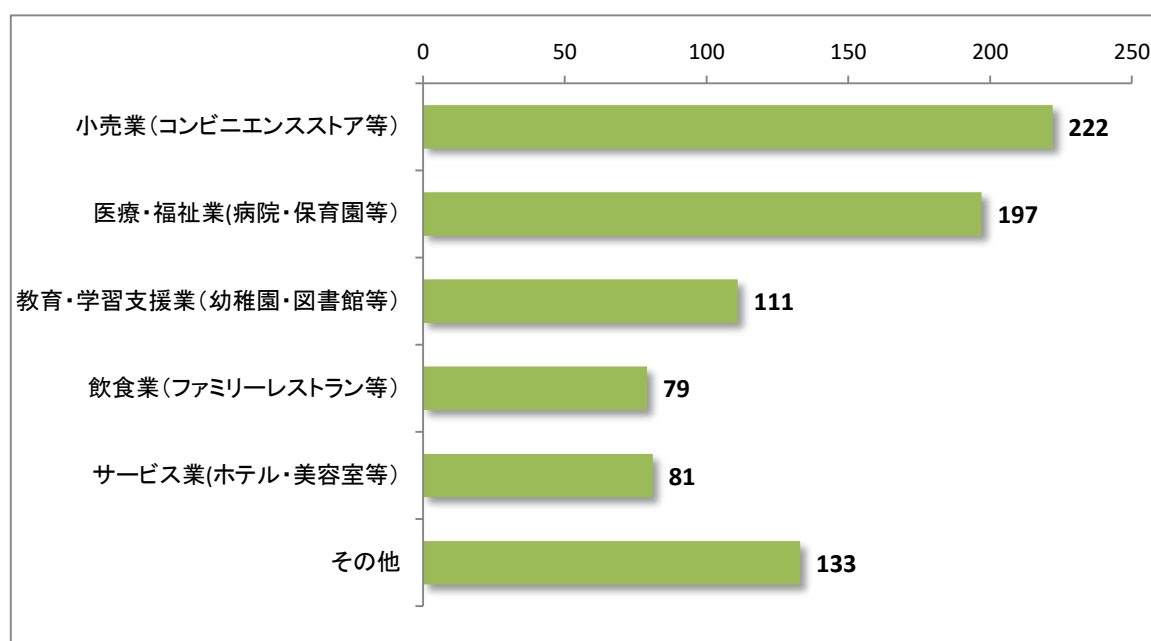
資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」から作成（市教育委員会）

※高尾山学園を含む全38校で実施している。

※2つの学年で別の日程で実施している学校は「2校」として集計

■職場体験協力企業数（823社）

単位（社）



資料：「平成26年度 点検・評価」（市教育委員会）



▲コンビニエンスストアで丁寧に商品を袋詰め



▲幼稚園で園児の着替えをお手伝い

6

教員の資質・能力の向上

「八王子市教員育成研修基本方針」に基づき、大学や企業、自然など本市の特色を活かした研修を充実していきます。

施策 17

教員研修の充実 【重点】

【現状と課題】

教育公務員特例法第21条に「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」とあり、多様な教育課題に対応する教員の資質・能力を向上させるために、教員研修の充実は欠かせません。また、学力向上や生活指導上の課題解決のためにも、教員一人一人の力量を高めるだけでなく、組織的な対応力を教員が身に付け、学校として取り組んでいくことも必要になっています。

平成27年4月の中核市移行に伴い、東京都から教職員の研修に関する事務権限が移譲されます。本市では、これまでもパワーアップ研修*をはじめとする独自の教員研修を実施し、教員の資質・能力の向上を積極的に進めてきました。中核市移行をとらえ、改めて「八王子市の教育に求められる教師像」を明確にし、「八王子市教員育成研修基本方針」を定めました。

この方針を基に、職層に応じて育成したい資質・能力を高めるための研修体系を整備したうえで、八王子の「歴史・文化財等」「学園都市の特性」「市民力」を活かした特色ある教員研修を実施し、教員の資質・能力の向上を図ることが、学校教育の充実のために求められています。

【施策の方向】

- 職層に応じて育成したい資質・能力を高めるために、「八王子市教員育成研修基本方針」に基づき、児童・生徒、保護者・地域から信頼される教員に成長することをめざして、本市の特色を活かした研修を実施していきます。
- 本市の特色である「歴史・文化財等」「学園都市の特性」「市民力」を活かし、教員の地域に対する愛着を醸成し、地域を活かした授業づくりができる力を育てる研修を開発していきます。
- 児童・生徒の学力向上に向けて、各教科等における教員の授業力を高めるための研修を充実させていきます。

八王子市の教育に求められる教師像

- 1 教育に対する熱意と使命感をもつ教師
 - ・子どもに対する深い愛情
 - ・教育者としての責任と誇り
 - ・高い倫理観と社会常識
- 2 教師の専門性に対する探究心と指導力のある教師
 - ・一人一人のよさや可能性を見抜く力
 - ・9年間を見通した学習指導力・生活指導力
 - ・自己研鑽に励む意欲
- 3 組織の一員として責任と協調性を有し、互いに高め合う教師
 - ・組織目標の実現に向けた役割意識とチャレンジする意欲
 - ・互いに学び合い、磨き合い続ける力
 - ・経営参画への意欲
- 4 保護者、地域、外部機関と連携・協働による教育を推進する教師
 - ・柔軟な発想や思考と企画力
 - ・幅広いコミュニケーション能力
 - ・地域に対する愛着

資料：「八王子市教員育成研修基本方針」（市教育委員会）

【主な取組】

- ◆ 教員の職層に応じた指導力及び組織貢献力を向上させるための研修の実施
- ◆ 八王子の「歴史・文化財等」を実際に訪問し、教材化する研修の実施
- ◆ 「学園都市の特性」を活かした市内大学と連携した研修の実施
- ◆ 「市民力」を活かした地域運営学校、教育支援ボランティアに関する研修の実施
- ◆ 教員の教科指導の専門性を高める研修の充実
- ◆ 授業の質を高めるためのICT活用力の向上
- ◆ 校内における人材育成（OJT*）の推進
- ◆ 2年間の教育研究校の指定

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市教員育成研修基本方針
- ★ 八王子市教育情報化推進プラン



▲ ICT機器を活用した授業

7

学校の自主性・自律性の確立

校長のリーダーシップのもと、学校が直面するさまざまな課題に組織的に取り組むとともに、説明責任を果たして信頼を高め、自律的な学校経営を進めます。

施策 18

学校の経営力向上 【重点】

【現状と課題】

校長を中心とした自主的・自律的な学校経営を行うためには、学校評価*システムを活用し、学校が組織マネジメントの手法を用いて、校長自らがさまざまな教育課題への対応策を立てていく必要があります。課題の解決に向け、平成24年度においては児童・生徒・教職員が省エネ対策に取り組んだことで節減できた光熱水費の予算を活用し、教材や図書の整備に活用してきました。

また、市立小・中学校では、学校運営における目標の達成状況を把握し、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善することに努めています。学校評価において保護者等のアンケートを年2回実施し、教育活動の改善に努めています。しかし、回収率が上がっていない学校もあり、学校評価の意義を保護者に周知し、協力体制を得ていくことが課題となっているところもあります。保護者の願いを教育活動に反映させ、学校が子どもや地域の実情に応じた教育活動を行うためには、学校の課題を的確に抽出し、校長の組織マネジメント力を向上させていくことが必要です。

【施策の方向】

- 学校評価の結果を学校だよりや学校ホームページ等により、継続して保護者・地域に分かりやすく学校経営について効果的に公表していきます。
- 学校経営力を向上させるために、管理職や教員対象の研修を充実させていきます。
- 学校評価の結果に基づき教育活動の改善を図っていくとともに、保護者・地域と協働した教育活動を推進していきます。
- 学校が作成した計画書に基づき、予算を配分する「学校提案型予算*」を活用し、学校の企画立案力の向上を図り、学校が独自性を発揮した自主的・自律的な学校経営及び学校の教育力向上を図っていきます。

【主な取組】

- ◆ 学校づくりのビジョンの具体化や実践化を図るための、学校経営計画*の作成
- ◆ 学校・地域の実態に即した教育課程の作成
- ◆ 保護者や地域の人材を活用した教育活動の推進
- ◆ 校長裁量による効率的かつ効果的な学校配分予算*の執行
- ◆ 学校提案型予算を活用した学校の自主的・自律的な学校経営力の向上
- ◆ 学校評価システムの充実
- ◆ 学校のマネジメント力向上のための職層研修の充実（校長・副校長・主幹教諭等）



▲学校提案型予算で学校林にハンモックを設置し、自然にふれるきっかけづくりに



▲残り時間がわかるタイムタイマーを学校提案型予算で購入して「わかる」を実感できる授業を実施

【現状と課題】

本市の教育を担う教員自身が指導上の課題をどのようにとらえているのかを把握するために、平成26年に若手職員を対象にアンケート調査を行ったところ、授業の進め方、評価の方法、特別な支援が必要な児童・生徒への対応に不安を感じると回答した教員が半数を超えていました。教員の事務負担は増えており、子どもと向き合う時間や授業準備・教材研究などの時間の確保が課題となっている中、教員とは異なる専門性や経験を有する地域の人材として、アシスタントティーチャーや学校図書館サポーター（読書推進担当）、心の専門家であるスクールカウンセラー、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーなどを配置・派遣し、役割分担を行っていますが、対応が十分とは言えない状況です。

また、保護者・地域から信頼される学校運営を進めるために、日常の教育活動を通じて教職員を育成していく人材育成（OJT）を学校で実施していますが、本市の教員の年齢構成は、20代、30代の教員数が全体の半数を超えており、これまで学校を支えてきた経験豊かな教員の実践的な知識や指導技術を次世代に引き継ぎ、若手教員を学校の組織を支える一員として確実に育成することが大きな課題となっています。教職員の資質・能力の向上を図るためのOJTは、組織的・計画的・継続的に進めていくことが必要です。しかし、新規採用教員の多くが保護者対応や地域の理解に不安を感じており、教員間の学び合いをより促進するための学校体制の整備が必要です。

危機管理については、児童・生徒の生命や身体の安全確保を図るために、防災に関する危機管理計画や感染症に対応するマニュアル、学校給食における食物アレルギー対応の手順などを作成しています。いざという時、混乱することなく、迅速かつ適切な行動がとれるよう、全教職員が共通の理解のもとに万全の体制を確立しておくことが大切です。また、教職員による体罰や行き過ぎた指導によって、教育・学校への信頼が失われることのないよう、体罰防止月間*の実施や体罰防止セルフチェック*に基づいた取組を行っています。さまざまな状況に応じた適切な行動をとることができるよう力を付けていくことが教員に求められています。

【施策の方向】

- 多様な教育課題に組織的・機能的に対応する体制の構築をめざすとともに、学校組織の機能強化を図ります。
- 事件や事故、災害などに対する適切かつ確実な危機管理体制を確立します。
- 学校職員のあり方について検討していきます。

【主な取組】

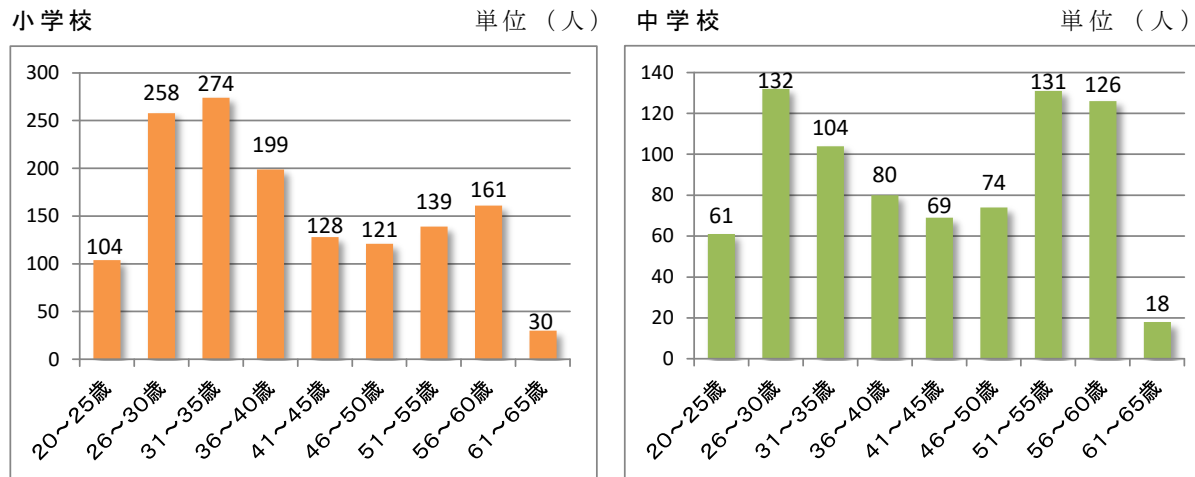
- ◆ 学校支援事務局*を中心とした外部人材の活用
- ◆ OJTの活性化による教職員の育成

- ◆ 保護者や地域住民と連携した防災訓練や通学路の見守りなど、安全に関する対応力の養成及び実践
- ◆ 「学校職員あり方検討会」において、現場サービスがどうあるべきか、職員に求められる働き方についてなどを検討
- ◆ 体罰を起こさせないための取組

【関連する市の計画】

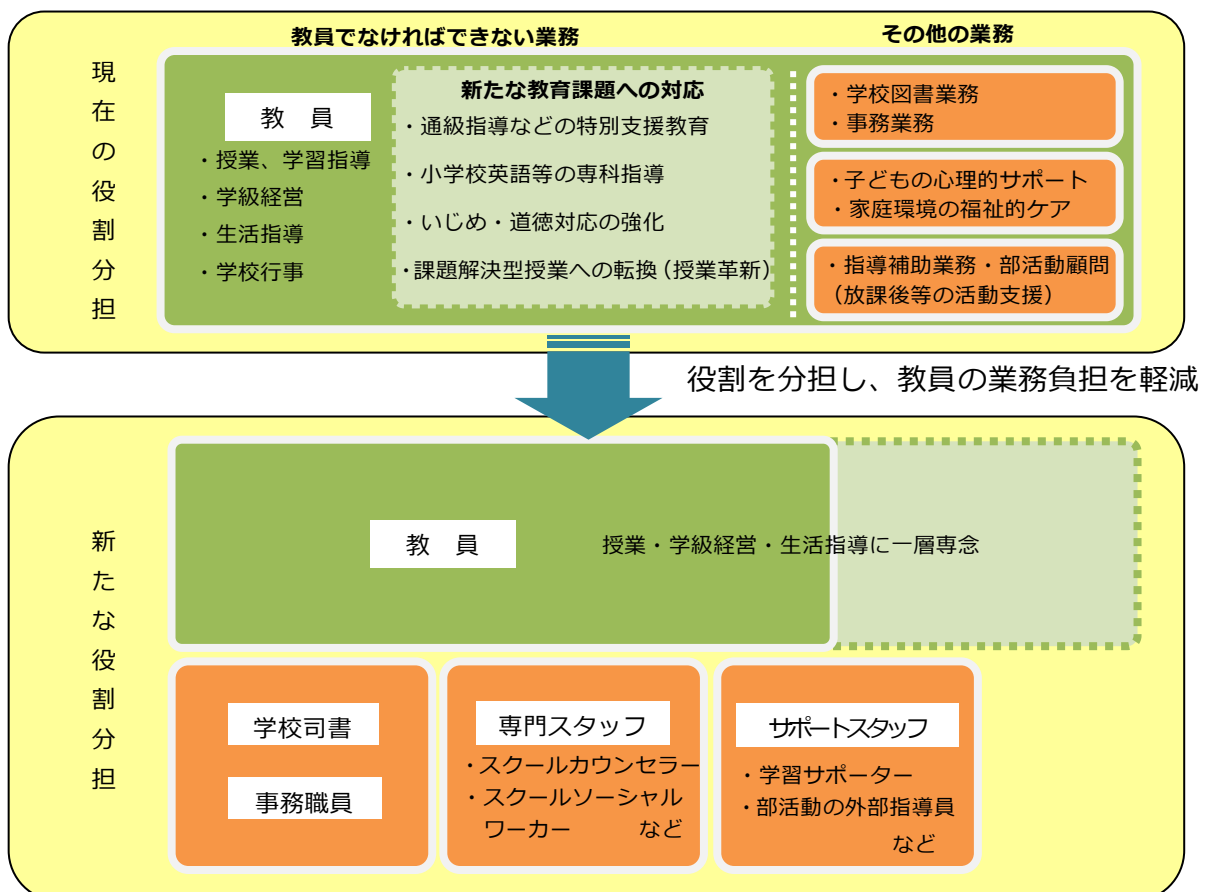
★ 八王子市地域防災計画

■八王子市の教員の年齢構成（平成26年度）



資料：「教員育成研修基本方針」（市教育委員会）

■学校の業務の新たな役割分担の転換のイメージ図



8

地域の力を活かした学校づくり

地域住民の参画による学校運営を推進し、地域の幅広いネットワークを活かした教育活動を進めていきます。

施策 20

地域運営学校の拡充 【重点】

【現状と課題】

地域住民や保護者などが、合議制の機関である学校運営協議会を通じ一定の権限をもって学校運営に参画することで、「地域とともにある学校づくり」を進めていく地域運営学校を、本市では平成19年度から平成26年度までに44校（小学校:26校、中学校:18校）を指定しました。

指定された学校では、保護者や地域住民の力を学校運営に活かし、子どもや学校が抱える課題を地域ならではの創意や工夫で解決することで、質の高い学校教育の実現を図っています。そして「地域の子どもたちは地域で育てる」という共通認識のもと、学校運営の継続性や地域の絆が生まれつつあります。

また、小中一貫教育の基盤づくりや地域の共通課題解決のため、隣接する小・中学校による学校運営協議会の連携も進められています。

このように地域運営学校は、学校運営方針の継続性や地域の次代を担う人材の育成、地域の絆づくりに有効であることから、全校実施に向けて指定校を拡大していくことが必要です。

しかし、学校の支援組織としての活動に重点が置かれ、学校運営に関する協議が希薄になっている学校運営協議会も見受けられるため、市としてめざすべき方向性を明確にしていく必要があります。

一部の学校運営協議会では委員の人材の確保が課題となっており、学校運営協議会の制度や活動内容に対する保護者や地域住民の理解を深めるために、更なる周知が必要となっています。

【施策の方向】

- 校長、副校長へ学校運営協議会制度の趣旨、取組内容を引き続き広く周知し、地域運営学校の指定校拡大を図ります。
- 校長とともに学校運営に携わる学校運営協議会をめざして市としての方向性を確立するとともに、その方向性を実現するため、研修等により支援を行っていきます。
- 各学校運営協議会の協議内容や取組事例、人材活用等について情報共有を図ります。

【主な取組】

- ◆ 地域運営学校指定校の拡大と活動の充実
- ◆ 校長、副校長に対する地域運営学校制度研修会の実施
- ◆ 学校運営協議会委員に対する研修の実施
- ◆ 学校運営協議会の取組を紹介する情報紙の発行

■学校運営協議会を設置した学校

指定年度	指定校数	指定校
19年度	3校	東浅川小学校 第六中学校、宮上中学校
20年度	7校（+4校）	陶鎔小学校、浅川小学校 元八王子中学校、城山中学校
21年度	13校（+6校）	梶田小学校、中山小学校、宮上小学校、下柚木小学校 第一中学校、陵南中学校
22年度	21校（+8校）	第七小学校、館小学校、加住小学校、愛宕小学校 館中学校、加住中学校、浅川中学校、松木中学校
23年度	27校（+6校）	長房小学校、柏木小学校、南大沢小学校、松木小学校、長池小学校 南大沢中学校
24年度	31校（+4校）	横山第一小学校、上川口小学校 恩方中学校、由木中学校
25年度	37校（+6校）	第二小学校、高倉小学校、高嶺小学校 ひよどり山中学校、由井中学校、中山中学校
26年度	44校（+7校）	第五小学校、清水小学校、宇津木台小学校、式分方小学校、由井第三小学校 横山中学校、川口中学校

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」から作成（市教育委員会）



▲地域運営学校研修会の実施



▲校長・副校長研修会の実施

【現状と課題】

社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校がさまざまな課題を抱えていることから、学校に大きな役割が求められている現状があります。これからの教育は、学校だけが役割と責任を負うのではなく、学校・家庭・地域の連携・協働のもとで進めていくことが不可欠となっており、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上を図ることが必要です。

市教育委員会では、これまで「教育支援人材バンクセンター*」を設置し、学校のニーズに応じた人材派遣ができるよう取り組んできました。また、学校の教育支援ボランティアをまとめる「学校事務局」の設置を進め、学校の教育活動がより充実できるよう取り組んできました。さらに、21の大学を有する本市においては、さまざまな能力や技術を学校教育に提供していただき、児童・生徒の学力向上や健全育成への支援を得ることができました。

今後も、変化の激しい社会において児童・生徒の「生きる力」を育むためには、学校・家庭・地域の連携を強化することが必要であり、人と人をつなぎ、児童・生徒の成長を支えるしくみを構築していくことが必要です。

【施策の方向】

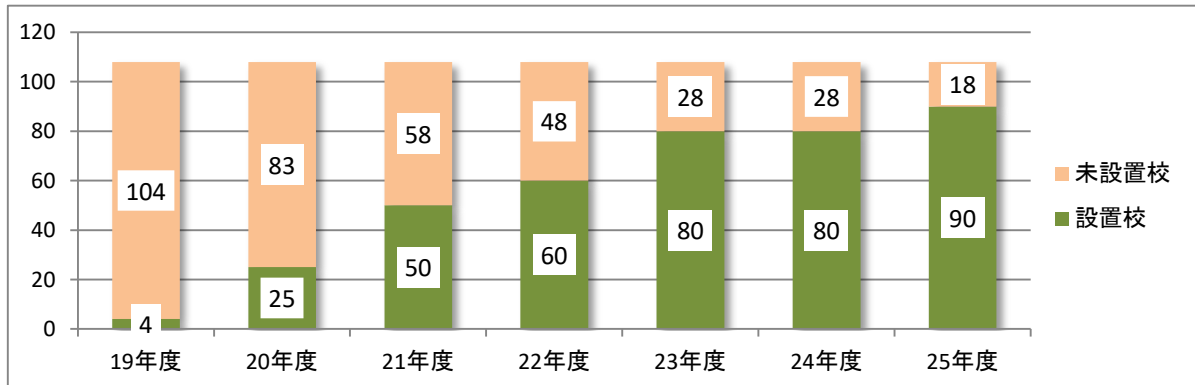
- 教育支援ボランティアをとりまとめる学校事務局を拡充し、「学校支援事務局*」とし、学校の事務局間の連携を深め、教育活動の充実を図ります。
- 地域の人材育成研修の充実を図ることで、ボランティアとしての心得ややりがいなど、励みと誇りを持って学校への支援を行えるようにします。
- 大学をはじめ、さまざまな外部機関において、教育現場の現状や教育施策について周知し、連携・協働体制を強化します。

【主な取組】

- ◆ 学校支援事務局の全校配置
- ◆ 学校支援事務局を中心とした、学校ごとでの自立したボランティア活動の推進
- ◆ 地域運営学校における学校運営協議会と学校支援事務局連携による積極的なボランティア活動の推進
- ◆ 専門性のあるボランティアの教育支援人材バンクへの登録促進と、学校への派遣体制づくり
- ◆ 市内大学・高等専門学校等との連携強化
- ◆ ボランティア活動の一層の充実と学校における教育活動の活性化のための教育支援ボランティア研修会の開催

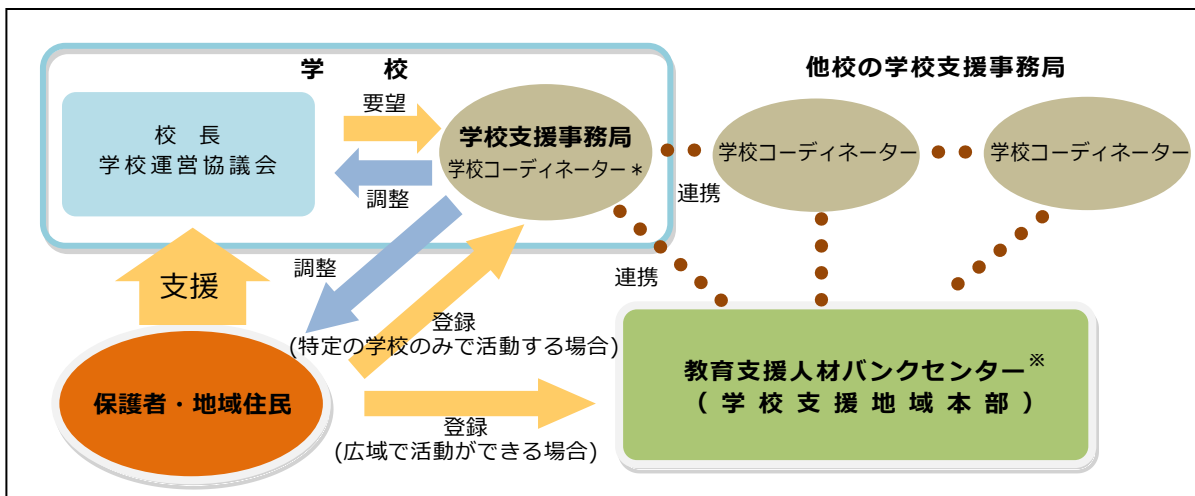
■学校事務局の設置状況

単位（校）



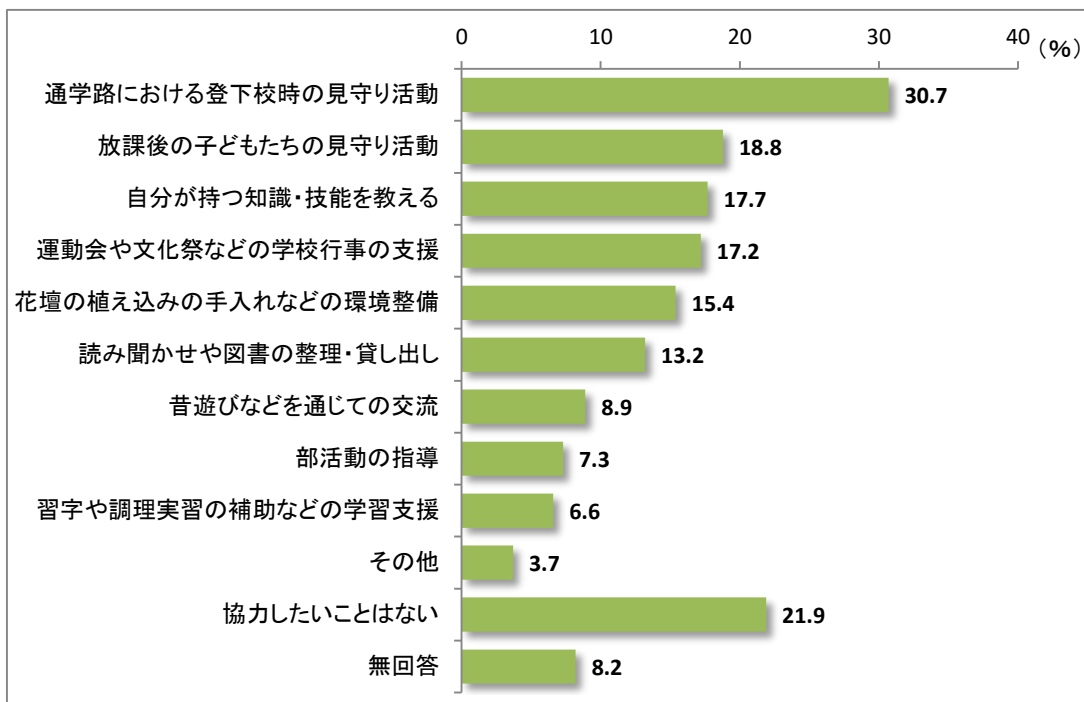
資料：「平成26年度点検・評価」（市教育委員会）

■学校のニーズにあわせた支援を行う「学校支援事務局」のイメージ図



※教育支援人材バンクセンター(学校支援地域本部)は、各学校の「学校支援事務局」に配置した学校コーディネーターを統括し、教育支援ボランティアの登録・研修、関係諸機関・学校支援事務局との連携、学校への情報提供などを行う。

■地域の人が学校に協力したいこと（していること）



資料：平成25年度市政世論調査

【現状と課題】

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法*」が制定されました。いじめ問題をはじめ、学校問題の未然防止や解決に当たっては、初期対応をはじめとして学校が組織的に対応する能力を向上させることが極めて重要な課題となっています。

また、社会の急激な変化や価値観の多様化により、学校に対する保護者や地域住民からの意見や要望も多様化しており、都内全公立学校の約9%の学校で、学校だけでの対応に限界を感じている実態がみられることが、東京都の学校問題に関する実態を把握するための調査から明らかになっています。

今後は、学校が保護者や地域住民とともに「相互協力」していく関係を築けるよう、学校、保護者及び関係機関等と連携して、児童・生徒の問題行動に継続的に対応し、個別の状況に即して柔軟に対処することが必要です。

さらに、学校だけでは対応が困難な場合や複数の関係機関等の協力を得ることが必要な場合には、関係の深い機関等による「学校サポートチーム*」等による対応を図ることが必要です。

【施策の方向】

- 生活指導主任研修会*を充実させ、学校間や警察・児童相談所等の関係機関との連携を深めます。
- 児童・生徒の問題行動に継続的かつ柔軟に対応するために、学校サポートチームの活用を図ります。
- 「ふれあい月間*」などにおいて、アンケート調査や個別面談等を実施し、児童・生徒一人一人の状況把握に努めるよう、校長会や生活指導主任研修会等で働きかけていきます。

【主な取組】

- ◆ 学校サポートチームによる問題に対応
- ◆ 学校だけでは解決が困難な問題への弁護士への対応及び弁護士等による法律相談の実施
- ◆ 専門家による教員研修の実施
- ◆ 警察署、少年センター、児童相談所、子ども家庭部等関係機関との連携
- ◆ 緊急対応時の支援

【関連する市の計画】

- ★ 第3次八王子市子ども育成計画

施策 23

教育関係機関等との連携

【現状と課題】

社会生活の多様化や児童・生徒一人一人に応じた教育の必要性にともない、学校において多様な対応が求められています。

通常の学級に在籍する特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒への支援の充実（教員の資質・能力の向上や支援体制の強化）が喫緊の課題である今、都立特別支援学校等との連携を強化し、特別支援教育の充実を図ることが必要です。

また、児童・生徒の学ぶ意欲を向上させるためには、教員の資質・能力や専門性の向上が不可欠です。これまでもさまざまな授業改善や教育課題に関する研修を行ってきましたが、大学や高等専門学校、企業等と連携した教員研修を展開し、教員の専門性を高め、教員の資質・能力の向上に努め、学校の教育活動の充実を図ることは、社会生活の変化に伴い、今後も一層求められてきます。

さらに、養育していく上で、困難な課題を抱える家庭への支援等も課題としてあげられるため、「子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）＊」を通して、学校や地域の関係者が連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、児童虐待の防止に取り組む必要があります。

このように、さまざまな分野での連携した取組を充実し、子どもの成長を支えていくことが重要になっています。

【施策の方向】

- 児童・生徒がより良い教育を受けることができるように、大学等との連携をより一層推進していきます。
- 「子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」とのより一層の連携を強化して、家庭を取り巻く問題に対しての未然防止及び早期発見・早期対応に努めます。

【主な取組】

- ◆ 大学・企業等専門機関との連携した教員研修等の実施
- ◆ 警察署、医療機関、児童相談所、子ども家庭部など、関係機関等との連携した取組の充実

【関連する市の計画】

- ★ 第3次八王子市子ども育成計画

【現状と課題】

地域ぐるみで子どもや学校の安全を確保し、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、保護者や地域住民との連携による見守り活動等が行われていますが、児童・生徒を狙った事件が多く発生しており、子どもたちの安全確保が求められています。

登下校時の安全確保については、PTAや学校安全ボランティア*、スクールガードリーダー*による通学路における見守り活動、「ピーポくんの家*」の設置、「地域安全マップ*」の作成などが行われています。さらに、警察や道路管理者と連携して通学路の安全点検を実施し、危険箇所の把握や改善など交通安全対策を行っています。

また、薬物の有害性・依存性、乱用の危険性、飲酒や喫煙が健康に与える影響について学ぶセーフティ教室等を実施し、子どもの非行防止や犯罪の被害にあわないための教育を行ってきました。児童・生徒一人一人が、自ら危険を予測し回避し安全に行動できる危機回避能力の育成や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けることが求められています。

災害に対しては、避難訓練も行われていますが、いつ、どのような規模で発生するか予測が付かないため、適切な行動を取ることができる児童・生徒の育成と、家庭・地域との連携が求められています。学校では常に安全に配慮し、万一事故が発生した場合の適切な応急手当や安全措置ができる体制の確立が重要です。

【施策の方向】

- 計画的な安全教育の実施により、児童・生徒の危機回避能力の向上に努めていきます。
- 地域ぐるみで見守り活動を充実させるため、学校安全ボランティアに対する支援を引き続き行います。
- スクールガードリーダーの全校配置に向け関係団体等に働きかけを行うとともに、スクールガードリーダーの役割を補完するしくみについても検討します。
- 通学路における見守り活動を補完するために、通学路に防犯カメラを設置します。
- 児童・生徒の通学路の安全確保に向けて、警察や道路管理者などとの連携を図り、合同点検や対策を実施していきます。

【主な取組】

- ◆ 「安全教育プログラム」を活用した計画的な安全教育の実施
- ◆ セーフティ教室や薬物、飲酒、喫煙などについての教育の実施
- ◆ 通学路への防犯カメラの設置
- ◆ 登下校時の安全確保のため、小学校入学時に防犯ブザーを配布
- ◆ スクールガードリーダーによる巡回指導
- ◆ 学校安全ボランティア活動の支援
- ◆ 通学路の安全（交通安全、防犯）体制の推進
- ◆ 災害発生時の安全に関する指導の充実
- ◆ 児童・生徒の救急救命のため、自動体外式除細動器（AED）を学校に配備するとともに、教職員対象の心肺蘇生法講習会を実施

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市交通マスタープラン*
- ★ 第9次八王子市交通安全計画*
- ★ 八王子市地域防災計画

■学校安全ボランティア登録者数

単位（人）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小学校	9,331（69校）	7,635（68校）	6,714（68校）	6,380（67校）	5,452（67校）
中学校	1,317（21校）	622（19校）	358（19校）	473（14校）	328（8校）
合 計	10,648	8,257	7,072	6,853	5,780

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

■スクールガードリーダー巡回指導回数等

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
巡回延べ回数（回）	557	537	610	637	642
人 数（人）	18	18	20	18	18

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」（市教育委員会）



▲薬物の危険性について学ぶ「薬物乱用防止教室」



▲子どもたちの安全を見守るスクールガードリーダーと学校安全ボランティアの皆さん

9

学びを支える環境づくり

児童・生徒が良好な学習環境で学べるよう、教育環境の充実を図ります。

施策 25

学校の再編と施設の充実 【重点】

【現状と課題】

全ての学校の校舎と体育館の建物本体の耐震化は、平成25年度に完了しました。しかし、学校施設の多くが昭和40年代から昭和50年代にかけて整備されており、特に築40年以上経過した建物の老朽化が進んでいます。校舎の外壁や屋上防水、給水設備、トイレの改修など、部位別の改修を進めていますが、施設の安全性や教育環境の充実のためには、大規模な改修に取り組む必要があります。

また、市内の子どもの数の減少により、学校の小規模化が進んできたため、子どもたちにとって望ましい教育環境の確保をめざし、平成21年3月に「市立小・中学校適正配置推進計画」を策定しました。しかし、計画の中で示している適正配置対象校に通う児童・生徒の保護者や地域住民を対象にした話し合いは継続しているものの、説明会を開催するまで至っておらず、計画が進んでいない状況です。一方、地域によっては、宅地開発などにより学区域内の児童・生徒数が増加し、校舎を増築するなどの対策を講じています。

老朽化などによる改築については、今後の児童・生徒数の推計、多様化する学習形態に対応するための施設の機能向上や複合化など、総合的に考慮した中・長期的な計画を構築し、実施していくことが求められています。

【施策の方向】

- 改修計画に基づいた改修・改築等を実施し、学校施設のより適正な維持・管理を持続していきます。
- 今後も年少人口（0～14才）の減少が進んでいくことが予想される中、学校の適正規模の確保や適切な維持管理を考慮し、学校施設の統合や他の公共施設との複合化など、さまざまな視点で検討を行い、学校施設の再編計画を構築し、実施していきます。

【主な取組】

- ◆ 小規模化している学校に通う児童・生徒の保護者や地域を対象にした定期的な意見交換会の開催

- ◆ 老朽化状況などの学校施設情報をデータ化し、事後保全から予防保全を主とした改修計画の策定
- ◆ 適正規模の確保（維持）及び施設の適切な整備や維持管理を考慮した統合・改築などの計画の構築・実施
- ◆ 校舎、体育館、給食室、プール、トイレ等の計画的な改修(老朽・長寿命化)・改築
- ◆ 施設一体型の小中一貫校の整備事業の実施

【関連する市の計画】

★ 市立小・中学校適正配置推進計画



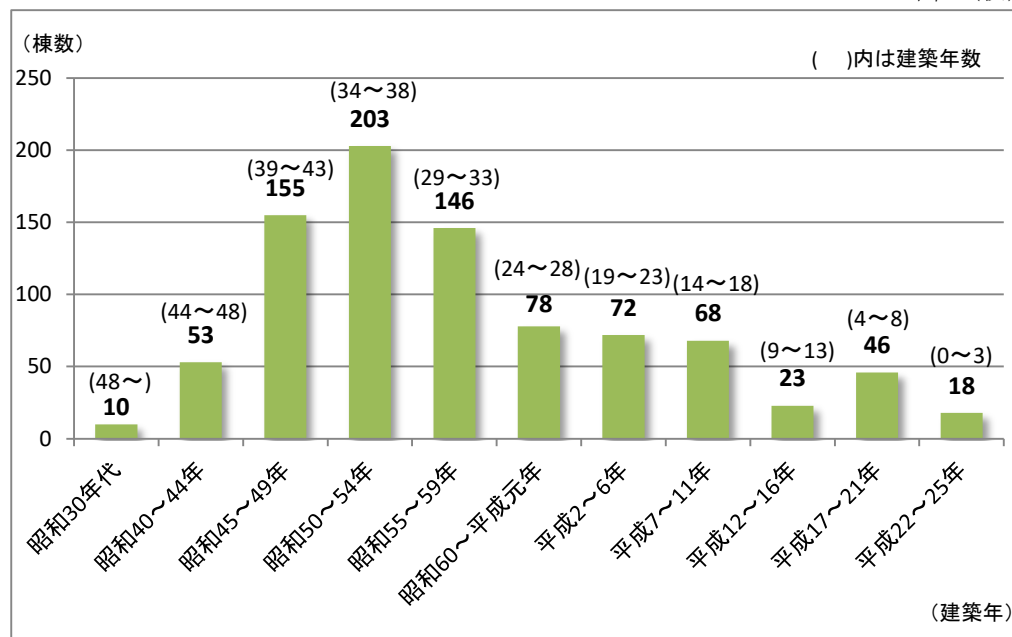
▲ 体育館、プールの老朽化対策による改築



▲ バasketゴールなどの非構造部材を耐震化

■ 校舎・屋体等建築年数別棟数

単位（校）



資料：市教育委員会調査より

■ 市立小・中学校の学校規模（普通学級数）

単位（校）

区分	1～6学級	7～11学級	12～17学級	18～24学級	25学級以上
小学校	10	4	35	19	1
中学校	4	20	12	1	0

資料：市教育委員会調査より

※高尾山学園小学部・中学部は除く

※平成26年5月1日現在の学級数

【現状と課題】

これまで、コンピュータ教室のコンピュータ40台化や学校図書館へのコンピュータ整備、普通教室の学習用無線LAN環境整備、教員1人1台のコンピュータ配備等、学校における情報化を段階的に進めてきました。これにより、学校における情報化は飛躍的に進みましたが、児童・生徒が普通教室で行われる授業で活用する I C T 機器の整備には至っておらず、教科指導における I C T 機器の整備が喫緊の課題となっています。

また、教科指導において効果的に I C T 機器を活用するには、授業研究や授業準備等への支援が必要となることから、 I C T 支援員*の充実が求められています。

さらに、教員の業務負担を軽減し、子どもと向き合う時間の確保や授業の質の向上など学校の教育力向上を図るうえで、校務の情報化が課題となっています。

【施策の方向】

- 普通教室や特別教室において I C T 機器を活用した効果的な授業を実現するため、 I C T 機器及び I C T 環境の計画的な整備を進めていきます。
- 授業における効果的な I C T 機器の活用のため、 I C T 支援員の充実を図っていきます。
- 教員の校務の負担軽減を図り、児童・生徒一人一人に向き合う時間の確保や授業改善を実現するため、校務の情報化を進めていきます。

【主な取組】

- ◆ 学校 I C T 機器（コンピュータ・周辺機器）の整備
- ◆ 教育ネットワークシステム*管理・運営
- ◆ 学校への I C T 支援の充実

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市地域情報化計画
- ★ 八王子市教育情報化推進プラン

■学校のパソコン配備台数

単位（台）

小 学 校	区 分	設置場所	24年度までの設置総数		25年度更新数
	教育用パソコン*	パソコン教室	2,769	3,283	2,769
		学校図書館	69		69
		校内LAN用	445		414
		特別支援教室			39
	校務用パソコン*	校長・職員室	1,367		1,532
	年度別設置数		4,650		4,823

中 学 校	区 分	設置場所	24年度までの設置総数		25年度更新数
	教育用パソコン	パソコン教室	1, 558	1, 732	1, 548
		学校図書館	38		38
		校内ＬＡＮ用	136		114
		特別支援教室			22
	校務用パソコン	校長・職員室	786		887
	年度別設置数		2, 518		2, 609

小・中合計			7,168		7,432
-------	--	--	-------	--	-------

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

※平成25年度に教育ネットワークシステムの端末更新を実施



▲パソコン教室での授業風景



▲書画カメラ*とプロジェクターを活用した授業風景

施策 27

教材教具の整備

【現状と課題】

これまで、学習指導要領に対応した授業を円滑に実施するために、理科の教材教具の整備や中学校での武道の必修化、学級編制の少人数化（35人学級）に対応して必要となる物品を整備し、教育内容・指導方法の多様化に対応した適切な学習環境づくりを推進してきました。

また、音楽活動による情操教育等の振興に向けて楽器の充実を図るため、広報紙などで楽器の寄贈について周知したところ、平成25年度は琴やフルートなど、22件の申し出を受け、授業や部活動の充実を図ることができました。

グランドピアノや各種楽器、ＡＶ調整卓*、音声調整卓*等の高額な備品については、老朽化の進んだものから順次整備しており、今後についても備品等の充実に向けて計画的な整備・更新が必要です。

【施策の方向】

- 学習指導要領に対応する教材教具を整備します。
- 学校配分予算及び事務局予算を有効活用し、計画的に物品を整備します。
- 教育内容・指導方法の多様化に対応した適切な学習環境づくりを推進します。

【主な取組】

- ◆ 老朽化したＡＶ調整卓等の高額備品の計画的な整備
- ◆ 学校図書の実施

■平成25年度に寄附された楽器

品名	数量	配備校	品名	数量	配備校
キーボード	1	打越中学校	琴	1	長房小学校
フルート	1	第六中学校		1	第一中学校
	1	ひよどり山中学校		2	みなみ野中学校
	1	打越中学校		2	由木中学校
	2	甲ノ原中学校		2	松が谷中学校
トランペット	1	石川中学校	三味線	2	第一中学校
サクソフォン	1	甲ノ原中学校	和太鼓	2	長房小学校
マンドリン	1	長房小学校	合計	22	
トロンボーン	1	清水小学校			

資料：「平成26年度 点検・評価」（市教育委員会）



▲顕微鏡を使い観察をする授業



▲寄贈された和楽器を利用して演奏会を開催

10

家庭の教育力を支援するしくみづくり

全ての保護者が、身近な地域において安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育に関する情報や学習機会の効果的な提供、相談体制の整備、家庭教育を支援する人材の育成を進めていきます。

施策 28

家庭教育支援活動の推進 【重点】

【現状と課題】

平成25年度の市政世論調査で「家庭教育で重要なこと」について質問したところ、「ルールや約束事を守らせる」「良いところや良い行いに気づきほめてあげる」「良くない言動をきちんとしかる」「早寝、早起きといった生活習慣を身につける」などの項目が、回答の上位を占めました。

家庭教育は、保護者が子どもに対して行う教育のことで、全ての教育の出発点です。「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣、自立心、心身の調和のとれた発達など、「生きる力」の基礎的な資質や能力を家庭において培っていくことが大切です。しかし、都市化や核家族化の進行、共働き・ひとり親家庭の増加や地域における人間関係の希薄化など、子育てをめぐる家庭環境は大きく変化しています。そのため、それぞれの家庭状況により、親が身近な人から子育てを学ぶ機会や、子どもと一緒に過ごす時間などが異なり、家庭での教育も影響を受けています。

これまで市教育委員会では、家庭の教育力を高めるため「八王子市の家庭教育8か条*」の配布、広報「はちおうじの教育」*の発行、ブックスタート事業*の実施などを通して、家庭教育の啓発に取り組み、また、生涯学習センターにおける家庭教育関連講座などの学習機会を提供してきました。さらに、「八王子市生涯学習プラン」を通して、市教育委員会をはじめ、市のさまざまな部署が、親子で参加できる行事・体験活動、保護者の学習の場、子ども家庭支援センターでの「子育てひろば*」など、保護者の交流の場を提供しています。

教育基本法第10条には、家庭教育における保護者の第一義的責任と、国及び地方公共団体の支援の必要性が明記されています。このことを踏まえ、家庭の教育力をより高めるため、悩みを抱える保護者や仕事で多忙な保護者など、さまざまな家庭状況に応じて家庭教育に関する情報や学習機会を提供していくことが必要です。また、家庭教育を支援する地域人材の育成、身近な場所で親同士が交流・相談できる場の提供など、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭の教育力を一層支援するしくみを構築する必要があります。

【施策の方向】

- 家庭教育の重要性や規則正しい生活習慣の確立の必要性について、引き続き理解の促進を図っていきます。
- 地域全体で家庭の教育力をより高めるため、子ども家庭部などの関係所管と連携して、PTAやNPO法人などがコーディネーター役となり、親とつながりやすい学校という場や子育てひろばなどの多様な場を活用して、学習機会の拡大を図っていきます。
- 家庭教育に関する市民の意識・意向を把握し、効果的な家庭教育の支援につなげていきます。

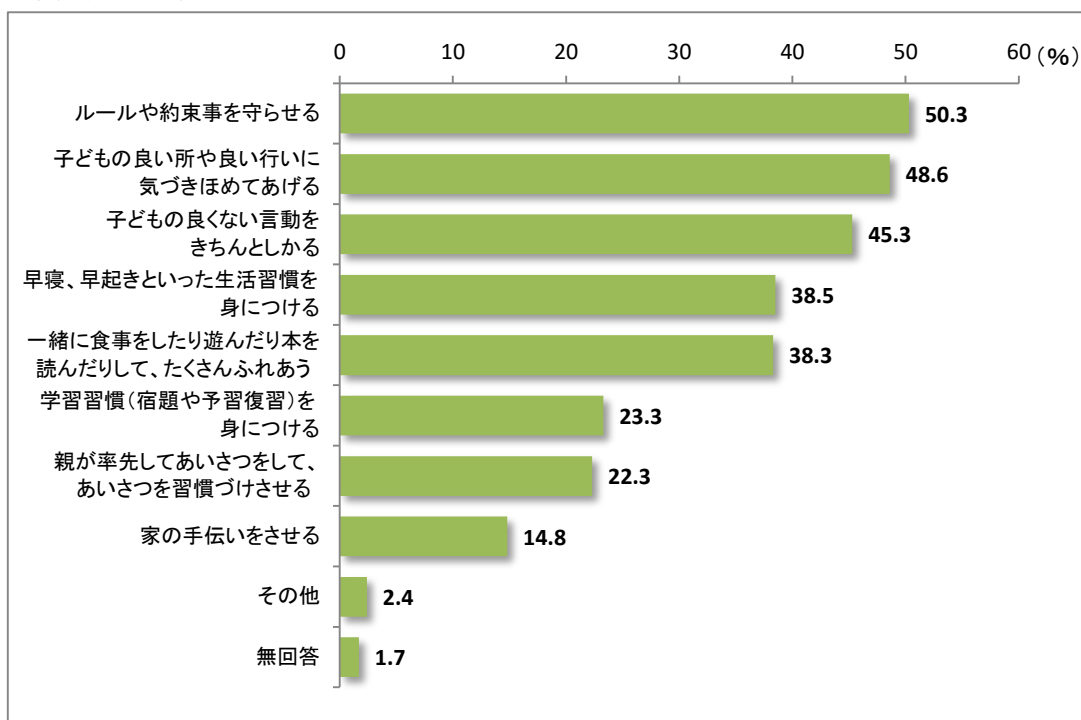
【主な取組】

- ◆ 「八王子市の家庭教育8か条」など、家庭教育関連のリーフレットを配布・情報提供することによる、家庭教育に関しての啓発促進
- ◆ 生涯学習施設、子育て施設などにおける子育てや家庭教育関連講座の提供
- ◆ 八王子市立小・中学校PTA連合会や子ども家庭部等関係機関との連携促進
- ◆ 保・幼・小の連携による、切れ目のない家庭教育支援の実施
- ◆ 教育支援ボランティアやコーディネーターなどの人材育成の推進
- ◆ 家庭教育に関する意識調査の実施
- ◆ 広報「はちおうじの教育」での情報発信

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市生涯学習プラン
- ★ 第3次八王子市子ども育成計画

■家庭教育で重要なこと



資料：平成25年度市政世論調査

施策展開の方向

11

地域の力を高める学校づくり

学校を核として子どもたちを育てるしくみづくりや地域の特性などを活かした学校づくりを進めて、地域の絆と力を高めます。

施策 29

学校を拠点とした地域の交流機会の充実

【現状と課題】

少子高齢化・核家族化が進む中、地域とのつながりが希薄化し、子どもたちは異世代との交流機会が少なくなるなど、子どもたちを取り巻く環境が複雑化しています。子どもたちには、集団活動を通して、心身の調和のとれた個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてより良い生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を養うことが求められています。

子どもたちの健やかな成長を育むためには、学校を核としたコミュニティづくりを行い、地域で子どもたちの成長を支えていくという意味を涵養（かんよう）していくことが必要です。

地震や大雨による土砂災害などの災害発生時には、小・中学校が避難所となることから、学校を中心として、地域住民と連携した防災訓練を実施し、地域全体で減災に取り組むことが求められています。また、地域と連携した防災訓練の実施などにより、地域同士の交流やつながりを強め、地域の防犯力を高めることが必要です。

【施策の方向】

- 学校を核として、学校と地域が連携・協働する体制を構築し、地域の絆と力を高め、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組を推進します。
- 校長のリーダーシップのもと、地域の力を学校教育に活かした学校づくりを推進します。
- 地域との交流を通して、子どもたちの安全の確保、さまざまな体験などによる「生きる力」の育成を図ります。
- 災害発生時には学校が避難所となるため、地域と連携した防災訓練などを行い、共通理解を図ります。

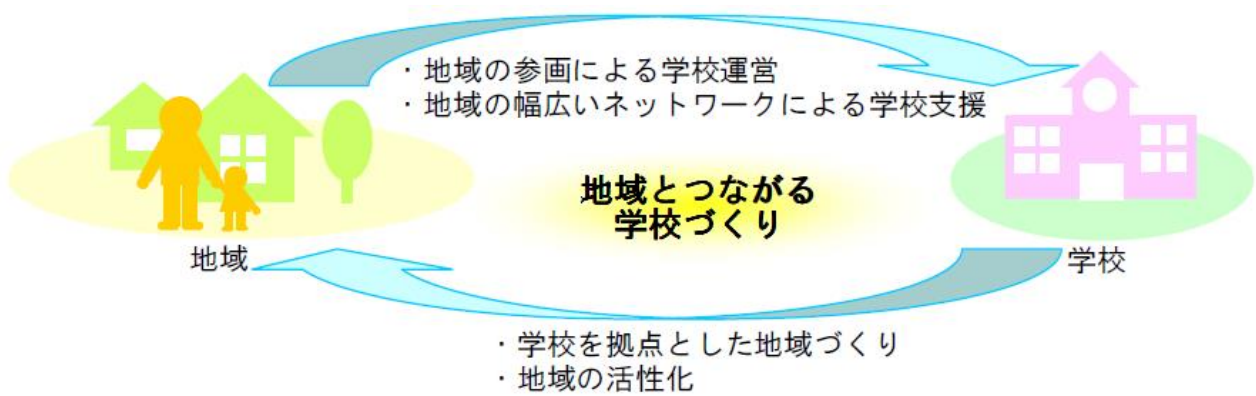
【主な取組】

- ◆ 地域とつながる体験学習の実施
- ◆ 地域とつながる職場体験活動の実施
- ◆ 地域と連携して行う防災訓練の実施

【関連する市の計画】

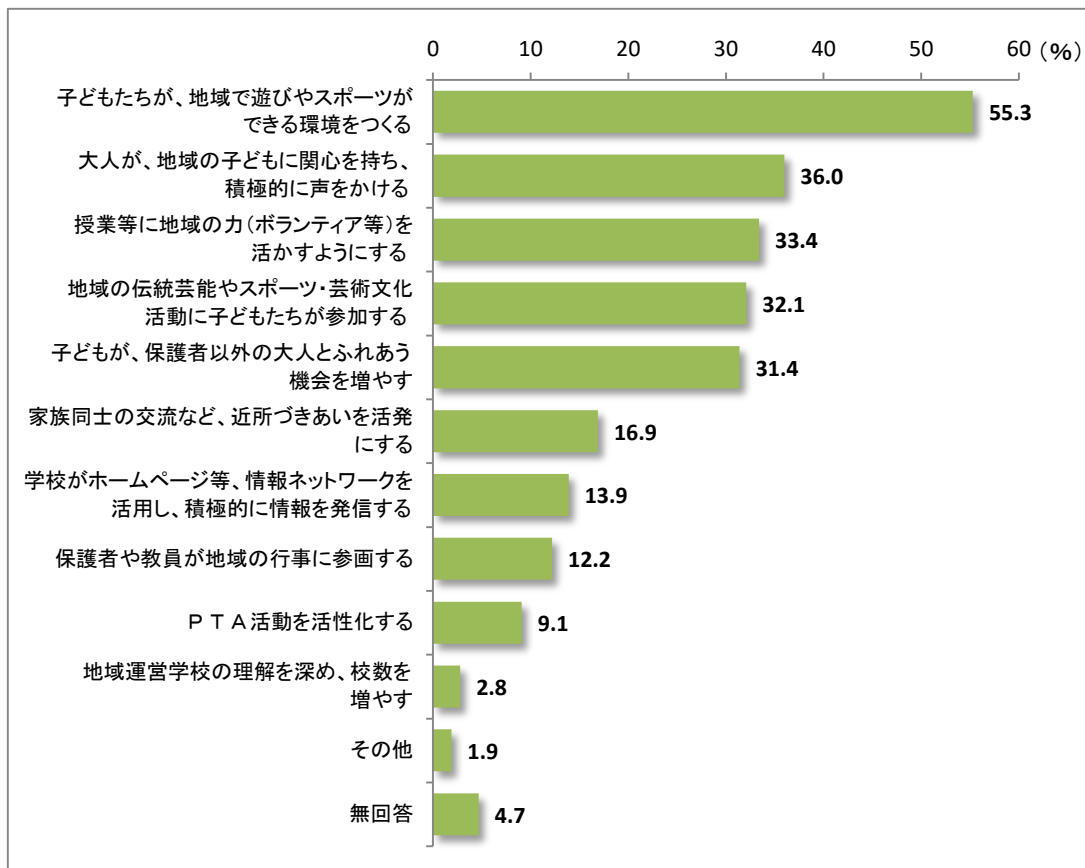
★ 八王子市地域防災計画

■学校と地域の連携のイメージ図



資料：「八王子ビジョン2022」

■学校・家庭・地域のつながりを深める上で重要なこと



資料：平成25年度市政世論調査

【現状と課題】

小学校単位で、放課後や夏休みなどに学校施設を活用し、地域人材やボランティアなどさまざまな人材の協力を得て、子どもたちに安全・安心な居場所を提供する「放課後子ども教室*」を実施しています。この放課後子ども教室では、子どもたちがさまざまな学びや体験活動を行うことで、次代を担う子どもたちを育成しています。

国では、「放課後子ども総合プラン*」を策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な学習・スポーツ・体験活動を行うことができるよう、学童保育所と放課後子ども教室の両事業を一体的、または連携して実施することが示されています。

その中では、学童保育を含めた全ての児童を対象として充実した活動プログラムを提供することや、学校は放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、学校教育に支障が生じない限り余裕教室などの活用を促進することとしています。

本市では、平成26年度までに56校で放課後子ども教室を開設し、そのうち1校では、放課後子ども教室の運営を学童保育所運営団体と一本化し、平日毎日及び夏休みなどの学校長期休業期間に実施しています。その他の放課後子ども教室の運営主体は、主に保護者や地域住民が担っており、地域の実情に合った、学校の特色を活かした運営がなされていることから、放課後子ども教室が地域に支えられている子どもたちの居場所であることが大きな特徴となっています。

学校や地域、学童保育所との連携を更に強化し、全ての小学校において放課後の子どもたちの総合的な居場所対策を講じることができるよう、それぞれの地域の実情に応じた放課後子ども教室の拡充が求められています。

【施策の方向】

- 子ども・子育て支援新制度*により、学童保育事業の対象学年が小学6年生までとなることを踏まえ、学童保育所との連携を強化し、放課後の全児童を対象とした安全で安心な居場所として放課後子ども教室を拡充します。
- 小学校単位で放課後の居場所対策を講じ、実施日数の増や地域人材を活用した学習やスポーツなどの活動プログラムを充実します。
- 学童保育所及び放課後子ども教室の計画的な整備を進める国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、学校施設等の積極的な活用や学童保育所と一体的、または連携した運営により、総合的な放課後対策の推進を図ります。

【主な取組】

- ◆ 放課後子ども教室の拡充
- ◆ 余裕教室の積極的活用促進
- ◆ 学童保育所・児童館との連携
- ◆ 地域・NPO・大学・企業などの積極的な参画による放課後子ども教室の推進

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市生涯学習プラン
- ★ 第3次八王子市子ども育成計画

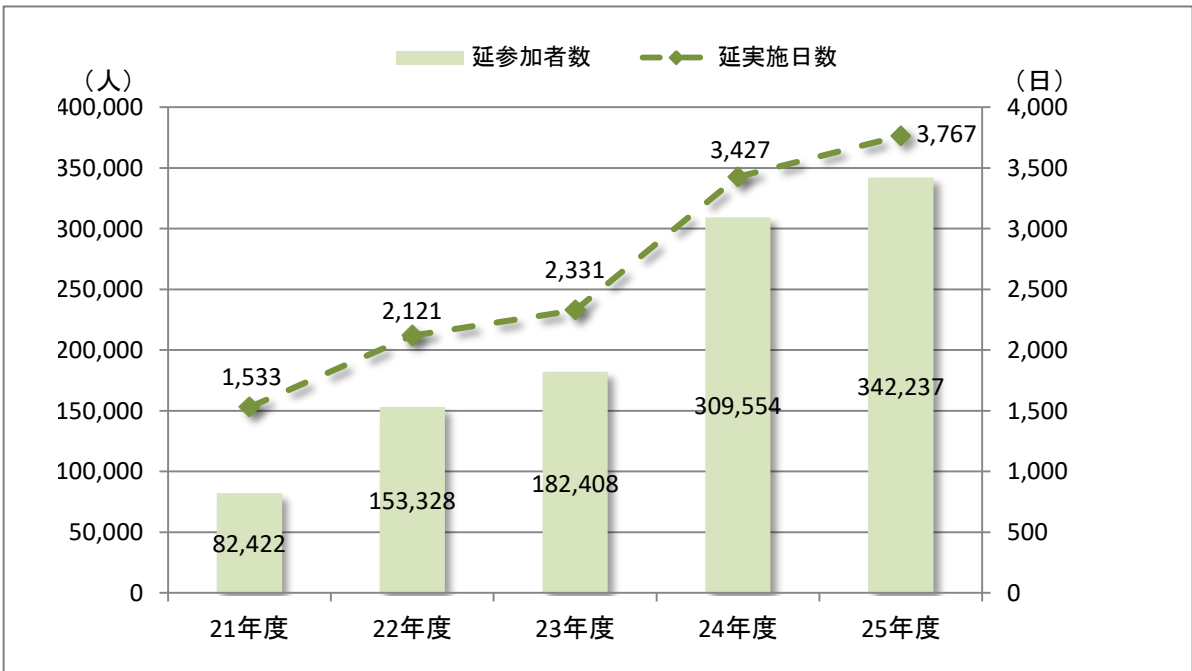
■放課後子ども教室実施校数の推移

単位 (校)

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
21	27	35	49	53	56

資料：「平成26年度はちおうじの教育統計」より作成

■放課後子ども教室の延実施日数と延参加者数の推移



資料：「平成26年度点検・評価」(市教育委員会)



▲第十小学校地区放課後子ども教室（けん玉検定を開催）

12

市民がつながる生涯学習の推進

誰もが、いつでも、どこでも学べる環境を整え、学習成果を学校・家庭・地域で活かして、市民がつながる生涯学習を進めます。

施策 31 子どもの頃から始める学びの基礎づくり 【重点】

【現状と課題】

子どもは、成長過程でさまざまな人々とかかわり、人間関係や社会での経験を重ねることで、生きる力を育みます。市民が生涯にわたって学び続け、学んだ成果を社会で活かすことができる生涯学習社会の実現のため、人間形成の基礎となる幼児期や学齢期などの生涯の早い時期から、遊びや体験などを通して学びの基礎・学ぶ習慣を身に付けることが重要です。

市は、こども科学館におけるプラネタリウムの運営や科学実験教室、生涯学習センターにおける青少年講座、スポーツ施設におけるイベント・大会など、さまざまな事業を実施し、子どもたちや親子に学習と体験の機会を提供してきました。また、市と学校、企業が連携し、市の施設や「子育て応援企業*」での職場体験・職場見学などを通して、子どもたちが社会を学び職業観を養う取組のほか、「こども将棋大会」や読書感想文・感想画を通しての海外交流、北海道白糠町の小学生との都市間交流など、八王子の子どもたちが多様な学びや伝統・文化を学習し、体験する事業を実施しています。さらに、子どもたちへの学習機会の提供は教育委員会に限らず、児童館におけるイベントや環境部門における環境学習や体験教室など、多くの部署でも学習・体験活動を通しての学びの場を提供をしています。

子どもたちが健やかに育ち、豊かな人生を歩んでいくために、幼児期や学齢期のうちから学びの基礎・学ぶ習慣を身に付けることができるよう、地域、市民団体やNPO法人、学校、企業などと新たな連携・協働を図り、一層充実した学習機会を提供していく必要があります。また、環境問題や国際理解など、現代的な課題を扱った学習機会を提供し、子どもたちが持続可能な社会の担い手となるようESDにも取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

- 講座や自然体験、交流事業などを通して、子どもたちに多様な学びと体験の機会を提供します。
- 環境問題や国際理解など、現代的な課題を扱った学習機会を提供し、子どもたちが持続可能な社会の担い手となるよう取り組みます。
- 地域、市民団体やNPO法人、学校、企業などと市が新たな連携を図り、子どもの学習機会を充実させます。

【主な取組】

- ◆ こども科学館や生涯学習センターにおける講座・教室の実施
- ◆ 自然体験・観察やスポーツなどの体験型学習、伝統文化学習の機会の提供
- ◆ 青少年の海外交流・都市間交流の実施
- ◆ 学校教育における生涯学習施設の利用促進

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市生涯学習プラン
- ★ 第3次八王子市子ども育成計画

■こども科学館講座等参加者数

単位（人）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
工作・講座等	10,927	11,217	11,560	13,803	13,984
イベント等	8,086	5,608	8,285	8,675	13,700
計	19,013	16,825	19,845	22,478	27,684

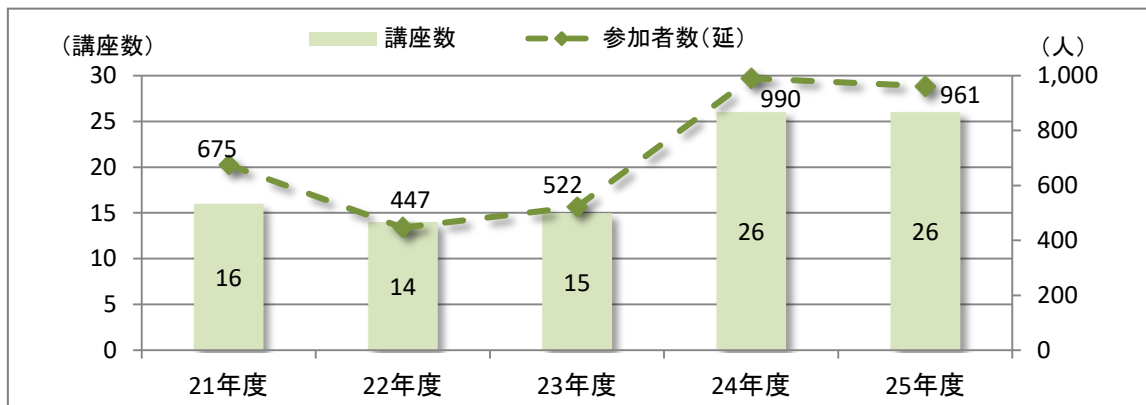
資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

■青少年海外交流事業実施状況

区 分	21年度	22年度	23年度		24年度	25年度	
交流都市	台湾高雄市	台湾高雄市	中国泰安市	韓国始興市	中国泰安市	韓国始興市	台湾高雄市
開催地	台湾高雄市	八王子市	中国泰安市	八王子市	八王子	韓国始興市	台湾高雄市
交流種目	バスケットボール	受入中止	卓球	サッカー及び第二中学校との交流	受入中止	派遣中止	読書感想文 読書感想画
参加者数(人)	16	—	16	24（サッカー）	—	—	9

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」（市教育委員会）

■生涯学習センター青少年講座実施状況



資料：「平成26年度点検・評価」（市教育委員会）



▲遊びながら科学が体験できるこども科学館



▲北海道白糠町の小学生との交流

【現状と課題】

近年の科学技術の進展、就業形態の多様化、情報化の進展、国際化や環境問題など、わが国を取り巻く社会環境の変化によって生じたさまざまな課題に積極的に対応するためには、学校教育で得た知識・技能だけにとどまらず、絶えず新しく生み出される知識・技能を生涯にわたり学んでいく必要があります。また、経済の成長、長寿社会の実現、余暇・自由時間の増大などの社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいを求める人の学習需要が増大しています。さらに、一人暮らし世帯の増加や核家族化、都市化や過疎化の進展などにより、社会における人とひと、地域のつながりの希薄化が進んでいます。学習を通じて市民が交流し、地域でさまざまな活動が行われることは、地域コミュニティの活性化、まちづくりにも寄与するものです。

市は、誰もが、いつでも、どこでも生涯にわたり学ぶことができるよう、学びたい市民のニーズに応え、講座や教室のほか、スポーツ・レクリエーションを含む学習の機会をさまざまな場所で提供しています。生涯学習センターは毎年約30万人に利用され、平成24年度は同センターで行われる市民自由講座などの年間受講者数が2万人を超えました。図書館は毎年約160～180万人が利用しており、学校や市民の学習サークルなどに講師を派遣する「はちおうじ出前講座」は、年間約30万人が受講しています。

市教育委員会のほかにも、文化、高齢者福祉、男女共同参画、多文化共生などを所掌する市の多くの部署が多様な学習機会を提供しています。特に、多くの大学を有する本市の特色を活かした「学園都市大学いちょう塾」は、平成26年に開講10周年を迎え、開講以来の延べ受講者は6万人を超えました。また、市内の文化施設における音楽や美術作品の鑑賞など優れた芸術作品に市民が触れる機会を提供するとともに、本市が有する豊かな自然、伝統文化、史跡など、八王子独自の自然・歴史資源を活用した学習活動の実施や、市内の市民センターや保健福祉センターにおける年間を通じての健康づくりや文化活動など、さまざまな分野の講座・教室が行われており、市民の誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができる環境づくりに取り組んでいます。

市教育委員会は、市長部局との連携を更に深めるとともに、学んだ人とその力を必要としている人を結び付けるコーディネーターとしての役割を果たし、市民団体やNPO法人、学校、企業などとの連携・協働を更に進め、市民の学習機会を拡充させていく必要があります。

【施策の方向】

- 生涯学習施設において、学びたい市民のニーズに応える多様な学習機会を提供します。
- はちおうじ出前講座を実施し、地域の身近な場所での学習を支援します。
- 市民が持続可能な社会の担い手となるよう、環境問題や国際理解など、現代的な課題を学習のテーマに採り上げていきます。

【主な取組】

- ◆ 生涯学習センターにおける多種多様な講座の実施
- ◆ はちおうじ出前講座の充実
- ◆ 市長部局、地域、市民団体、NPO法人、学校、企業などと連携・協働した学習環境の充実

【関連する市の計画】

★ 八王子市生涯学習プラン

■生涯学習センターの利用状況（クリエイトホール及び南大沢・川口分館）

単位（人）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者数	319,288	311,454	271,580	297,537	302,488

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」より作成（市教育委員会）

■生涯学習センターの講座等受講者数

単位（人）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
受講者数	12,594	11,172	14,961	22,078	23,299

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」より作成（市教育委員会）

■はちおうじ出前講座実施状況

区 分		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市役所編	講座数（講座）	97	100	104	101	104
	利用件数(件)	353	666	401	509	393
	延べ利用人数（人）	24,178	38,238	28,210	32,278	27,154
官公署・企業編	講座数（講座）	23	24	23	28	29
	利用件数(件)	1,781	2,530	2,786	2,558	2,478
	延べ利用人数（人）	184,963	194,408	250,307	262,706	264,269
合 計	講座数（講座）	120	124	127	129	133
	利用件数(件)	2,134	3,196	3,187	3,067	2,871
	延べ利用人数（人）	209,141	232,646	278,517	294,984	291,423

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」（市教育委員会）



▲町会の会館で「はちおうじ出前講座」を実施

【現状と課題】

市民の誰もが生涯を通じて学び、一人一人の人生が豊かになり、学んだ成果が個人にとどまらず、学びを通じた市民の交流に発展し、地域の活性化とまちづくりにつながることは、市が生涯学習の振興に取り組む大きな目的のひとつです。

市民と地域が主体となり、市民との協働による生涯学習社会を実現するため、市民活動を支援・活性化させる各分野のコーディネーター・指導者の育成、ボランティアの養成に取り組んでいます。「生涯学習コーディネーター入門講座*」では、イベントの運営方法や地域でのボランティア活動を学んだ受講生が、その学習の成果を市と協働で実施するイベントや町会・自治会活動に活かしています。また、市長部局においても「アクティブ市民塾」「市民活動支援講座」などの人材育成講座のほか、市民と協働した事業の推進をめざし、手話・展示・傾聴・図書などのボランティア育成に取り組んでいます。

また、「生涯学習フェスティバル*」「八王子市民スポーツ・レクリエーション大会」などのさまざまなイベントの開催を通じて、市民が日頃の学習活動の成果を発表し交流する場の提供を行っています。さらに、市民団体やNPO法人、ボランティアが共催・協力・実行委員会などの形態で市と協働して環境、食育、消費生活、国際交流など現代的・地域的な課題をテーマとしたイベントを実施しています。そうした活動の状況を情報提供することで、市民に生涯学習活動の啓発を行っています。

これからは、生涯学習を通じて得た知識や経験が、自己の学びにとどまらず、社会や地域での学習活動に活かされることにより、人とひととの交流が生まれ、その交流が新たな学びや生きがいをもたらすという学習成果の循環を実現するために、ボランティアや指導者の育成、そしてイベントなどの実施を通じて市民のネットワークづくりを支援していく必要があります。また、学んだ知識・経験が学校・家庭・地域で一層活かされるよう、学んだ人とその力を必要としている人とを結び付け、活動の場や学習成果を活かす機会をより拡充していくことが求められています。

【施策の方向】

- 生涯学習を通じて得た知識や経験が、社会や地域での活動に活かされるよう、ボランティアや指導者の育成、イベントの実施を通じて市民のネットワークづくりを支援します。
- 市民の学習成果を発表する機会を充実させます。
- 市民団体等との協働によるイベントの実施を通じ、市民交流を活性化させます。

【主な取組】

- ◆ 市民の学習活動の成果を発表し、交流する機会の充実
- ◆ 生涯学習分野のボランティア・コーディネーターを養成する事業の実施と活動団体への参加の促進
- ◆ 市民との協働による多種多様な講座の実施

【関連する市の計画】

★ 八王子市生涯学習プラン

■生涯学習コーディネーター養成・入門講座実施状況

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
開催日数（日）	6	6	6	6	6
応募者数（人）	29	33	6	18	24
受講者数（人）	23	24	5	15	23

資料：「平成26年度 はちおうじの教育統計」（市教育委員会）



▲生涯学習コーディネーター入門講座



▲生涯学習フェスティバル

【現状と課題】

これから生涯学習を始めたい市民、講座や教室を受講したい市民、サークルや指導者を探している市民、ボランティア活動に関心のある市民など、さまざまな目的で生涯学習活動に関わる市民が、気軽に簡単に生涯学習情報を検索し情報を収集できることは、生涯学習の振興に欠かすことができません。

市は、「広報はちおうじ」、広報「はちおうじの教育」ほか、図書館報「らいぶらりい」などの広報紙をはじめ、チラシ、市のホームページなどのさまざまな媒体で、市や市と協力する団体の生涯学習情報を提供しています。市のホームページではイベント・講座情報をはじめ、生涯学習施設の予約システム「生涯学習夢ネット」、サークル・団体情報や講師指導者情報を集約した「情報広場」での情報提供を行っており、図書館のホームページでは、蔵書検索・本の予約・リクエスト受付などを通じて、市民の生涯学習活動を支援しています。しかし、これらの情報は市のホームページでは分野ごとに構成されているため、集約された情報を提供することが課題となっています。

一方、市民の生涯学習・生涯スポーツを推進する場の提供としては、生涯学習センターや各種スポーツ施設をはじめ、多くの市立小・中学校で校庭や体育館を市民団体へ開放しています。今後は施設のセキュリティを確保したうえで、学校施設のより一層の活用など、市民に身近な地域の施設の有効活用を拡大・充実させていく必要があります。

また、生涯学習に関心のある市民が気軽に相談できる環境を整えるとともに、講座の受講に関することや、サークル結成、活動場所の確保などのさまざまな相談に対して、専門的に相談ができる相談員としての人材を育成するなど、市民への適切な案内と助言を行う相談体制の充実が課題となっています。

【施策の方向】

- 生涯学習を始めたい市民、学習をより深めたい市民、サークル活動やボランティア参加など、人とのつながりを求める市民が必要な生涯学習情報を入手しやすいよう、情報提供の環境を充実させていきます。
- 生涯学習施設、スポーツ施設、学校施設の積極的な活用と提供を行います。

【主な取組】

- ◆ 市全域で行われる生涯学習活動に関する情報の収集と、広報やホームページなどを通じたわかりやすい情報の発信
- ◆ 学習相談体制の充実
- ◆ 生涯学習施設、スポーツ施設の提供
- ◆ 学校施設の地域開放の推進

13

「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境づくり

市民の生涯にわたる読書活動に関する施策を総合的に推進し、「いつでも、どこでも、だれでも」読書に親しめる環境づくりの充実をめざします。また、子ども一人一人が自主的に読書に親しめるよう、読書環境の整備を図ります。

施策 35

読書のまち八王子の推進 【重点】

【現状と課題】

平成13年12月に、国が「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行したのをうけ、本市でも「八王子市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成16年3月には子どもから大人まですべての人たちの読書環境の整備を図ることを目的に、「読書のまち八王子推進計画」を策定しました。この計画は5年ごとに課題を整理し、見直しを行うことになっており、現在「第2次八王子市子ども読書活動推進計画」（以下「第2次計画」という。）の取組を推進しています。

第2次計画までの実績としては、平成20年に赤ちゃんとその保護者に絵本の読み聞かせの仕方を伝えたり、絵本と子育て情報を手渡ししたりするブックスタート事業を開始、平成22年12月からは学校図書館支援サービスとして、学校図書館への本の貸し出しと併せて学校への図書配送便を開始、更に平成24年4月からは、学校図書館支援サービスの専任嘱託員を配置するなど、市立小・中学校における読書活動の推進に取り組んできました。

一方、子どもの読書活動を取り巻く現状は、児童・生徒が1か月に1冊も本を読まないという不読率が、小学生で4.5%、中学生16.4%、高校生53.2%（平成24年度全国学校図書館協議会調査）となっており、若者世代の活字離れが指摘されています。

さらに近年の社会状況の変化から、インターネット等のさまざまな電子メディアから大量の情報が瞬時に入手できることから、活字離れだけでなく図書館離れが懸念されています。

【施策の方向】

- 乳幼児には読書のきっかけづくりを、小・中学生には読書習慣を身に付けるような読書活動の支援を行っていきます。
- 「いつでも、どこでも、だれでも」読書ができるように、ハードとソフトの両面から読書環境づくりをめざします。
- 市民が気軽に来館できるような図書館をめざす一方、自ら学習する意欲のある人に対する支援を行っていきます。
- 障害のある方や図書館に足を運べない方へも本に親しむ機会を作る中で、ICTを利用したサービスの充実をめざします。

【主な取組】

- ◆ ブックスタート事業の推進
- ◆ 学校図書館への支援
- ◆ 小・中学生に対する読書活動の支援

【関連する市の計画】

- ★ 第3次読書のまち八王子推進計画
- ★ 第3次八王子市子ども育成計画



▲本を介して親子のつながりを深めるブックスタート



▲学校へ調べ学習用の図書を配送する学校図書館支援サービス

■市立小・中学校団体貸出し利用実績

年度	利用校数 (校)	貸出し冊数 (冊)		
		学級文庫	調べ学習	計
22年度	68	3,336	6,111	9,447
23年度	78	5,606	5,862	11,468
24年度	71	3,981	7,954	11,935
25年度	75	8,195	11,471	19,666

資料：「平成26年度点検・評価」（市教育委員会）

14

誰もが楽しめる生涯スポーツ・レクリエーション

子どもから高齢者まで、障害の有無にかかわらず、それぞれの志向やレベルに応じ、自分に合ったスポーツを見つけ、スポーツのもたらす多様な効果を享受し、生涯を通じ健康で生き活きと暮らしていく「生涯スポーツ社会」の実現をめざすとともに、スポーツを通じた地域ブランドの形成及び地域活性化をめざします。

施策 36

ライフステージ等に応じたスポーツの推進

【現状と課題】

本市はこれまで「八王子市スポーツ振興計画（平成16年度～25年度）」（以下、「旧スポーツ計画」という。）に基づき、スポーツ関係団体と連携しながら、各種大会の開催やスポーツ教室といったスポーツに親しむ機会を創出してきました。

しかし、全国的な傾向として子どもの体力・運動能力は、昭和60年度と比較して明らかに低下傾向にあります。生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を築くためにも、子どもの頃からスポーツに触れる機会を創出する必要があります。

一方、本市のスポーツ実施率（週一回以上運動している成人の割合）は29.9%と、全国平均値47.5%（文部科学省「体力・スポーツに関する世論調査」平成25年1月調査）と比較して依然低い状況にあり、とりわけ実施率が低い層は、働く世代や子育て世代となっています。これらのライフステージにおけるスポーツの優先順位を引き上げ、スポーツ習慣を醸成することが求められます。

また、少子・高齢化の進展により、本市は平成23年度には高齢化率が21%に達しました。医療技術の進歩により我が国は世界一の長寿国となりましたが、高齢者の生きがいづくりの観点から、今後は健康寿命をいかに延ばしていくかが大切です。そのためには、年齢に応じた適度な運動を継続できる環境づくりが必要です。

スポーツ基本法では、スポーツを文化として位置付け、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利であると定めており、障害の有無に関係なく等しくスポーツに親しめる環境を整えることが大切です。障害のある方にとって、スポーツは、身体的効果のみならず、自らに自信を持つといった精神的効果、地域の人々との交流が生まれるといった社会的効果を併せ持っています。今後、生涯スポーツ社会の実現のためには、個々の年齢や体力に応じて、障害の有無にかかわらず、人生のすべてのライフステージにおいて、スポーツ習慣を醸成していく必要があります。

【施策の方向】

- 子どもがスポーツに親しめる機会の創出や競技力向上に向けた支援を行います。
- 成人のスポーツ習慣醸成のため、親子で一緒にスポーツができる機会の創出や各種スポーツ大会の開催・支援を行います。
- 高齢者がスポーツを通じて生きがいを感じられるよう、地域の人々の交流のしくみづくりやウォーキングなど、軽運動を安全に継続できる環境づくりを行います。
- 障害者スポーツの指導者の育成や障害者と健常者のスポーツを通じた交流機会の創出に取り組みます。

【主な取組】

- ◆ ジュニア育成プログラムの拡充
- ◆ スポーツ大会の開催支援
- ◆ 健康体操やウォーキングなど、軽い運動プログラムの充実
- ◆ 障害者スポーツの指導者育成

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市スポーツ推進計画
- ★ 第3次八王子市子ども育成計画

■子どもの体力・運動能力

小学5年生

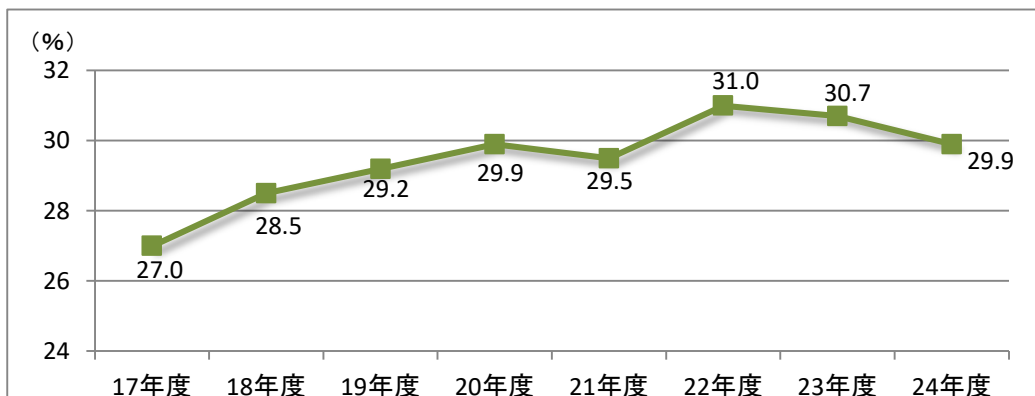
区分	男子				女子			
	本市	全国	東京都	昭和60年度 全国平均	本市	全国	東京都	昭和60年度 全国平均
握力 (kg)	17.18	16.55	16.86	18.35	16.54	16.09	16.31	16.93
50m走 (秒)	9.31	9.38	9.33	9.05	9.57	9.64	9.57	9.34
ソフトボール投げ (m)	21.71	22.90	22.36	29.94	13.22	13.90	13.20	14.21

中学2年生

区分	男子				女子			
	本市	全国	東京都	昭和60年度 全国平均	本市	全国	東京都	昭和60年度 全国平均
握力 (kg)	29.40	29.00	28.56	31.61	23.56	23.70	23.30	25.56
50m走 (秒)	8.07	8.03	8.12	7.90	8.95	8.87	8.90	8.57
ハンドボール投げ (m)	20.40	20.86	20.34	22.10	12.49	12.88	12.21	15.36

資料：「平成26年度 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」「八王子市スポーツ推進計画」
(市教育委員会)

■八王子市のスポーツ実施率の推移



資料：「八王子市スポーツ推進計画」(市教育委員会)

【現状と課題】

スポーツを推進するためには、身近なところで気軽にスポーツに親しむことができる場の確保が必要となります。本市は、公園敷地を利用した野球場、サッカー場、テニスコート、プールなど、多くの屋外スポーツ施設を設置しており、平成23年に戸吹スポーツ公園を開設したほか、平成26年には総合体育館を建設するなど、厳しい財政状況の中でスポーツ環境の整備に努めてきました。その一方で、既存スポーツ施設の老朽化といった課題に直面しており、利用者の安全を確保するためにも、計画的な施設マネジメントのあり方を検討しつつ、施設の再生に取り組む必要があります。

一方、これまでスポーツ施設におけるサービスの質的向上を図るため、積極的に指定管理者制度*の導入、PFI手法*の導入を進めてきました。今後は利用者の視点に立ち、施設が適切に運営されているか検証し、必要に応じて見直しを行っていく必要があります。

また、スポーツ施設利用者数が年々増加している中で、とりわけ夜間、土・日曜日の利用率が高く、依然としてスポーツをする場が不足している状況にあります。スポーツ施設の量的拡大を図るためには、大学や企業が所有するスポーツ施設といった外部資源の活用を視野にいれなくてはなりません。今後、大学等のスポーツ施設について、実態や利用条件の把握に努める必要があります。

加えて、市立小・中学校の体育施設も市民にとって貴重なスポーツの場です。しかし、利用団体が成熟しているところでは、学校の負担が少なく実施できていますが、統一したルールが確立しておらず、多くの学校で開放事業が負担となっている状況も見受けられます。学校体育施設を有効活用していくためには、現行の利用方法や利用基準の見直しも視野に入れ、開放事業を推進していく必要があります。

【施策の方向】

- 施設の老朽化対策を優先しながら、既存施設の再整備など、スポーツ施設の整備・充実を図ります。
- 民間手法を積極的に導入し、効率的なスポーツ施設の運営とサービスの向上を図ります。
- 大学や企業が保有するスポーツ施設の実態把握に努め、外部資源の活用による場の確保を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブ*（以下、「総合型クラブ」という。）などとの連携による、新たな学校体育施設開放のしくみづくりに取り組みます。

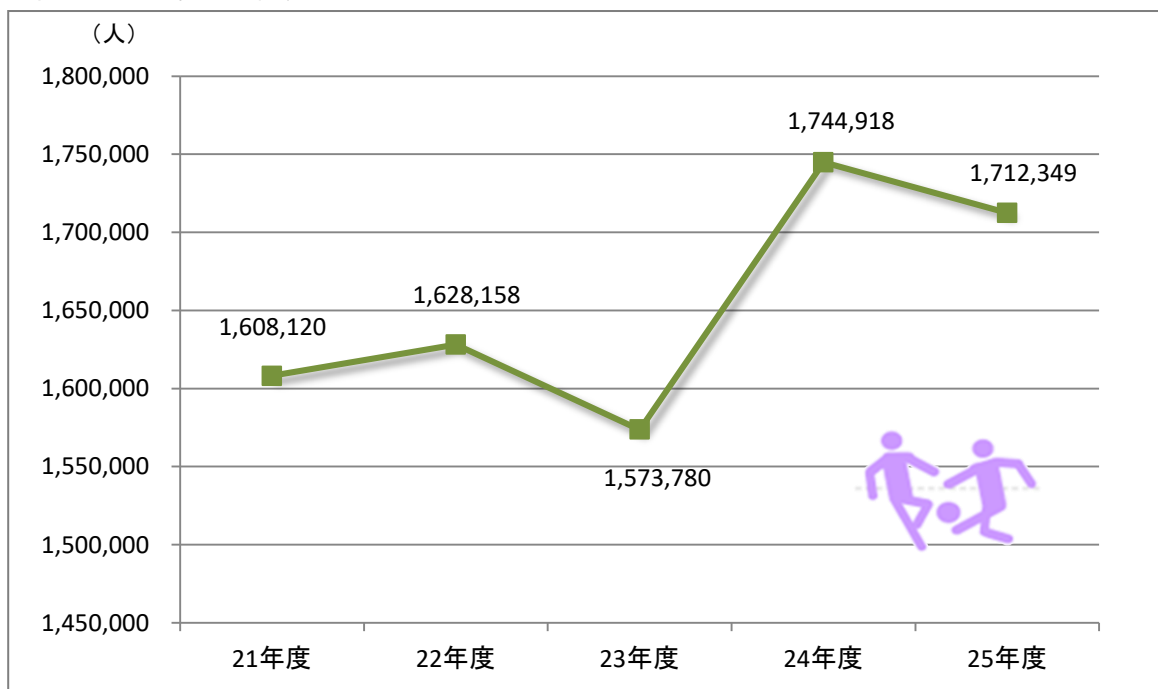
【主な取組】

- ◆ 既存施設の改修及び公園施設設置・管理許可制度の活用
- ◆ 指定管理者制度の活用によるサービスの向上
- ◆ 大学及び企業のスポーツ施設の活用
- ◆ 学校体育施設開放のルールづくり及び学校開放事業の利用促進

【関連する市の計画】

★ 八王子市スポーツ推進計画

■ 市スポーツ施設利用者数



資料：「八王子市スポーツ推進計画」（市教育委員会）

※平成23年度は東日本大震災の影響により、一部施設の利用制限あり



▲ 2つのアリーナを備えた「エスフォルタアリーナ八王子（総合体育館）」

【現状と課題】

現在、スポーツ大会や教室の開催情報は、市の広報、ホームページ、チラシ等で市民に周知を行っています。また、スポーツ指導者については、各スポーツ関係団体のネットワークを通じて紹介しています。

しかし、市のホームページは、スポーツ情報にたどり着くまでの階層が深く、スポーツ情報が市民にとって入手し難いため、広く市民にスポーツ情報が行き届いてないケースがあります。また、市内には地域スポーツの担い手として期待される総合型クラブが19団体あり、それぞれの地域でスポーツ活動が展開されていますが、その活動状況があまり市民に認知されていないのが現状です。

今後は、市民がスポーツ活動に参加する機会を拡大するため、市民にとってわかりやすく、必要なスポーツ情報が簡単に入手できるよう、情報提供の充実が必要です。

また、体力維持、健康、または生きがいづくりなど、スポーツに対する市民の要望やニーズは多様化しています。この変化の激しい時代において、市民のスポーツに対する志向も年々変化することが考えられます。そのため、市民が必要としている情報や興味・関心を持つような情報を積極的に収集し、市民のスポーツに関する要望やニーズの把握に努め、施策にフィードバックしていく必要があります。

【施策の方向】

- 広報やホームページに加え、新たな情報媒体を活用し、スポーツイベント、スポーツ施設、団体の情報を効果的に発信します。
- スポーツイベントの機会を活用したアンケート調査等により、スポーツに関する要望やニーズの把握に努めます。
- 市民にわかりやすく、利便性を考慮した施設予約システムとなるよう改善を行います。

【主な取組】

- ◆ 広報紙、ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス*（SNS*）など多様な媒体を活用した、スポーツイベント、指導者、施設に関する情報などの発信
- ◆ 市内のスポーツ情報を総括したポータルサイトなど、情報の一元化
- ◆ 施設予約システムの改善、多様なメディアへの対応

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市スポーツ推進計画

Hachioji 広報はちおうじ
2014 (平成26年) No. 1307
平成27年4月
八王子八王子の未来

祭りの夏がやってくる

スポーツ情報

あつたかホールの教室

市民体育大会の種目

種目	期日	申込期間	問い合わせ先
ソフトテニス	9/20、10/5、10/26	8/25(金)～9/12(金)	上野区民センター 03-627-6880
卓球	10/26	10/9	03-627-6880
硬式野球	10/19	9/19	03-627-2364
空手	10/13	9/7	03-627-1486
弓道	9/28	—	03-627-7021
スキー	3/8	—	03-627-5815
陸上競技	9/14	7/29	03-627-1053
水泳	10/12	—	03-627-3021
剣道	10/12	8/23(金)～9/12(金)	03-627-1273
相撲	10/26	—	03-627-7061
ライフル射撃	11/2、12/14	—	03-627-5026
山岳	10/19	9/30	03-627-2754
ソフトボール	9/7～11/9	8/16	03-627-0912
サイクリング	10/13	—	03-627-2857
バレーボール	9/15、11/2	—	03-627-2541
囲碁	10/5	8/8	03-627-0025
サッカー	11/23	9/7	03-627-0025
フットサル	8/16-17/24	7/27	03-627-0025

※詳細は、各大会の発行部局に確認ください。

▲広報はちおうじによる情報発信

八王子市スポーツイベント案内
政府機関

タイムライン

ユーザー

いいね！ 192件

最近どんなことがあった？

八王子市スポーツイベント案内
Hachioji Sports Events

●法政大学公開講座「バドミントン教室」の参加者募集●
法政大学でバドミントン教室が開催されます。「2014年度全日本学生バドミントン選手権大会」で女子ダブルス三連覇、男子団体準優勝に輝いた法政大学バドミントン部の指導監督や、バドミントン部男子の指導監督が直接指導するほか、男子バドミントン部員もアシスタントとして参加します。初心者の方もぜひご参加ください！
対象：八王子・東田・相模原市に在住・在勤の小・中学生以上の方
対象：八王子・東田・相模原市に在住・在勤の小・中学生以上の方

▲フェイスブックによる情報発信

全関東八王子夢街道駅伝競走大会

八王子夢街道駅伝 第65回大会

2015年 3月15日(日)開催

第65回大会参加申込み受付は終了いたしました。
監督会議は2015年2月下旬を予定しています。
参加チームには1月中旬頃に郵送いたします。

開催要項

●第65回大会 開催要項

大会コース

●第65回大会 コース図

第65回大会のスポンサー・ボランティアを募集します

▲市のホームページによる情報発信

【現状と課題】

平成12年に国は、生涯スポーツ社会の実現のため、市区町村に少なくとも1つは総合型クラブを育成することを目標としました。これを受け、本市も、「旧スポーツ計画」のもとで都内随一となる19の総合型クラブが設立され、地域コミュニティの醸成や生涯スポーツ社会の実現に向け、一定の成果が表れたものと評価しています。しかし、各総合型クラブの活動状況はさまざまで、総合型クラブを通じた地域スポーツの発展やその認知度はまだ十分とはいえません。「八王子ビジョン2022」では、今後10年間で総合型クラブを27団体にまで拡大することとしています。そのため、今後未発足地域に対しては、総合型クラブの設立を促していくことが必要となります。

本市は、スポーツ関係団体と連携し、さまざまな大会を主催するほか、各団体が自発的に実施する多数のスポーツ・レクリエーション大会について、年間を通じて後援を行うなど活動支援を行っています。こうした団体は、本市のスポーツ施策の中核的な存在であり、今後も引き続き、スポーツ・レクリエーションや障害者スポーツの分野で公益的な活動を行っているスポーツ関係団体に対する支援を行っていきます。

一方、誰もが生涯にわたりスポーツ活動を行っていくためには、それを支える人材が必要不可欠です。本市では、スポーツ推進委員をはじめ多くのスポーツ指導者がスポーツ活動の普及に努めています。また、学校や地域のスポーツクラブなどでは、より専門性を有した人材を求めており、そのニーズに合った指導者をマッチングできていない状況です。特に障害者スポーツについては、専門性が求められることから指導者の絶対数が不足しており、障害者がスポーツ活動を継続していくための課題といえます。今後は市民のニーズに即した指導者の確保・育成を行うとともに、外部人材の活用も図りながら指導する人と指導して欲しい人を結び付けるしくみづくりが必要です。

スポーツには本来持っている体力や健康の増進など個人的効果や地域コミュニティの醸成など社会的効果に加え、地域活性化につながる経済的效果といった多面的な効果があります。これを踏まえ、スポーツを通じた地域活性化を図るため、今後はスポーツとツーリズム（観光事業）を融合した概念である「スポーツツーリズム」を意識した施策展開が求められます。本市は全国規模の大会を開催可能な総合体育館や高尾山をはじめとする豊かな自然など資源に恵まれており、スポーツツーリズムにつながる「スポーツ資源」が豊富であるといえます。今後は、この豊富な資源と交通アクセス性の良さを活かしたスポーツ施策の展開が必要です。

【施策の方向】

- 総合型クラブの設立促進及び既存クラブの活動の安定化支援を行います。
- スポーツ関係団体が主体的に大会の企画・運営が行えるよう支援するとともに、各団体の活動の活性化を図ります。

- 地域スポーツを支える担い手の確保及び人材育成並びに外部指導者の活用を図ります。
- 八王子の特性及びスポーツ資源を有効に活用し、地域の魅力発信、地域間交流及び経済効果に資する施策を展開します。

【主な取組】

- ◆ 総合型クラブ未設置の地域に対する啓発活動及び既存団体間のネットワーク化支援
- ◆ スポーツ関係団体によるスポーツ大会開催支援及び都民体育大会等広域的な大会への選手派遣支援
- ◆ スポーツ推進委員の活性化及び市内大学等との連携による指導者の派遣
- ◆ 全国規模の大会の誘致などスポーツツーリズムの取組及び本市の特性を活かしたアウトドアスポーツイベントの開催

【関連する市の計画】

★ 八王子市スポーツ推進計画

■ 総合型地域スポーツクラブ設立状況

平成25年4月末現在

No.	団 体 名	設立年月日	No.	団 体 名	設立年月日
1	浅川地区総合型地域スポーツクラブ	平成18年9月24日	11	多摩ニュータウンスポーツクラブ	平成20年9月1日
2	恩方たけスポーツクラブ	平成19年6月2日	12	横山中部スポーツクラブ	平成20年9月20日
3	中野地区地域総合型スポーツクラブ	平成19年8月6日	13	九小・二中地区スポーツクラブ	平成20年9月24日
4	横川総合型地域スポーツクラブ	平成20年4月8日	14	加住地区総合型スポーツクラブ	平成20年12月13日
5	八王子市陶器地区スポーツクラブ	平成20年5月13日	15	第四地区市民体力つくりの会	平成21年1月1日
6	第三地区スポーツクラブ	平成20年5月17日	16	第2地区さわやか健康スポーツ推進連絡会	平成21年1月1日
7	第八地区スポーツクラブ	平成20年6月1日	17	元八王子東小地区総合型地域スポーツクラブ	平成21年4月6日
8	NPO法人はちきたSC	平成20年6月3日	18	第一地区スポーツクラブ	平成21年5月16日
9	横山南スポーツクラブ	平成20年6月14日	19	式分方小地区総合型地域スポーツクラブ	平成21年6月11日
10	子安地域スポーツクラブ	平成20年7月14日			

資料：「八王子市スポーツ推進計画」（八王子市教育委員会）



▲地域のスポーツ活動を支える「スポーツ推進委員」



▲自然を活かしたスポーツ「オリエンテーリング」
※京王線高尾山口駅前の案内看板（東京都オリエンテーリング協会）

【現状と課題】

平成25年9月、ブエノスアイレスで開催された国際オリンピック委員会（IOC International Olympic Committee の略）総会において、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催地が東京に決定しました。開催地東京都内の自治体として、本市もオリンピック・パラリンピック開催に向け「観る」「支える」「する」という3つの視点から、さまざまな施策に取り組んでいきます。

世界各国から最高峰の技術レベルを持った選手が集い、競技を繰り広げるオリンピックは、「観る」スポーツの最たるものといえます。2012年に開催されたロンドンオリンピックのメダリストのパレードでは、約50万人もの観客が銀座に集まり、スポーツが多くの人々に感動を与えることを示しました。トップアスリートの真剣なプレーは、観る者すべてに感動を与える力があり、とりわけ、将来のアスリートを夢見るジュニア世代にとっては、夢や希望を与える貴重な経験となります。オリンピックの機運を各地で高めるためにも、「観る」環境を整える必要があります。

「支える」スポーツとは、ボランティアとして大会運営を支える活動やスポーツインストラクターとして指導現場に立つことなどさまざまな形が考えられます。平成25年に開催されたスポーツ祭東京2013東京多摩国体においては、述べ1,583人ものスポーツボランティアが関わっており、この経験を活かし、地元開催となる東京オリンピックにおいても、ボランティアの機運の更なる醸成が期待できます。

もう一つの視点として、大会そのものではなくアスリートを側面から「支える」取り組みも求められます。例えば、2008年北京オリンピックでは、25か国以上の国々のアスリートが直前の合宿地として日本国内で調整を行いました。本市も、合宿地として積極的にアプローチし、各国の選手の受入れ体制を整えていく必要があります。

一方、「する」スポーツの視点では、国は「スポーツ基本計画」において、トップアスリートを発掘・育成・強化するためスポーツ団体、強化・研究関係機関、地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援を強化することとしています。特にジュニア期においては、そのスポーツ活動の場は学校が中心となることから、部活動の現場がアスリートの発掘・育成のための重要な役割を担うこととなりますが、そうした現場において子どもたちの個々の特性や能力を見出すための取組が求められます。そのためには、指導に必要な知識・技能の習得に加え、高い倫理観を備えた指導者の育成に努めていく必要があります。

【施策の方向】

- 「観る」スポーツの環境を整備します。
- 大会の運営や選手を「支える」取組を行います。
- 大会を契機とした「する」スポーツの振興を図ります。

【主な取組】

- ◆ パブリックビューイングの環境の整備及び学校における「観る」スポーツの奨励
- ◆ オリンピック事前キャンプやナショナルトレーニングセンター*誘致の検討及びスポーツボランティアの養成
- ◆ ジュニア育成事業の推進、指導者の資質向上及びスポーツ顕彰制度の創設

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市スポーツ推進計画



▲スポーツを「支える」ボランティア（東京多摩国体「スポーツ祭東京2013」で）



▲市役所や駅に横断幕などを掲げて八王子にゆかりのある「オリンピック選手」を応援

15

郷土八王子の理解を深める文化の保存・継承

文化財の魅力の発信や歴史・伝統芸能についての体験学習等を通じて、郷土八王子の歴史や文化に興味をもち、より理解を深めることをめざします。

施策 41

文化財や伝統芸能の保存・継承と活用 【重点】

【現状と課題】

子どもを対象とした体験学習を行うことにより郷土八王子に対する関心を高め、文化財などを保存し、後世に継承していく心を育む事業を実施しています。しかし、本市に新たに居住した子どもたちは文化財などに触れる機会が少なく、関心が高いとは言えない状況です。

こうした課題を解決するために、八王子車人形*や民俗芸能の公演など、発表の場を設け、これらの後継者育成講座を実施するなど、伝統芸能の保存・伝承への支援を行い、伝統芸能に対する親しみと理解を深め、保存と伝承する心を育む機会を充実させる必要があります。

さらに、八王子のまちの起こりでもあり、戦国時代の終わりという歴史的転換のきっかけともなった八王子城を、日本100名城にふさわしい史跡として適正に保存管理を行うとともに、多くの人に訪れてもらうように発掘調査を進め、その成果を形にするなど、整備の充実が求められています。

文化財や歴史・伝統芸能について学ぶことを通じて、郷土八王子の歴史や文化に興味をもち、より理解を深めることができるよう、引き続き取組を進めていく必要があります。

【施策の方向】

- 歴史ある八王子に伝えられてきた八王子城跡などの貴重な文化財を保護しながら、市民の皆さんが、郷土愛を育んでいただけるよう、その価値や魅力に触れられる多くの機会を提供します。
- 子どもたちや新たな市民が、わがまち八王子を理解できるよう、歴史関連の体験学習やワークショップなど、歴史を学ぶ機会を充実させます。
- 八王子車人形や説経節、木遣、獅子舞の伝統芸能の公演や後継者育成講座などを開催し、市民に伝統芸能への興味を深めるとともに伝統芸能の継承について理解と関心を高めます。

【主な取組】

- ◆ 八王子城跡の保存管理・整備活用についての「国指定史跡八王子城跡保存管理計画*」に沿った新たな整備計画の策定及び事業の展開
- ◆ 郷土資料館での地域資料を紹介する企画展の実施及び資料集の刊行
- ◆ 地域の歴史や文化を学芸員が歩きながら紹介する「文化財見て歩き」の実施
- ◆ 子どもの歴史学習に効果的な遊びを通じた体験学習等の開催
- ◆ 親子で八王子の歴史や文化を学び、理解できるよう八王子に古くからあるものを採り上げたワークショップの開催
- ◆ 八王子に伝わる民俗芸能である車人形や説経節、獅子舞や木遣などの公演及び講座の開催
- ◆ 市民に伝統芸能への興味を深める伝統芸能後継者育成講座の開催及び伝統芸能の継承の支援

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市文化振興計画
- ★ 八王子市生涯学習プラン
- ★ 国指定史跡八王子城跡保存管理計画



▲郷土資料館で行われたワークショップ



▲市内の歴史遺産をめぐる文化財見て歩き



▲平成25年に検出された八王子城跡御主殿の池跡



▲オリンパスホールで舞われた上川子ども獅子

【現状と課題】

これまで郷土資料館（昭和42年開館）は、博物館法による登録博物館の資格を有した近隣自治体の中でも突出した存在の博物館として、大きな役割を果たしてきました。しかし、開館後47年が経過し、現在では施設の老朽化とともに、八王子が歴史ある街であるがゆえに多くの資料が集められ、その保管環境は非常に厳しい状況となっています。

また、多くのスペースを文献資料等の収蔵場所に転用したことにより、郷土史家・学生などの研究のための資料閲覧も実施場所が狭くなり、市民の学習意欲に十分に応えられないことも課題となっています。

そこで、八王子の歴史の理解を深め、貴重な文化財を次世代に継承していくとともに、郷土への関心を高め、誇りと郷土愛を醸成していくためには、新たな施設の整備が必要となっています。

一方、「八王子ビジョン2022」では、郷土資料館や八王子城跡ガイダンス施設*及び絹の道資料館*の3つ合わせた施設の利用者数の目標を平成34年度に10万人としています。平成25年度の実績は約7.5万人となっていますので、この目標を達成するためには、各施設が来館意欲を高める事業を展開し、利用者数を増やすことも課題となっています。

【施策の方向】

- 老朽化した郷土資料館に替わる新たな施設の整備を進めます。
- 八王子城跡ガイダンス施設や絹の道資料館の魅力向上のために、郷土資料館の収蔵資料を活用した事業展開を進め、施設の利用促進を図ります。
- 各施設の立地条件を活かし、地域の歴史愛好団体と協働した事業を実施するなど、地域の歴史を学ぶ場として活用を図ります。

【主な取組】

- ◆ 新たに整備する施設の機能や設備の調査・検討
- ◆ 新たに整備する施設の整備関連事業の推進
- ◆ 現在の郷土資料館等に収蔵されている資料を活用した事業の推進
- ◆ 地域団体や歴史愛好団体との協働による事業の推進

【関連する市の計画】

- ★ 八王子市文化振興計画
- ★ 八王子市生涯学習プラン
- ★ 国指定史跡八王子城跡保存管理計画



▲「絹の道」の賑わいの歴史を伝える絹の道資料館



▲絹の道資料館で市民主催のランタンフェスタを開催



▲47年間わが街の歴史を発信し続けた郷土資料館



▲展示と体験コーナーを備えた郷土資料館展示室



▲国指定史跡内にある八王子城跡ガイダンス施設



▲ガイダンス施設で行われた親子手作り甲冑教室

第6章 計画の推進と進行管理

計画を進めるために

市教育委員会や学校が推進していく施策や教育活動についての情報を発信し、保護者・家庭・地域の理解・協力を得て、それぞれの役割を果たしながら一人一人の子どもを育成していくための協働体制を整えていきます。

また、市長部局が担う子ども・子育て支援、福祉、防災、文化等に関する施策と深く関連していることから、関連部署と積極的にかかわり合って連携を図っていきます。

そして、「はちおうじっ子」を育ていくために、市教育委員会・学校・関連部署と保護者・家庭・地域が一体となって、めざす教育の目的や意義を共有し計画を推進していきます。

なお、これまでの「ゆめおり教育プラン」に基づき推進してきた施策には、その取組がすでに定着しており本計画で掲げていないものもありますが、必要な施策は継続して取組を進めていきます。

点検・評価の実施

本計画を実効性のあるものにしていくためには、施策の取組状況を定期的に検証し、必要に応じて見直し・改善を行うしくみづくりが必要です。

市教育委員会では、42の施策ごとに課題や取組の方向性を明らかにし、取組状況の点検・評価を継続的に行い、その結果に関する報告書を公表するとともに市議会に報告し、施策の見直し・改善に反映させていきます。

特に、16の重点施策の取組状況については、毎年度当初に、可能な限り客観的なデータなどを用いて具体的な目標を設定し、着実に事業を推進していきます。さらに、年度末には目標に対する達成度の確認を行い、第三者評価として学識経験者による意見をいただき、これらを参考に着実な計画の進行管理を行うとともに、予算編成への反映に努めていきます。

なお、急速に変化する社会の中で、対応すべき新たな課題が生じた場合や、国や東京都の施策に新たな展開や見直しがあった場合など、必要に応じて本計画の見直しを行います。

資料編

第2次八王子市教育振興基本計画策定検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 第2次八王子市教育振興基本計画の策定に必要な事項を検討するため、第2次八王子市教育振興基本計画策定検討会（以下「策定検討会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 策定検討会において、意見又は助言を求める事項は次のとおりとする。

- (1) 八王子市における教育を巡る状況や課題と今後の教育のあり方に関すること。
- (2) 今後の具体的な教育施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(構成)

第3条 策定検討会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 小・中学校長 2名
- (3) 学校運営協議会委員 2名
- (4) 児童・生徒の保護者 2名
- (5) 一般公募市民 2名
- (6) 教育委員会事務局職員 7名
- (7) その他教育委員会が必要と認めた者 若干名

(会議)

第4条 策定検討会は、学校教育部長が招集し、座長を務める。

- 2 学校教育部長は正当な理由により委員が欠席する場合、当該委員が指名した者を代理者として認めることができる。
- 3 学校教育部長は、必要と認めたときは、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 策定検討会の庶務は、学校教育部学校教育政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、学校教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月26日から施行し、第2条に定める事項の事務完了をもって廃止する。

第2次八王子市教育振興基本計画策定検討会委員名簿

番号	区 分	氏 名	所属等
1	学識経験者	北 俊夫	国士舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授
2	小・中学校長	中込 順子	美山小学校長
3	小・中学校長	田中 史人	松木中学校長
4	学校運営協議会委員	宮道 邦男	第二小学校学校運営協議会委員
5	学校運営協議会委員	高橋 清一	加住小中学校学校運営協議会長
6	児童・生徒の保護者	秋間 勝仁	第九小学校PTA会長 小学校PTA連合会長
7	児童・生徒の保護者	野田 清信	恩方中学校PTA 中学校PTA連合会長
8	一般公募市民	半田 敏雄	
9	一般公募市民	小磯 由美子	
10	学校コーディネーター	貴家 由美子	愛宕小学校学校コーディネーター
11	教育委員会事務局職員	野村 みゆき	学校教育部長
12	教育委員会事務局職員	相原 雄三	学校教育部指導担当部長
13	教育委員会事務局職員	天野 克己	生涯学習スポーツ部長
14	教育委員会事務局職員	豊田 学	図書館部長
15	教育委員会事務局職員	小俣 勇人	学校教育政策課長
16	教育委員会事務局職員	山本 武	学校教育部統括指導主事 (企画調整担当)
17	教育委員会事務局職員	小柳 悟	生涯学習政策課長

※10番の区分「学校コーディネーター」は第2次八王子市教育振興基本計画策定検討会開催要綱第3条（7）その他教育委員会が必要と認めた者

第2次八王子市教育振興基本計画策定検討会の経過

会議	開催日	内容
第1回	平成26年4月22日（火）	策定検討会の進め方について 第2次八王子市教育振興基本計画の構成案について
第2回	平成26年5月27日（火）	八王子市教育振興基本計画の振り返りについて 今後10年間を通じてめざす教育の姿について
第3回	平成26年6月24日（火）	学校選択制について 地域運営学校について 家庭教育について
第4回	平成26年7月22日（火）	家庭教育について 生涯学習について 放課後子ども教室について
第5回	平成26年8月21日（木）	小中一貫教育について 施策体系について
第6回	平成26年10月2日（木）	施策体系について 重点施策、成果指標について
第7回	平成26年10月28日（火）	施策体系について 骨子案（素案）について
第8回	平成26年11月10日（月）	第2次八王子市教育振興基本計画（素案）について
第9回	平成26年12月16日（火）	第2次八王子市教育振興基本計画（素案）パブリック コメント用について 第2次八王子市教育振興基本計画（案）について
第10回	平成27年2月12日（火）	第2次八王子市教育振興基本計画計画（素案）に対す るパブリックコメントについて 第2次八王子市教育振興基本計画（案）について

用語の説明（本文中*表示）

【ア行】

◆アクティブプラン to 2020

東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の調査結果を基に、新たに体力向上の到達目標を定め、それに向けた具体的な取組の計画。東京都教育委員会、市教育委員会、学校が一体となって推進する。

◆アシスタントティーチャー

少人数学習集団による指導や、習熟度別学習を行う際にチームティーチングによる指導を行い、児童・生徒の学力向上を図ることを目的とした教員免許を取得している授業補助教員のこと。各教科や特別活動、総合的な学習の時間等の指導補助を行う。

◆いじめ防止対策推進法

国において、いじめへの対応と防止について学校や行政等の責務を規定した法律。平成25年9月28日に施行された。

◆栄養教諭

国において、学校における食育の推進に中核的な役割を担う制度として創設され、平成17年度から施行されている。食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うことにより、地場産物を活用して給食と食に関する指導を実施するなど、教育上の高い相乗効果が期待されている。

◆音声調整卓

学校内の放送室から音声を各教室で放送するため機器。

【カ行】

◆外国人外国語学習指導補助者

外国語活動や外国語（英語）科の授業時間及び全教育活動を通して英語教育を推進するための小・中学校に英語を母国語とする外国語等学習指導補助者（ALT Assistant Language Teacher の略）のこと。

◆ガイダンス機能

将来にわたり、自己の主体的な進路選択に向け、説明したり、指導したりすること。

◆学習指導要領

全国どここの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するために、各教科等の目標や内容などを文部科学省が定めているもので、教科書や学校編成する教育課程の基準となるもの。現行の学習指導要領は、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から実施している。

◆学力向上・学習状況改善計画

市立小・中学校において、学力調査等の結果の分析をもとに、児童・生徒の学力向上及び学習状況の改善のための具体的な取組の計画。

◆学校安全ボランティア

児童生徒や地域の安全確保を目的として、学校と連携しながら登下校時の見守り活動や通学路のパトロールなどに取り組んでいるPTAや保護者、地域の方々などのボランティアのこと。平成13年度から実施している。

◆学校運営協議会

地域住民や保護者等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する合議制の機関。

◆学校経営計画

市立小・中学校が中・長期的な展望に立ち、当該年度の学校運営、小中一貫教育、学習指導、生活指導、保護者・地域との連携等の具体的な目標と方策を設定し、学校の自律的な改革と教育の質的向上を図ることを目的として作成するもの。

◆学校コーディネーター

学校の要請に応じて、教育支援ボランティアを活用できるよう、登録されたボランティアとの連絡調整を行う人。

◆学校サポーター

各学校の指導方針や個別の教育支援計画に沿って学級担任の指導を支え、特別な支援を必要とする児童・生徒のいる学級をサポートする有償ボランティアのこと。平成22年度から、それまでの特別支援サポーターとメンタルサポーターを統合して学校サポーターとした。

◆学校サポートチーム

八王子市立学校が八王子市教育委員会、保護者及び関係機関等と連携してチームを組織することにより、児童・生徒の問題行動に継続的かつ柔軟に対応することを目的としている。

◆学校支援事務局

学校コーディネーターを配置し、学校の教育活動を円滑に支援することを目的とした事務局。

◆学校司書

学校図書館の運営を支援し、児童・生徒及び教員による学校図書館の利用・活用の一層の促進に資する専門職。

◆学校生活支援シート

「個別の教育支援計画」ともいう。児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、長期的な視点で一貫して的確な支援を行うことを目的として作成するもの。生涯に渡る「個別の支援計画」のうち、学齢期においては学校が中心になって、教育、福祉、医療、就労等の様々な側面から、関係機関や保護者とも連携して作成される。

◆学校提案型予算

各学校の自主・自律的な学校経営及び学校の教育力の向上を図り、また独自性を発揮した教育活動を推進するため、校長を中心とした教職員が企画する事業計画書に基づき、予算を配分する仕組みで、主に教材等の物品整備費を内容とする「ゆめおり応援予算」と講師や学習協力者等への報償費を内容とする「特色ある学校づくり予算」を統合し、平成25年度から導入した。

◆学校図書館サポートセンター

学校図書館の充実及び児童・生徒の学校図書館活用の活性化を図ることを目的として設置しているもので、学校司書を学校図書館に派遣して、学校図書館読書指導員への指導や中央図書館等との連携による学習資料の提供等を行う。

◆学校配分予算

教育費予算のうち、市立小中学校に係る経費の一部を、当該校長に配分している予算。

◆学校評価

各学校が自らの教育活動その他の学校運営についてめざすべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組についての評価。学校経営計画と連動して計画的に実施し、評価結果の説明を通して、学校関係者の理解を得るとともに、自校の教育活動の一層の充実・改善を行う。

◆絹の道資料館

生糸商人、八木下要右衛門（やぎしたようえもん）の屋敷跡に建てられた。資料館は当時の雰囲気伝えるような建物に、庭には土蔵や排水溝の跡が整備され、展示室内には絹の道や製糸・養蚕に関する資料を展示している。

◆キャリア教育

望ましい勤労観・職業観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる教育。

◆教育支援人材バンクセンター

教育活動の充実を図るため、さまざまな特技、技能及び経験のある市民ボランティアを市立小・中学校に派遣する制度。教育支援人材バンクセンターでは、教育支援ボランティアの登録・研修、関係諸機関・各学校支援事務局との連携、学校への情報提供などを行う。

◆教育ネットワークシステム

教育委員会事務局と学校及び学校間を結びICTを活用するためのネットワーク。児童・生徒によるインターネット等を活用した調べ学習や教員による教材作成、または成績処理など、学習活用や校務処理などに活用している。

◆教育用パソコン

パソコン教室で児童・生徒が使用するものや、教員が教材作成用として使用するパソコン。

◆国指定史跡八王子城跡保存管理計画

国指定史跡八王子城跡及びその周辺地域を適切に保存していくため、史跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくための基本方針・方法・現状変更の取扱基準等を定めることを目的に平成27年に策定。

◆広域部活動

学校の小規模化、指導員不足などにより、生徒の興味関心に応じた部の設置や運営が困難な学校において、複数の中学校が連携して行う部活動のこと。他校の生徒を受け入れる「拠点校方式」と、隣接する学校が合同して行う「合同部活方式」がある。

◆広報「はちおうじの教育」

教育行政に対する理解を深めていただくために、教育行政の情報提供として年4回発行している教育委員会発行の広報紙。

◆校務用パソコン

教員が成績処理や児童・生徒のデータを管理するために使用するパソコン。

◆国民生活基礎調査

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的に実施される調査。

◆子育て応援企業

子育てにやさしいまちを目指して、子育て中のお母さん・お父さんを応援し、子どもの成長をやさしく見守るサービスを提供する企業。幸運の四葉のクローバーに子どもと大人の笑顔を重ねたシンボルマークが目印。

◆子育てひろば

地域の子育て家庭支援のために、保育所、児童館、子ども家庭支援センターや地域子ども家庭支援センターで子ども同士、親同士の交流や仲間づくりの促進、育児講座などの啓発活動、子育てに関する相談を行っている。

◆子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）

児童虐待の増加や深刻化と支援を要する子どもと家庭に対応するため、福祉、医療、教育、保育、司法等の関係機関相互の情報共有などの連携を確保する目的で八王子市子ども家庭支援センター条例に基づき構築されているもの。また、これは児童福祉法第25条により「要保護児童対策地域協議会」として位置付けられている。

◆子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく。平成27年4月から施行される。

◆個票システム

児童・生徒の出欠状況等について、学校と教育支援課登校支援チームが情報の共有を図り、より早い段階からの組織的な登校支援や関係機関との連携等に活用することをねらいとしたシステム。その情報を踏まえ、スクールソーシャルワーカーや心理相談員等が学校訪問などを行い、児童・生徒についての状況把握と必要に応じた助言を行う。

【サ行】

◆持続可能な社会の担い手を育む教育

現代社会のさまざまな課題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動。（E S D Education for Sustainable Developmentの略）。

◆指定管理者制度

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた。

◆就学援助

経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費、通学費、修学旅行費、給食費等の援助を行う制度。

◆就学支援シート

保育園・幼稚園での生活で支援が必要な子どもや、一斉活動の時に個別の配慮が必要な子どもが小学校等に入学したとき、その子に合った支援や配慮が継続されるよう、園での生活や様子などを担任の先生と保護者が記入し、保護者が小学校・学童保育所へ直接伝えるもの。平成19年度から導入している。なお、就学支援シート自体は障害の有無を問うものではない。

◆授業改善推進プラン

八王子市学力定着度調査等の結果をもとに、自校の課題と課題解決の方策を整理し、授業改善の方策を示した計画。保護者・地域住民にも公開している。

◆小1プロブレム

子どもが社会性を十分身に付けることができないまま小学校に入学することにより、精神的にも不安定さをもち、周りの児童との人間関係をうまく構築できず集団生活になじめないこと。

◆生涯学習コーディネーター入門講座

生涯学習活動や地域活動の担い手として、必要な理論・技法を学び、市民の生涯学習活動を支援する人を養成する講座。生涯学習の基本的な知識を学ぶだけでなく、講座やイベントを企画する実習も行い、学びを支援するコーディネーター能力を身につけることを目的としている。

◆生涯学習フェスティバル

市民が、ふれあい、学びあい、交流できるきっかけづくりの場とするため、市と生涯学習を推進する市民団体が協働して開催する催しで、毎年1回開催している。

◆小中一貫教育

特色ある学校づくりを推進する中で、義務教育9年間の教育活動を見通して、学力の向上や社会性・人間性豊かな児童・生徒の育成、心身の発達段階に応じたきめ細かな指導体制の確立をめざすもの。本市では、平成20年7月に「小中一貫教育に関する基本方針」を決定し、平成23年4月から市内全校で実施。

◆小中一貫教育指導資料

特色ある学校づくりを推進する中で、義務教育9年間の教育活動を見通して、児童・生徒の学力向上を図り、社会性・人間性豊かな児童・生徒の育成をめざす小中一貫教育を全校で実施するため、市立小・中学校が共通して使用する指導資料。

◆小中一貫教育の日

小中一貫教育の取組のひとつとして「小中一貫教育の日」を定め、小・中学校間で児童・生徒の交流や教員の交流、保護者や地域の方との連携等の取組を行う。年3回実施している。

◆小中一貫授業研究委員会

各教科や重要な教育課題ごとに、学びの連続性や系統性を重視した授業研究を行う小・中学校の教員で組織された委員会。授業を公開したり、小中一貫教育研修会で授業研究の成果を発表することなどを通じて、教育課題解決に向けた取組を推進している。

◆書画カメラ

資料など主に平面の被写体をビデオカメラで撮影して映像信号に変換する装置。主にオーバーヘッドプロジェクター（OHP）など教育やプレゼンテーションの場で利用されてきた機器を置換する目的で利用される。

◆食育リーダー

学校で組織的な食育の推進を図るため、食に関する指導の全体計画作成や授業改善などの助言、家庭・地域への情報発信等を行い、家庭や地域との連携におけるコーディネーターの役割を担う。

◆市立小・中学校適正配置推進計画

平成21年1月に策定した「市立小・中学校の適正配置に関する基本方針」に基づき、教育環境の整備・充実を図り、教育活動の効果を高めていくことを目的に、市立小・中学校の適正配置を推進する具体的な計画を明示するものとして、平成21年3月に策定した。

◆市立小・中学校の適正配置に関する基本方針

少子化の進行が見込まれる中、次世代を担う子どもたちにとって、教育活動の効果を高めるための望ましい教育環境の基盤を整備・充実していくために、市立学校の適正配置に関する基本的な考え方と推進していくための方策を市教育委員会がまとめたもの。平成21年1月に策定した。

◆人権教育推進委員会

市立小・中学校における人権教育を推進するために設置した委員会。人権教育の授業研究の実施、人権教育の啓発資料の作成等を行う委員会。

◆スーパーバイザー

相談員に対して、専門的見地から相談のあり方等を指導・助言する人のこと。この指導・助言のことをスーパーバイズという。

◆スクールガードリーダー

教育委員会が委嘱した警察官OB等のことで、学校や通学路等を巡回し、PTAや地域の学校安全ボランティア等への指導、安全に関する学校の取組への助言、危険箇所の点検や不審者への適切な対応について指導を行う。平成17年度から実施している。

◆スクールカウンセラー

臨床心理士等の資格を持ち、小・中学校に配置され、配置校の校長の指揮監督の下に、児童・生徒のカウンセリング及びそれらに関する教職員や保護者への助言や援助等の職務を行う。

◆スクールソーシャルワーカー

社会福祉士の資格を持ち、小・中学校の不登校やいじめ対策として、福祉の専門的な立場から、学校訪問や家庭訪問などにより、教員と保護者の関係を調整したり、子ども家庭支援センターや児童相談所等の関係機関と連携を図って子どもの環境改善を支援する。

◆生活指導主任研修会

児童・生徒一人一人が明るく活き活きと毎日の学校生活を送ることができるように、生活指導の一層の充実をめざし、望ましい生活指導のあり方についての研修を深め、生活指導主任相互の資質・能力の向上と連携を図り、学校における指導に役立てることを目的とする。

◆セーフティ教室

小・中学校において、児童・生徒の健全育成の充実を図るとともに、保護者・市民の参加の下に、学校・家庭・地域・関係機関等が連携し、非行や犯罪被害の防止等を目的として実施している。

◆全国学力・学習状況調査

全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握するとともに、その分析をすることで、今後の教育施策の改善を図ることなどを目的として実施される調査で、小学6年生、中学3年生の児童・生徒を対象にしている。

◆全国体力・運動能力、運動習慣等調査

小学5年生、中学2年生を対象とした文部科学省による全国調査。体力の状況を把握・分析し、体力向上に関する検証改善サイクルを確立するとともに、生活習慣との関係を分析し、体育・健康に関する指導に役立てることを目的としている。

◆総合型地域スポーツクラブ

地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、「多種目」「多世代」「多志向」のスポーツクラブ。本市には平成27年2月現在、19団体ある。

◆ソーシャルネットワークサービス

人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」と定義される。あるいはそういったサービスを提供するウェブサイト。

【タ行】

◆体育主任連絡会（研修会）

小・中学校の体育主任を対象に、各学校の取組の情報交換等を行い、児童・生徒の体力向上に資することを目的とする。

◆第9次八王子市交通安全計画

八王子市域の交通安全を総合的・計画的に推進するために平成24年2月に策定した。交通安全に関する市民の行動指針として、自助、共助の取組を呼びかけるものであり、八王子市、八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署及び関係機関等は、この計画に基づき一体となって各種の交通事故防止対策を実施していく。

◆第3次八王子市子ども育成計画

次世代育成支援対策推進法で策定が義務づけられた市町村行動計画として、「市町村子ども・子育て支援事業計画」「ひとり親家庭自立支援計画」「母子保健計画」を包含する八王子市のめざす子ども・子育て支援の方向性や目標、施策を定めた総合的な計画。平成27年に策定。

◆第3次読書のまち八王子推進計画

平成27年に策定した「読書のまち八王子」の実現に向けた基本的な指針を示す計画で、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども読書活動推進編」と、市民の生涯にわたる読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「生涯読書活動推進編」で構成される。

◆第2期教育振興基本計画

国において、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき平成25年6月14日付けで、閣議決定した。

◆第2期八王子市地域福祉計画

第1期計画の目標、「だれもが、地域の中で、共に支えあい、安心して、元気で生き活きと暮らすことができるまちづくり」を継承し、更なる地域福祉の発展と充実をめざした計画として平成25年3月に策定。

◆第2期八王子市保健医療計画

「自分で、家庭で、地域で、笑顔あふれる健康なまちづくり」を基本理念に、「いつまでも元気で健康的な生活を送るために」と「健康を損なったとき、健康回復に向けた支援のために」の2つの視点から市民と行政が一体となり、笑顔があふれる健康なまちづくりに取り組み、保健医療のさらなる充実をすすめる計画として、平成25年3月に策定。

◆第2次八王子市環境基本計画

市民・事業者の自発的な環境保全活動と市の環境施策とを総合的かつ計画的に推進することにより、八王子の望ましい環境像の実現をめざす計画として平成26年3月に策定。

◆体罰防止月間

教員等の体罰に対する認識をあらためるとともに、体罰に頼らない指導の徹底、体罰を許さない風土づくりのための取組。本市では平成26年度は7月から9月の3か月を体罰防止月間と位置付け、校内研修や校長による面談の実施、保護者会等における学校の生活指導体制及び体罰防止のための手だて等の説明などを行った。

◆体罰防止セルフチェック

教員一人一人の体罰防止の意識を高めるために、平成26年度は10月から毎月チェック表に基づき日々の児童・生徒に対する指導について自己点検を実施している。

◆体力向上推進委員会

市立小・中学校の校長及び副校長、教育委員会事務局職員その他必要と認める者を委員として、小・中学校における体力向上のための方策について検討する委員会。

◆高尾山学園

さまざまな理由で登校することができない児童・生徒のために平成16年4月に設立した小中一貫の学校。児童・生徒の状況に応じて、一人一人の心の安定を図るとともに適切な学習支援と集団活動の中で人間関係をよりよく保つ力を養い、生きることへの自信や社会的な自立を促すことをねらいとしている。

◆男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）

「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして」を基本目標として、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、平成26年3月に策定した計画。

◆地域安全マップ

子どもたち自身が犯罪被害防止能力や交通事故防止能力を高めるため、-通学路等を点検して「犯罪が起りやすい場所」「交通事故が起りやすい場所」を表した地図。作成にあたっては、PTAや地域の方と連携して行う場合もある。

◆地域運営学校

地域住民、保護者等の学校運営への参画を通じて、一層地域に開かれ、地域とつながる学校とするため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定による学校運営協議会を設置する学校。文部科学省は「コミュニティスクール」と呼んでいるが、本市では「地域運営学校」と呼び、平成19年度から実施している。

◆中1ギャップ

小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等が増加したりすることで課題となっている。

◆中核市

人口規模の大きな市が都道府県の事務を行う制度のひとつで、政令で指定する人口20万人以上の市。
本市は平成27年4月1日に中核市に移行し、東京都が行っていた福祉、都市計画、環境や教育分野などの事務権限の一部の移譲を受けた。

◆通級指導学級

通常学級に在籍して週1回程度の指導・支援を受ける学級で、八王子市では情緒障害、発達障害、難聴、言語障害がその対象となっている。なお、難聴学級、言語障害学級は、「きこえの教室」「ことばの教室」と呼んでいる。

◆チームティーチング

2人以上の教職員が連携・協力して一人一人の児童・生徒及び集団の指導の展開を図る指導方法及び形態。

◆適応指導教室

長期で欠席している児童・生徒やその保護者のための手助けになるよう設置されたもの。在籍校や総合教育相談、登校支援チーム等と連携して、本人の状態に応じた学習や相談を行い学校復帰を支援する場所。市内には「ぎんなん」（教育センター内）、「まつのみ」（鹿島小学校内）、「やまゆり（※）」（高尾山学園）がある。
※やまゆり（高尾山学園）は、高尾山学園への転入学希望者を対象とし、ゆるやかな転入学を支援する。

◆東京都教育ビジョン（第3次）

東京都の教育振興基本計画。平成25年度からの5年間を中心に中・長期的に取り組むべき基本的な方向性・主要施策を示すものとして平成25年4月に策定。

◆東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査

平成23年度から東京都が独自に実施している、都内公立学校の小学生から高校生まで都内公立学校の全児童・生徒を対象に実施している東京都統一体力テスト。

◆登校支援チーム

教育、心理、福祉の各領域の専門家チームで構成され、個票システムの活用や学校訪問などを通して、不登校児童・生徒の実態把握や分析を行い、不登校の未然防止や教員による有効で適切な早期対応について支援をする。また、不登校対策関連施設での支援の状況を把握して学校と関係機関との連絡調整を行う等、登校支援ネットワーク全体を統括、調整する役割を担っている。さらに、スクールソーシャルワーカーの派遣や高尾山学園内の適応指導教室（やまゆり）の運営を行っている。

◆道徳授業地区公開講座

家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、道徳教育の充実のために、平成14年度から全小・中学校で開催している。①道徳の授業の質を高め、道徳の時間の活性化を図ること ②意見交換を通して、家庭・学校・地域社会が一体となった道徳教育を推進すること ③道徳の授業を公開することにより開かれた学校教育を推進することを目的としている。

◆特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識を持ち、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うために校長に指名された教員のこと。複数名を指名する学校も増えている。

◆都市政策研究所

地方分権の進展や社会情勢の急激な変化にあたり、新たな時代に対応する先駆的政策や施策を広く調査研究し、その具体化を図ることを目的として平成22年4月に設置された組織内シンクタンク。

【ナ行】

◆ナショナルトレーニングセンター

我が国のトップレベル競技者が同一の活動拠点で集中的・継続的な強化活動を行うための拠点。

◆日本語巡回指導

日本語の理解が不十分で学校生活や学習活動に適應することが困難な児童・生徒を対象として、学校を巡回して初期の日本語指導を行っている。

【ハ行】

◆八王子車人形

江戸時代に、初代西川古柳が文楽系の三人遣いの人形を、ろくろ車という道具を使って一人遣いに改良し考案した人形芝居。東京都無形文化財の指定を受けており、現在は5代目西川古柳氏を中心に保持団体である西川古柳座が国内外での公演を行うほか、小・中・高校生などへの車人形体験などの指導も行っている。

◆八王子市いじめ防止基本方針

いじめを重大な問題ととらえ、教育委員会と学校、家庭、地域、関係機関が連携して、いじめの防止等の対策を推進するために方針を示したもの。平成26年3月に策定した。いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうるということを大前提とし、すべての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止として、「いじめは決して許されない」という生活指導面からの学校の指導の徹底と、児童・生徒が豊かな情操や道徳心、自他の人格を尊重し合う態度などを養うことが重要であるとしている。

◆八王子市学力定着度調査

基礎的・基本的な学習内容に関する自らの定着度を、児童が客観的に認識することにより、確かな学力を身に付けるための目標及び課題を明確にした主体的な学習習慣を身に付けることを目的として実施。また、各学校は調査結果に基づき、学力定着度の実態に応じた教育計画や指導方法、指導内容の改善を図る。本市では国・都の調査に先行して平成14年度から実施している。

◆八王子市教育情報化推進プラン

本計画に定める教育の情報化を着実に進めるための具体的施策を示す計画として、平成27年に策定。

◆八王子市教員育成研修基本方針

子どもたちに質の高い教育を提供し、保護者・地域から信頼される教員を育成するために、八王子市の教育に求められる教師像を明確にしたうえで、職層に応じて育成したい資質・能力を高めるための研修体系を整備したもの。平成27年4月の中核市移行にともない策定した。

◆八王子市交通マスタープラン

まちづくりなどと連携を図りながら交通政策を効果的に展開していくため、「八王子ビジョン2022」で示されたまちづくりの基本理念や、「第2次八王子市都市計画マスタープラン」で示された20年後の都市ビジョンの実現を目的として平成27年に策定した計画。

◆八王子市高齢者計画 第6期介護保険事業計画

団塊世代が後期高齢者となる平成37年を見据え、高齢者が地域で安心して暮らせる体制を整備するため、本市の高齢者施策と介護保険事業の総合的・効果的な推進を図るため、「健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち」を基本理念に平成27年に策定した計画。

◆八王子市ごみ処理基本計画

一般廃棄物のうち、ごみを対象とした「ごみ処理基本計画」として平成25年3月に策定。

◆八王子市産業振興マスタープラン（第2期）

「魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち」を実現するため、「本市の持つ多くの資源を活かし、産業を多様に結びつけ、新たな産業とにぎわいを創出する」を基本方針とする本市の産業振興に向けた総合的かつ具体的な指針として平成25年に策定。

◆八王子市生涯学習プラン

市民の誰もが、いつでも、どこでも学ぶことができる環境整備が進み、学びを通じた人とひととの交流やつながりが生まれ、学んだ知識や経験を社会で活かすことができる生涯学習のまち八王子をめざすため、平成27年に策定。

◆八王子市障害者計画 第4期障害福祉計画

「八王子市障害者計画」は八王子市障害者施策の基本となるもので、「障害福祉計画」は生活支援に関する施策について具体的な目標値を定めたもの。障害者とその家族を支援する体制が充実し、地域住民とともに支えあいながら住み慣れた地域で生き生きと暮らすため、「自立支援の充実」、「社会参加の促進」を図るしくみづくりとして平成27年に策定。

◆八王子城跡ガイダンス施設

八王子城の歴史や意義などを、初めて訪れた方にもわかりやすく解説する施設として、平成24年10月に開設。内部には、展示解説スペースのほか、休憩・レクチャースペースがある。

◆八王子市小中一貫教育に関する基本方針

特色ある学校づくりを推進する中で、心身の発達段階に応じたきめ細かな指導体制を確立し、義務教育9年間の教育活動を見通して、児童・生徒の学力向上を図り、社会性・人間性豊かな児童・生徒の育成をめざすことを目的に平成20年7月に策定。

◆八王子市立小・中学校における食育推進計画

食育基本法に基づき、子ども達が豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、食育を生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けて、本市の未来を担う子ども達が、健康で、自立した社会人として生きていくことができるよう、食育を推進することとし、平成21年4月に策定した。

◆八王子市立小・中学校における食育推進計画 はちおうじの食育【実行編】

平成21年4月に策定した八王子市立小・中学校における食育推進計画を体系的に整理し、校内体制・指導体制を確立して行動実践するための食育に関する「はちおうじスタンダード」を示すものとして平成24年4月に策定した。

◆八王子市食育推進計画

「食を大切にすると人々を育むまち」を将来像とし、3つの基本目標と乳幼児から高齢者まですべてのライフステージごとの取組などを掲げ、食を通じて家族、地域、自然がつながることを目指し、市民一人一人が望ましい食生活を実践できることを目的に平成23年3月に策定。

◆八王子市スポーツ推進計画

市民の一人ひとりが自分に合ったスポーツの楽しみ方を見付け、生涯を通じ健康でいきいきと暮らせる社会を実現するために、「スポーツとともに生きる」を基本理念とし、さらにスポーツを通じ地域を活性化させ、八王子をより元気なまちにすることをめざし、平成26年3月に策定。

◆八王子市第二次特別支援教育推進計画

平成18年10月に策定した「特別支援教育推進計画」の成果と課題を踏まえ平成25年4月に策定。学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等を含めた障害のある児童・生徒への理解と認識および指導力を高め、また、関係機関との連携を計画的に進めること、次世代を担うすべての子どもたちが将来の自立に向けて自己の能力を十分発揮できる、安定的で持続可能な環境を整備すること、特別支援教育の理念や基本的な考え方が市民全体に共有されることを目指すことを目的に策定した計画。

◆八王子市多文化共生推進プラン

日本人も外国人も国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、共に暮らしていく「多文化共生のまちづくり」を実現していくための基本指針として平成25年3月に作成した計画。

◆八王子市地域情報化計画

情報通信技術（ICT Information and Communication Technologyの略）がもたらしている急激かつ大幅な社会構造の変化に的確に対応した行政運営や地域社会の情報化を推進するため、市が目指すべき方針と目標を定め、実施するICT施策を明らかにした計画で、平成25年6月に策定。

◆八王子市地域防災計画

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市の防災力の向上及び減災を図ることを目的として、市を主体に、東京都、警視庁、東京消防庁をはじめ、さまざまな防災関係機関の代表者を委員とする八王子市防災会議が作成する計画で、災害を防ぐために平常時から行う予防対策や災害が発生したときの対応などを定めた計画。

◆八王子市特別支援教育推進計画

障害のある児童・生徒に対する学校の理解と認識及び指導力を高め、学校を中心とした関係諸機関の協働体制の整備を計画的に推進していくことを通して、次世代を担うすべての子どもたちが将来に渡って自己の能力を十分発揮できる安定的で持続可能な体制を整備し、特別支援教育の目指す理念や基本的な考え方が市民全体に共有されることを目的として、平成18年10月に策定した計画。

◆八王子市の家庭教育8か条

教育基本法第10条（家庭教育）の趣旨をふまえ、八王子市として家庭教育の重要なポイントについてまとめたもの。平成21年2月に発行。市立小・中学校を通じて各家庭に毎年度配布している。平成26年度からは幼稚園、保育園を通じて就学前児童の世帯にも配布している。

◆八王子ビジョン2022

市政運営の基本的な指針であるとともに、あらゆる市民の諸活動のよりどころとなる基本構想と、そこに掲げる都市像を実現するための基本的な施策展開とめざす姿を示す基本計画からなる市の最上位計画。平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間としている。平成25年3月に策定。

◆八王子市文化振興計画

八王子の固有の資産である文化資源や、市民の文化活動を活かし、また、新たな文化創造を通じて、未来へ繋がる文化振興の体制を確立し、推進していくことをめざし、平成18年3月に策定。

◆パワーアップ研修

教員の職務の中心である授業力の向上、指導の専門性、指導技術を高め、日々の職務に活かすことを目的として行う研修。本市の教員を対象に夏季休業期間中に実施している。平成27年度からは指導力パワーアップ研修に改名。

◆ピーボくんの家

子どもたちが不審者などにつけまわされた時などに避難できるよう、ステッカーを店舗入口や玄関先などに掲出している場所。小学校PTA連合会が中心となり、協力者は、PTAを通じて登録する。

◆ブックスタート事業

地域の赤ちゃんに本と出会い、親しむ機会を贈るとともに、子育てに役立つ情報を伝え、親と子のふれあいのひとときを応援する事業。赤ちゃんが健やかに育ち、またその保護者が安心して子育てができる環境づくりに寄与することを目的としている。

◆ふれあい月間

各学校におけるいじめや不登校、暴力行為等の問題行動への取組状況を総点検するとともに、問題行動の未然防止や早期発見・早期対応等につながる具体的な取組を進めることを目的に、毎年度3回実施している。

◆放課後子ども教室

文部科学省が平成16年度から実施した、「地域子ども教室推進事業」の内容を変更し、平成19年度から始まった事業。本市では平成19年度から8校区で試行実施した。運営は小学校区ごとに組織された推進委員会に委託し、放課後や夏休みなど年間を通して実施する。実施日数は地域の実情や活動内容を踏まえて推進委員会が定め、時間は放課後から夕やけチャイムまで。実施体制は安全管理員2～3人、学習アドバイザー、コーディネーター。体験や遊び、交流活動の指導等については地域の人材がボランティアで参画する。平成26年度は56校区で実施している。

◆放課後子ども総合プラン

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の整備を進めていくもの。

◆保・幼・小子育て連絡協議会

地域の中で子どもの発達を連続したものとして捉え、子どもがよりよく育つよう、保育園、幼稚園と小学校、学童保育所や児童館などが相互に連携する取組。

【ヤ行】

◆ゆめおり教育プラン

平成18年に改正された教育基本法で地方公共団体において教育振興基本計画を定めることとされたことを受け、平成22年2月に市の基本計画と教育委員会が定めた教育目標に沿って策定した八王子市の教育振興基本計画のこと。

【アルファベット】

◆ALT

Assistant Language Teacherの略。「外国人外国語学習指導補助者」の項を参照。

◆AV調整卓

学校内の放送室から映像・音声を各教室で放送するため機器。

◆E-Learning

パソコンやインターネットなどを利用して行う学習のこと。教室で学習を行う場合と比べて、遠隔地でも学習できる点や、コンピュータならではの教材が利用できる点などが特徴とされる。

◆ESD

Education for Sustainable Developmentの略。「持続可能な社会の担い手を育む教育」の項を参照。

◆ICT機器

パソコン・書画カメラ・デジタルテレビ・プロジェクタ・デジタルカメラ等の情報通信技術を備えた機器。

ICTとは「Information and Communication Technology」の略で情報通信技術のこと。これまでIT (Information Technology) という言葉が広く使われてきたが、人と人、人とモノを結ぶ通信技術も重要視されるようになり、国の計画においてもICTという言葉に置き換わりつつある。

◆ICT支援員

授業準備や校務において、教員のICT活用についてサポートを行う専門家。

◆OJT

On the Job Trainingの略で、仕事中、仕事遂行を通して訓練をすること。

◆PDCAサイクル

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

◆PFI手法

Private Finance Initiativeの略。平成11年7月に制定された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法で、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指すもの。本市では、平成25年10月に開館したエスフォルタアリーナ八王子(総合体育館)の整備に活用した。

◆SNS

Social Networking Serviceの略。「ソーシャルネットワーキングサービス」の項を参照。

第2次八王子市教育振興基本計画
ビジョン はちおうじの教育
(平成27～31年度)
平成27年2月

発 行 八王子市教育委員会
編 集 学校教育部学校教育政策課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
TEL 042-620-7403
FAX 042-627-8811
E-mail b301500@city.hachioji.tokyo.jp
URL <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>